

【ティラド環境法規制クイックガイド】

[目次へ](#)

株式会社 ティラド

経営企画室

ISO委員会

発行: 2014年7月7日
改訂: 2015年1月8日
改訂: 2015年6月17日
改訂: 2016年7月22日
改訂: 2016年11月4日
改訂: 2017年9月19日
改訂: 2018年8月6日
[改訂: 2019年2月8日](#)

初版
第2版
第3版
第4版
第5版
第6版
第7版
第8版

第1章 環境法への対応

1.1 社会の同行と企業への期待の変化	2
1.2 改正版ISO14001の順守義務と企業への期待	8
1.3 改正版ISO14001順守評価の要求事項と対応	10
1.4 ISO14001の『力量、教育訓練及び自覚』要求事項とその対応	11
1.5 法的資格と一覧表の整備	12

第2章 環境法規制クイックガイドの活用方法

2.1 本書の使用方法	13
2.2 法令の形式	13
2.3 法律の規制の種類	13
2.4 環境条例の調べ方(都道府県、市町村条例)	14
2.5 環境法動向の最新状況	14
2.6 クイックガイドのための企業関連法特定・順守項目チェックリスト	15

第3章 企業関連法の解説

3.1 環境法規制の解説	24
(E1) 廃棄物処理法	25
(E2) PCB廃棄物処理特別措置法	35
(E3) 地球温暖化対策推進法	38
(E4) 省エネ法	41
(E5) 建築物エネルギー消費性能向上法	46
(E6) フロン排出抑制法	48
(E7) 化学物質排出把握管理促進法	57
(E8) 大気汚染防止法	59
(E9) 自動車Nox・PM法	67
(E10) 水質汚濁防止法	69
(E11) 浄化槽法	74
(E12) 下水道法	76
(E13) 土壌汚染対策法	78
(E14) 騒音規制法	81
(E15) 振動規制法	83
(E16) 工場立地法	85
(E17) 公害防止組織整備法	87
(E18) 消防法	89
(E19) 高圧ガス保安法	95
(E20) 毒物及び劇物取締法	99
(E21) 労働安全衛生法	102
(E22) 家電リサイクル法	109
(E23) 小型家電リサイクル法	111
(E24) 自動車リサイクル法	113

第1章 社会の同行と企業への期待の変化

1.1 企業のリスクと環境経営の必要性

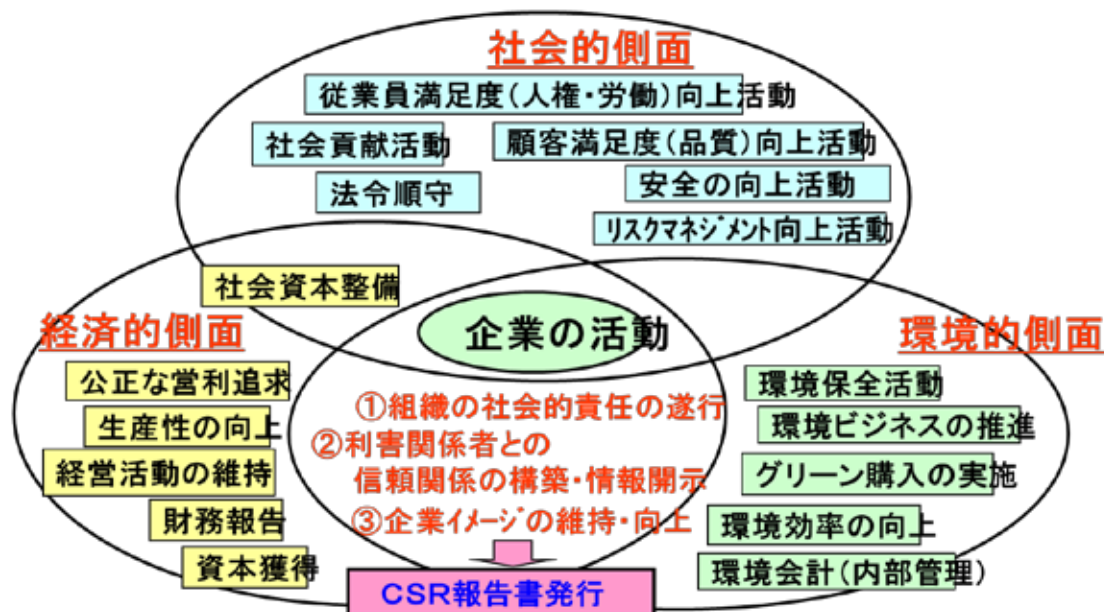
◆企業の順守違反例；CSRの充実、環境経営の必要性

①2018年6月	ES社	アスベスト含有の成形板であるスレートが飛散した土地取引を巡る訴訟でES社に59億円の賠償命令の判決が出た。
②2016年5月	TR社	空箱置場設置に伴う緑地面積減少に伴いその対応に関しA県に相談時、工場立地法に関する緑地面積変更届未提出及び緑地面積率基準値未達が判明。年度内の緑地面積の改善計画及び始末書提出を要求され、条例改正に伴いH町に提出。
③2016年1月	DK社	廃棄食品転売事件発覚、ダイコーは資格停止で倒産。倉庫の保管食品が腐敗し社会的な問題になる。結局廃棄委託した大企業各社が責任を負い、自主回収等膨大な費用負担を背負う。
④2014年10月	AS社	廃棄物処理を無許可業者に委託、ずさんな法認識で執行役員3名が送検
⑤2012年10月	NS社	姫路製作所でアクリル酸中間貯蔵タンク爆発事故が発生し消防士を含む37人が死傷。初動対応も含め調査中。
⑥2012年5月	DH社	委託排出業者との情報授受不備による利根川水系へのホルムアルデヒド流出により行政指導を受ける。

目次

◆環境経営を目指すための トリプルボトムラインの考え方

トリプルボトムラインとは、1997年に英国のサステイナビリティ社のジョン・エルキントン氏が提唱し世界的に広まったもので、従来の経済的側面に加え**社会的側面**、**環境的側面**における企業活動の成果を情報開示することによって企業の信頼性を高め、**環境経営**をめざすことが重要であるという考え方。



全ての企業で、このような法令違反をリスクと考え対応することが求められています。他社の違反事例でも自社に置換え、管理体制を常に見直し、改善することが重要です。行政処分に伴い操業がストップすれば、客先への部品供給も必ずストップします。

目次

【持続可能な開発目標(SDGs)】

2015年9月、国際連合は、より良き将来を実現するために今後15年かけて極度の貧困、不平等、不正義をなくし、私たちの地球を守るための計画「持続可能な開発のための2030アジェンダ」を採択しました。そのアジェンダは、17の目標と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」を掲げています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



貧困をなくそう 飢餓をゼロに 全ての人に健康と福祉を
質の高い教育をみんなに ジェンダー(男女機能)平等を実現しよう
安全な水とトイレを世界中に エネルギーをみんなにそしてクリーンに
働きがいも経済成長も 産業と技術革新の基盤をつくろう
人や国の不平等をなくそう 住み続けられるまちづくりを
つくる責任つかう責任 気候変動に具体的な対策を 海の豊かさを守ろう
陸の豊かさも守ろう 平和と公正を全ての人に パートナリシップで目標を達成しよう

これは、2015年に国連が採択した先進国を含む国際社会全体の2030年に向けた環境・経済・社会についてのゴールです。

企業はこれまで、消費者のため、地域社会のため、そして生活環境の維持のために求められる製品やサービスを提供してきました。しかし、昨今の少子高齢化による人材不足や消費者ニーズの多様化等により、売り上げ拡大や事業承継において課題を抱える企業が多いのではないのでしょうか。企業が将来に渡って継続し、より発展していくために必要となるのが、長期的な視点で社会のニーズを重視した経営と事業展開です。

そこで、今、ビジネスの世界では、経営リスクを回避するとともに、新たなビジネスチャンスを獲得して持続可能性を追求するためのツールとして、SDGs(エスディージーズ)の活用が注目を集めています。

環境省 - 持続可能な開発目標(SDGs)活用ガイド(本編・資料) - を下記参照

<https://www.env.go.jp/policy/sdgs/index.html>

【SDGsの活用によって期待できる4つのポイント】

ポイント1 企業イメージの向上

SDGsへの取組をアピールすることで、多くの人に「この会社で働いてみたい」という印象を与え、より多様性に富んだ人材確保にもつながるなど、企業にとってプラスの効果をもたらします。

ポイント2 社会の課題への対応

SDGsには社会が抱えている様々な課題が網羅されていて、今の会社が必要としていることが詰まっています。これらの課題への対応は、経営リスクの回避とともに、社会への貢献や地域での信頼獲得にもつながります。

ポイント3 生存戦略になる

目次

取引先のニーズの変化や新興国の台頭など、企業の生存競争はますます激しくなっています。今後はSDGsの対応がビジネスにおける取引条件になる可能性もあり、持続可能な経営を行う戦略として活用できます。

ポイント4 新たな事業機会の創出

取組をきっかけに、地域との連携、新しい取引先や事業パートナーの獲得、新たな事業の創出など、今までなかったイノベーションやパートナーシップを生むことにつながります。

【日本政府のSDGs対応】 ゴール6. を例にすると、

持続可能な開発目標 (SDGs)

ミレニアム開発目標 (MDGs)

● 環境のゴールに「水と衛生」

目標1.	貧困・飢餓
目標2.	初等教育
目標3.	ジェンダー
目標4.	乳幼児死亡率
目標5.	妊産婦の健康
目標6.	感染症
目標7.	環境(水と衛生)
目標8.	グローバルなパートナーシップ

持続可能な開発目標 (SDGs)

● 独立した水に関するゴール

● 水災害など多くの水問題も反映

目標1.	貧困
目標2.	飢餓・食糧・農業(2.4 水災害等への適応)
目標3.	健康・福祉(3.3 水系感染症等、3.9 水質等に係る死亡・疾病)
目標4.	教育・生涯学習
目標5.	ジェンダー
目標6.	水と衛生・持続可能な管理(水と衛生、排水処理・利用、水利用効率、統合水資源管理、生態系保全・回復ほか)
目標7.	エネルギーへのアクセス
目標8.	経済成長・雇用
目標9.	インフラ・産業・技術革新
目標10.	格差の是正
目標11.	都市・人間移住(11.5 水関連災害等)
目標12.	生産・消費(12.4 水等への化学物質、廃棄物放出削減)
目標13.	気候変動
目標14.	海洋(14.7 水産養殖等を通じた経済便益)
目標15.	陸域生態系・森林・砂漠化・生物多様性(15.1 淡水生態系等、15.3 土壌回復(砂漠化、水災害))
目標16.	平和、司法へのアクセス、制度
目標17.	グローバルなパートナーシップ



水循環の姿

1/6

<水循環>

水が、蒸発、降水、流下又は浸透により、海域等に至る過程で、地表水又は地下水として河川の流域を中心に循環すること。



<健全な水循環>

人の活動及び環境保全に果たす水の機能が適切に保たれた状態での水循環。

(出典：内閣官房水循環政策本部事務局)

10

水循環基本法の制定

○都市への人口集中、産業構造の変化、地球温暖化に伴う気候変動等の要因により水循環が変化

○渇水、洪水、水質汚濁、生態系への様々な問題が顕著に

○健全な水循環を維持又は回復するための施策を、**総合的かつ一体的に**推進することが必要

水循環基本法の制定 (平成26年7月1日施行)

(出典：内閣官房水循環政策本部事務局)

11

水循環基本計画のポイント

1. 流域単位で水循環計画を新たに策定

- 地方公共団体、国の地方支分部局、事業者、団体、住民等が一体となり、**流域水循環協議会**を設置。
- 流域水循環協議会が、各分野の横串を刺した総合的な**流域水循環計画**を策定。H29.4までに全国で27計画を認定・公表
- 流域水循環計画で示される基本的な方針のもとに有機的な連携が図られるよう、森林、河川、農地、下水道、環境等の水循環に関する各種施策について関係者は相互に協力し、施策を実施。



2. 関係者が一体となった地下水マネジメント

- 地方公共団体、国の地方支分部局、地下水利用者、その他の関係者が連携し、**地下水協議会**を設置。
- 地下水協議会の構成主体が連携し、地下水の実態把握、保全・利用、涵養、普及啓発等に関して基本方針を定め、**地域の実情に応じ段階的に実施**。
- 国と都道府県は連携を図り、観測、調査、データ整備及び分析を実施。



(出典：内閣官房水循環政策本部事務局)

14

[かながわ生物多様性計画\(平成28年3月\)](#)
[市町村による都市緑地法に基づく「緑の基本計画」策定の指針](#)

これを受けて市町村で「[緑の基本計画](#)」策定
例) [秦野市](#)では「[秦野市環境基本計画](#)」を策定

【基本施策】 [地下水・里川の保全と活用](#)
[環境学習による人材育成と協働・連携による推進体制づくり](#)

[神奈川県SDGs未来都市計画\(平成30年8月\)](#); 県が自治体SDGsモデル事業に選定
[中小企業向けの「SDGs Compass\(企業行動指針\)」を作成し、商工会連合会等へ推進を呼びかける。](#)

目次

新憲章のポイント(前文)

持続可能な社会の実現に向けた企業の役割を明記

2010年版

- 社会から信頼と共感を得るために -
 企業は、……広く社会にとって有用な存在でなければならない。



2017年版

- 持続可能な社会の実現のために -
 企業は、……持続可能な社会の実現を牽引する役割を担う。

企業が社会に求められる行動とは

1. 社会に有用な付加価値および雇用の創出



Society 5.0の実現を通じたSDGsの達成

(主に第1条)

2. 自律的で責任ある行動



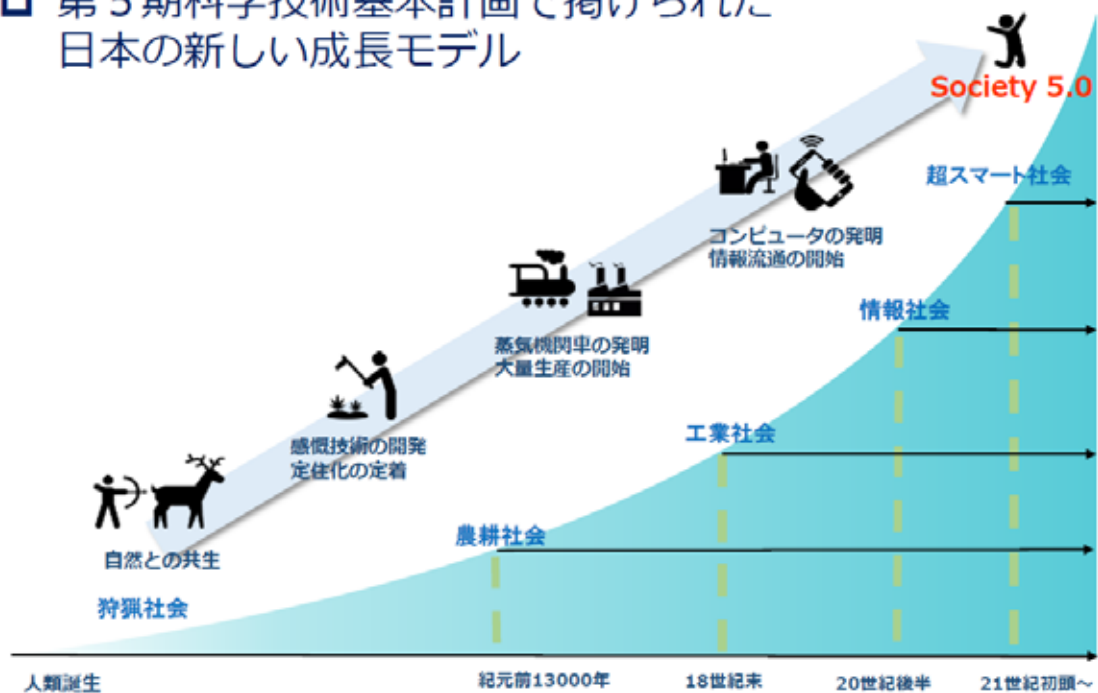
人権の尊重
働き方の改革
危機管理の徹底

サプライチェーンの行動変革への働きかけなど

(各条文)

- Society 5.0 -

第5期科学技術基本計画で掲げられた日本の新しい成長モデル



Society 5.0は「課題解決」と「未来創造」の視点を兼ね備えた新たな成長モデル
さらには、国連で掲げられたSDGsの達成にも大いに貢献するもの



新企業行動憲章(2017年11月8日改定)

企業は、公正かつ自由な競争の下、社会に有用な付加価値および雇用の創出と自律的で責任ある行動を通じて、持続可能な社会の実現を牽引する役割を担う。そのため企業は、国の内外において次の10原則に基づき、関係法令、国際ルールおよびその精神を遵守しつつ、高い倫理観をもって社会的責任を果たしていく。

1. 持続可能な経済成長と社会的課題の解決

2. 公正な事業慣行

3. 公正な情報開示、ステークホルダーとの建設的対話

4. 人権の尊重

5. 消費者・顧客との信頼関係

Keidanren
Japan Business Federation



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

6.働き方の改革、職場環境の充実

7.環境問題への取り組み

8.社会参画と発展への貢献

9.危機管理の徹底

10.経営トップの役割と本憲章の徹底

1.2 改正版ISO14001の順守義務と企業への期待

ISO14001 - 2015 4.2 利害関係者のニーズ及び期待の理解
 組織は次の事項を決定しなければならない。
 c) それらのニーズ及び期待のうち、組織の順守義務となるもの

ISO14001 - 2015 6.1.3 順守義務
 * 組織は、次の事項を行わなければならない。
 a) 組織の環境側面に関する順守義務を決定し、参照する。
 b) これらの順守義務を組織にどのように適用するかを決定する。
 c) 環境マネジメントシステムを確立し、実施し、維持し、継続的に改善するときにこれらの順守義務を考慮に入れる。
 組織は、順守義務に関する文書化した情報を維持しなければならない。
 注記) 順守義務は、組織に対するリスク及び機会をもたらす得る。

附属書A A.6.1.3 順守義務

- a) 政府機関又はその他の関連当局からの要求事項
- b) 国際的な、国の及び近隣地域の法令及び規制
- c) 許可、認可又はその他の承認の形式において規制される要求事項
- d) 規制当局による命令、規制又は指針
- e) 裁判所又は行政審判所の判決

ISO14001-9.1.2 順守評価

組織は、順守義務を満たしていることを評価するために必要なプロセスを確立し、実施し、維持しなければならない。

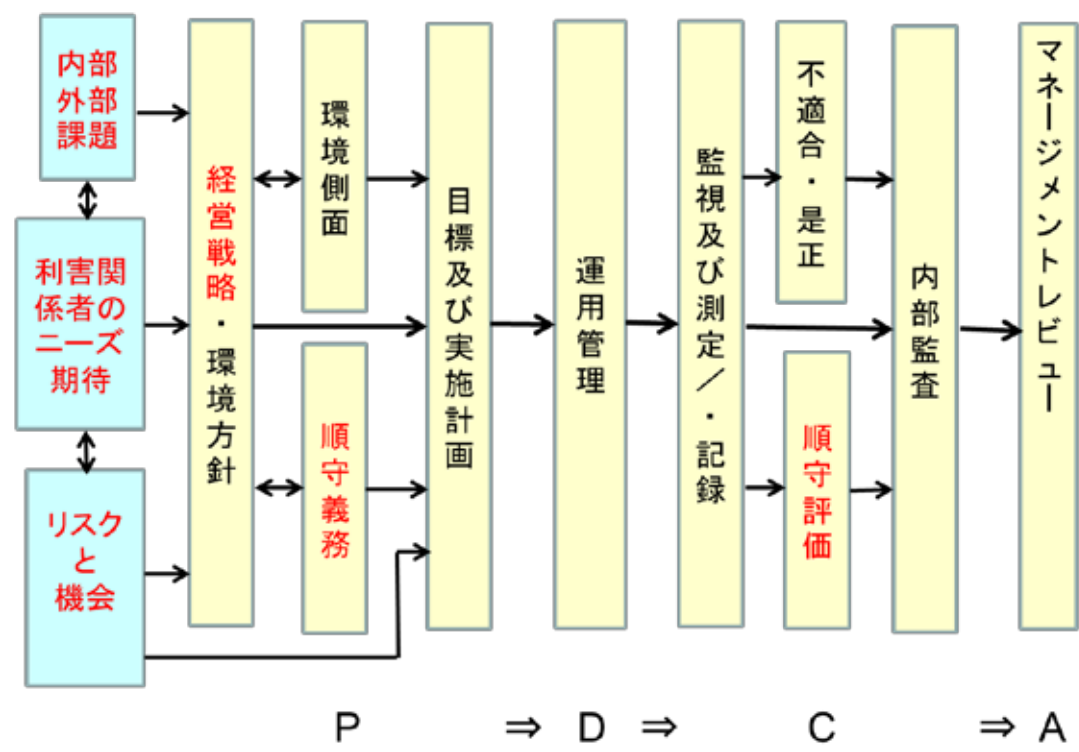
組織は、次の事項を行わなければならない。

- a) 順守する頻度を決定する。
- b) 順守を評価し、必要な場合には、処置をとる。
- c) 順守状況に関する知識及び理解を維持する。

組織は、順守評価の結果の証拠として、文書化した情報を保持しなければならない。

[目次](#)

ISO14001:2015 改正版の構成



[目次](#)

ISO14001以外の環境マネジメントシステムでの「順守義務」

KES、エコアクション21、エコステージ等ISO14001以外の環境マネジメントシステムにおいても、その各規格及びガイドラインで環境関連法令の順守が要求されています。具体的には下記の各項目が要求されています。

- (1) 組織が特定した環境関連法令の一覧表の整備。
- (2) 法改正に対応した年1回の一覧表の見直し最新のもので管理する。

【環境関連法的その他の要求事項調査】				
環境関連法的及びその他の要求事項 適用調査表				
	法規等名称	適用条件(抜粋)	適用or外	当組織で適用を受ける該当施設
大 気	大気汚染防止法	「ばい煙発生施設」「粉じん発生施設」設置。又は1万m ³ /h以上	適用or外	
	自動車NOx・PM法	対象地域。関東8都県市は「ディーゼル」車のみ。販売・製造・使用事業者	適用外	
水 質	水質汚濁防止法(下水道法)	特定施設から公共用水域へ排出。(50m ³ /d以上汚水等の排出)	適用外	
	浄化槽法	浄化槽使用者	適用外	
騒音・振動	騒音規制法	指定地域。30tプレス機、7.5kw以上の空気圧縮機等特定施設	適用外	
	振動規制法	指定地域。機械プレス、空気圧縮機等特定施設	適用外	
悪 臭	悪臭防止法	規制地域。特定悪臭物質	適用外	
廃 棄 物	廃棄物処理法	一般廃棄物、産業廃棄物、特別管理産業廃棄物がある	適用	廃棄物の収集、分別、保管
	フロン回収破壊法	フロン類を含む第一種特定製品(エアコン、冷蔵庫・冷凍器)の廃棄	適用外	
	改正リサイクル法	パソコン所有者、紙製造業、ガラス容器製造業、建設業他	適用	パソコン
	家電リサイクル法	テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンの消費者、事業者、小売業者他	適用	テレビ、冷蔵庫、エアコン
	自動車リサイクル法	自動車所有者、引き取り業者、フロン回収業者、解体業者他	適用外	
容器包装リサイクル法	特定容器利用、製造、特定包装利用の事業者	適用外		
土 地	工場立地法	敷地9,000m ² 、建物3,000m ² の新設(増設)、工業団地他	適用外	
	土壤汚染対策法	有害物質特定施設を設置していた土地、土壤汚染の生ずる土地	適用外	
地下水	工場用水法	指定地域内の地下水採取	適用外	
エネルギー	省エネルギー法	原油換算1,500kl/年以上使用、輸送事業者、特定機器製造他	適用外	
化学物質	労働安全衛生法	有害物製造、有機剤、特化剤、鉛予防剤の指定物質の使用	適用	廃棄物の収集、分別、保管
	毒物及び劇物取締法	毒物、劇物の製造、輸入、販売業及び業務上取扱者	適用外	
	消防法(危険物関連)市条例あり	危険物の指定量以上貯蔵、取扱い、運搬	適用外	
	高圧ガス保安法	高圧ガス、特定高圧ガス、第一種ガスの製造貯蔵等及び取扱	適用外	
	PRTR法	第一種指定(特定)化学物質の取扱事業者。常産用21名以上	適用外	
地方条例	神奈川県生活環境保全条例	大気、騒音の最小化及び廃棄物の適正処理、減量等の努力義務	適用	廃棄物の収集、分別、保管
協定・覚え書	市町村公害防止協定		適用外	
	業界規範・協定		適用外	
	地域との協定・覚え書		適用外	
顧客要求	グリーン調達、EMS導入、化学物質規制		適用	グリーン調達、EMS導入
その他	自主基準の設定、関連組織要請		適用外	

KES殿指定書式から適用要求事項をピックアップ! ***コンサル時アドバイスあり***

【要求事項のマニュアルへの反映】				
【表 - 2】 法的及びその他の要求事項の概要				
区分	名 称	要求事項	環境影響項目	管理部門
廃棄物	廃棄物処理法	・廃棄物置場の保管基準の順守 ・産業廃棄物の委託契約の締結 ・特産産廃物管理責任者の選任と届出 ・産業廃棄物マニフェストを収集運搬/処分委託の都度交付し回収する。	廃油(特管) 廃酸(特管) 汚泥 廃プラスチック	・親会社 (~) 委託B業務部(*3) (&)
リサイクル	改正リサイクル法	・長期使用、再生資源・部品利用の努力義務	パソコン	経理・総務グループ
	家電リサイクル法	・買替、廃棄等業者引渡し時リサイクル料の支払	エアコン、テレビ、冷蔵庫	
化学物質	労働安全衛生法 (有機溶剤中毒予防規則)	・有機溶剤の取扱所での掲示 ・有機溶剤を取扱う作業員への教育 ・有機溶剤作業主任者の選任	廃塗料	委託ビジネス業務部()
地方条例	神奈川県生活環境保全条例(*1)	・大気・騒音の最小化、廃棄物の削減努力 ・アイドリングストップ	廃棄一般物 車両(*2)	委託B業務部、経理・総務G
その他の要求事項	顧客要求	・親会社のグリーン調達ガイドライン	EMS登録	営業・業務グループ

*1: 伊勢原市、秦野市環境保全課に確認したところ 両市とも【神奈川県生活環境の保全等に関する条例】に順ずるとのことである。

*2: 親会社より借用车(自動車、フォークリフト)

*3: アスニ委託ビジネス業務部

目次へ

1.3 改訂版ISO14001順守評価の要求事項と対応

法的及びその他要求事項の順守状況チェック表

作成日

* チェックは 2 回 / 年以上実施す

調査実施日:

年 月 日

組織名:

	適用を受ける法規名	該当する施設・物質	法規の要求事項	適 正
大気	大気汚染防止法	・ばい煙発生施設 ・有害物質集塵機	特定施設の届出 排出・排出口基準の順守 測定・記録・保存 敷地境界線上基準の順守	
	自動車NOx・PM法	・対象地域内の特定自動車 ・特定自動車30台以上	窒素酸化物等の排出抑制の努力義務 「特定事業者」は、毎年排出抑制計画知事に提出	
水質	水質汚濁防止法	・排水処理装置	特定施設の届出	
	下水道法		排水基準の順守 測定・記録・保存	
騒音・振動	騒音規制法	・機械プレス ・圧縮機	特定施設の届出	
	振動規制法		敷地境界線上基準の順守 騒音・振動防止努力義務	
大気・水質 騒音・振動	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律		環境管理総括者の選任・届出 公害防止総括者・管理者の選任・届出	
悪臭	悪臭防止法	・トルエン・キシレン	排出基準の順守 悪臭防止努力義務	
廃棄物	廃棄物処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)	【産業廃棄物】 廃油、廃プラ 【特別管理産業廃棄物】 ・排水カドミ汚泥	保管場所表示、保管基準の順守 運搬・処分業者との委託契約 マニフェストの交付・回収 特管物管理責任者の選任届出 廃棄物の減量等の推進	
	フロン回収破壊法	・業務用エアコン	回収・運搬・破壊に要する料金の支払い 委託確認書、引取証明書等の保存(3年)	
リサイクル	改正リサイクル法	・パソコン	長期使用、再生資源の努力義務	
	家電リサイクル法	・テレビ、エアコン	買換時リサイクル料負担	
	自動車リサイクル法	・業務用自動車	車検又は買換時リサイクル料負担	
化学物質	毒物及び劇物取締法	・硫酸・苛性カリ	保管施設・容器への表示 盗難・漏洩防止	
	消防法	・灯油 ・シンナー ・過酸化化物	屋内・外貯蔵所の届出 取扱責任者の選任・届出 保管管理基準の順守	
	労働安全衛生法 (有機則、鉛則、特化則、石棉則)	・トルエン、キシレン ・粉じん等の取扱作業	作業主任者の選任・表示 作業環境測定の実施	
地方条例	神奈川県生活環境保全条例	・廃棄物、自動車	大気、騒音の最小化、廃棄物の減量努力	
	横浜市生活環境保全条例	・自動車	アイドリングストップ等の努力義務	
	横浜市廃棄物減量・適正処理条例	・廃棄物	廃棄物の減量化、資源化、空缶散乱防止等努力義務	
顧客要求 その他 (必須)	テラドグリーン調達ガイドライン テラド環境負荷物質管理基準 環境負荷物質の管理 テラド品質保証の手引 テラド有害化学物質不使用証明書	環境負荷物質の管理状況(MSDS、記録の保管等) 禁止監視物質の管理(記録の保管等) 管理帳票 新規品付加物質の調査・申告(検査データの提出状況等) 有害物質不使用証明の提出状況(期限内の報告等)		

(*) 適用を受ける法規についてのみ記載し、チェックすること。

最高責任者評価記録

(実施日: 年 月 日)

承認	発行
最高責任者	環境管理責任者

1. 評価に考慮する事項					
No.	評価事項	評価結果(指摘事項)	期限	改善内容	改善責任者
1	法的及びその他の要求事項の順守評価結果				
2	環境改善活動の進捗状況				
3	法律等行政や業界等周辺の動向				
4	関連する利害関係者の関心事				
5	前回の評価の結果				
6	その他、最高責任者が必要と判断した情報				
2. 見直し事項					
No.	環境マネジメントシステムの見直し事項	見直し結果	期限	改善内容	改善責任者
1	環境宣言、目標の見直し	(変更なしの場合) 例1) 宣言、目標は継続する例2) 変更なし			
2	環境マネジメントシステムのその他の要素の変更の必要性				
3	その他				

目次

1.4 ISO14001の「力量、認識」要求事項とその対応

7.2 力量

組織は、次の事項を行わなければならない。

- a) 組織の環境パフォーマンスに影響を与える業務、及び順守義務を満たす組織の能力に影響を与える業務を組織の管理下で行う人(又は人々)に必要な力量を決定する。
- b) 適切な教育、訓練又は経験に基づいて、それらの人々が力量を備えていることを確実にする。
- c) 組織の環境側面及び環境マネジメントシステムに関する教育訓練のニーズを決定する。
- d) 該当する場合には、必ず、必要な力量を身に付けるための処置をとり、とった処置の有効性を評価する。

注記 適用される処置には、例えば、現在雇用している人々に対する、教育訓練の提供、指導の実施、配置転換の実施などがあり、また、炉器量を備えた人々の雇用、そうした人々との契約締結などもあり得る。

組織は、力量の証拠として、適切な文書化した情報を保持しなければならない。

7.3 認識

組織は、組織の管理下で働く人々が次の事項に関して認識を持つことを確実にしなければならない。

- a) 環境方針
- b) 自分の業務に関係する著しい環境側面及びそれに伴う顕在する又は潜在的な環境影響
- c) 環境パフォーマンスの向上によって得られる便益を含む、環境マネジメントシステムの有効性に対する自らの貢献
- d) 組織の順守義務を満たさないことを含む、環境マネジメントシステム要求事項に適合しないことの意味

順法チェックの担当者、責任者は毎年改定される法律の知識を持っていますか？

上記を確実にするために、その資格として毎年外部講習を受ける等社内ルールは決めていますか？その通り運用されていますか？

[目次](#)

仕入先の状況は把握していますか？監査は実施されていますか？

本セミナーを活用すれば、対応は可能になります。

必要であれば、Y - KESのコンサルを利用し御社への出張セミナーも可能です。
是非、活用を検討して下さい。

1.5 法的資格と一覧表の整備

【法的資格の例】：貴社で必要な法的資格は？？？

安全管理者教育 / 排水処理業務教育 / 動力プレス事業所内検査
 資格取得 / 動力プレス事業所内 / プレス機械の金型等の業務に
 係る特別教育 / 高圧ガス製造保安責任 / 高圧ガス販売主任 /
 公害防止管理者(大気) / 公害防止管理者(騒音) / 公害防止管
 理者(水質) / 産業廃棄物中間処理施設技術管理者 / 危険物取
 扱者 / 電検2種 / 電検3種 / 電気主任技術者 / 電気取扱い業務
 に係る特別教育 / 電気工事士 / 移動式クレーン運転養成講習 /
 床上操作式クレーン運転技能 / クレーンの運転の業務に係る特別
 教育 / ボイラー技士免許 / ボイラー整備士免許 / ガス溶接作業主
 任者 / ガス溶接技能講習 / アーク溶接等の業務に係る特別教育 /
 研磨砥石取替え等の業務に係る特別教育 / 第1種衛生管理者 /
 プレス機械作業主任者 / 乾燥設備作業主任者 / はい作業主任者 /
 玉がけ技能講習 / 第1種圧力容器主任者 / 毒劇物取扱い責任者 /
 鉛作業主任者 / 第2種酸素欠乏危険作業主任者 / 第2種酸素欠乏
 危険作業特別教育 / 特別化学物質等作業主任者 / 有機溶剤作業
 主任者 / フォークリフト運転技能 / フォークリフト運転業務に係る特
 別教育 / 産業ロボットの業務に係る特別教育 / エネルギー管理士 /
 エネルギー管理者 / エックス線撮影作業特別教育

目次

貴社では法的資格一覧表は整備していますか？？？

免許・資格・講習区分	種別法令	名称(資格名、講習名)	教育計画 実施部署	受講者 決定部署	講習 内外 区分	更新 講習 要否	更新 時期	講習内外区分: 社内講習も可(内)、社外講習(外)												
								ISO	財務 経理	業務 開発	製造	営業	研究 設計							
国家資格	特定工場における公害防止組織の 設置に関する法律	公害防止管理者(大気)	工管部総務G	工管部総務G	外															
国家資格	特定工場における公害防止組織の 整備に関する法律	公害防止管理者(騒音・振動)	工管部総務G	工管部総務G	外															
国家資格	特定工場における公害防止組織の 整備に関する法律	公害防止管理者(水質)	工管部総務G	工管部総務G	外															
国家資格	産業物処理及び清掃に関する法律	特別管理産業廃棄物 管理責任者	工管部総務G	工管部総務G	外															
国家資格	高圧ガス保安法	高圧ガス製造保安責任者 (乙種機械・丙種化学)	生産部	生産部	外															
国家資格	高圧ガス保安法	高圧ガス製造保安責任者(第2種冷凍)	製作試験部	製作試験部	外															
資格取得講習	高圧ガス保安法	CE吸入側保安責任者(第2種貯蔵用)	製作試験部	製作試験部	外															
国家資格	エネルギーの使用に関する法律	エネルギー管理士	生産部	生産部	外															
国家資格	電気事業法	電気主任技術者(電検2種・電検3種)	生産部	生産部	外															
免許	電気事業法	電気工事士	生産部/製作-試験部	生産部/製作-試験部	外															
資格取得講習	高圧ガス保安法	特定高圧ガス取扱い主任者講習	生産部	生産部	外															
資格取得講習	エネルギーの使用の合理化に関する 法律	エネルギー管理員	生産部/製作-試験部	生産部/製作-試験部	外															
国家資格免許	消防法施行令	危険物取扱者	生産部/製作-試験部	生産部/製作-試験部	外	要	10年													
法定講習	消防法施行令	危険物取扱者保安講習	各部署	各部署	外	要	3年													
資格取得講習	消防法施行令	学種防火管理者	工管部総務G	工管部総務G	外															
資格取得講習	消防法	防火管理者	工管部総務G	工管部総務G	外															
免許	労働安全衛生法	衛生管理者(第1種・第2種)	人事総務部	人事総務部	外															
免許	労働安全衛生法	衛生工学衛生管理者	生産部	生産部	外															
国家資格	毒物及び劇物取締法	毒物劇物取扱い責任者	各部署	各部署	外															
免許	労働安全衛生法	ボイラー技能免許(特級、1級、2級)	生産部	生産部	外															
作業主任	免許	労働安全衛生法	ボイラー技能作業主任者	生産部	生産部	外	要	5年												
作業主任	技能講習	労働安全衛生法	乾燥設備作業主任者	生産部	生産部	外	要	5年												
作業主任	技能講習	労働安全衛生法	プレス機械作業主任者	生産部	生産部	外	要	5年												
作業主任	技能講習	労働安全衛生法	第1種圧力容器取扱い作業主任者	生産部	生産部	外														
作業主任	技能講習	労働安全衛生法	ボイラー取扱い作業主任者	生産部	生産部	外	要	5年												
作業主任	技能講習	労働安全衛生法	はい作業主任者	生産部	生産部	外														
作業主任	技能講習	労働安全衛生法	鉛作業主任者	生産部	生産部	外														
作業主任	技能講習	労働安全衛生法	第2種酸素欠乏危険作業主任者	生産部	生産部	外														
作業主任	技能講習	労働安全衛生法	特定化学物質及び四アルシル化合物作業主任者	生産部	生産部	外														

第2章 環境法自主チェック・ガイドの活用方法

2.1 本書の見直し改定と最新版の維持管理について

毎年度初めに当社ISO委員会メンバーとISO推進室で新しく公布施行、または改正施行された法律にも対応した内容で見直し改定して箇所は下線を引き識別します。必ず発行年度の確認をし最新版を活用して下さい。

2.2 法令の形式

法律	憲法の定めに従い国会で制定される制文法をいうが、広く法規一般をいうこともある。
施行令 施行規則	法律の施行手続きとか、法律の委任した事項等が主に規定される。その規定の形式が政令で定める場合を施行令、省令で定める場合を施行規則という。ただ、政令が施行規則である場合は、その下部の奨励には施行細則と付けられることがある。
法令	法律と命令を合わせていう。命令は政令・省令・府令をいう。
政令	法令の形式で、内閣によって制定される命令。
省令	法令の形式で、事務を分掌する行政機関である省の命令。
府令	法令の形式で、内閣府の命令
告示	公の機関がその決定した事項その他一定の事項を、公式に知らせるための形式の名称であるが、省令の一段下位の命令を定める法形式のように扱われている場合もある。
通達	上級官庁から下級官庁または職員に対して行われる一種の行政処分 の名称であり、法令の解釈や適用の一般方針を内容とするものもあれば、個々の具体的な問題についての上級官庁の見解を示すために発せられるものもある。
条例	地方公共団体の議会の制定するもの。

[目次](#)

2.3 法律の規制の種類(例:廃棄物の処理及び清掃に関する法律)

第3条 事業者の責務 (責務規定)

人として当然なすべきこと。主体の宣言的役割。

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

*環境基本法のように責務規定だけの法律はISO14001では特定しなくても良いことになっている 順守評価で具体的に評価できるものがないため!

第5条 清潔の保持等 (努力義務規定)

実施しなくても法的に罰せられることはない。

但し行政の指導・勧告があり、従わない場合公表され、社会的地位が失墜。

土地の所有者又は占有者は、その土地において他の者によって不適正に処理された廃棄物と認められる物を発見したときは速やかにその旨を都道府県知事又は市町村長に通報するように努めなければならない。

第16条 投棄禁止 (不作為義務規定)

実施してはならない義務。法的に罰せられる。

何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

第12条 事業者の処理 (作為義務規定)

実施しなくてはならない義務。法的に罰せられる。

事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には政令で定める基準に従わなければならない。

[目次](#)

2.4 環境条例の調べ方(都道府県、市町村条例)

地方自治体の行政事務に属するものと、地方自治法上規定される事項について、地方自治体の議会を経て制定される法形式。

条例は、自治事務に関し、法律の範囲内で、法令に違反しない範囲内において制定できる。調査にあたって注意したいのは「**上乘せ規制**」「**横出し規制**」である。

ステップ1. 生活環境保全条例を調べる

かつての公害防止条例(現在でも公害防止条例のままの自治体もある)
多くの自治体で公害防止条例を改正し、公害対策にその他環境政策を追加
公害規制では、大気・水質・騒音・振動について、ほぼ全ての都道府県に、
国の法律対象施設以外の施設に対して届出・規制基準順守などを義務付け
地球温暖化対策、廃棄物対策、化学物質、自然環境などの規定もあることも

ステップ2. 温暖化対策条例を調べる

生活環境保全条例とは別に、大規模排出事業者への計画書提出制度などを規定

ステップ3. 廃棄物対策条例を調べる

排出事業者への処理委託先への実地確認義務など、独自規制が多い

[TR社では環境法規制テキストをホームページに掲載しています。 サプライヤー窓口 > グリーン調達ガイドライン > 環境法クイックガイド](#) でご覧になれます。

[その第3章 環境関連法令の解説の末尾の順守チェックシート](#)では、特定された法律に対する神奈川県、愛知県、滋賀県、秦野市、名古屋市、東近江市、東浦町の条例も掲載しています。是非参考にしてください。

2.5 企業関連法動向の最新状況(2018年5月18日現在)

ISO事務局が毎年年度初めに 日本能率協会 環境法規制セミナー
第1法規 環境法令・条令基礎セミナーに参加し、変化点の情報収集を行う。

< 審議会などで審議中の法律 >

< 国会審議中 >

改正オゾン保護法
改正省エネ法(荷主)
気候変動適応法

[目次](#)

< 公布(官報) >

改正廃棄物処理法
土壤汚染対策法
改正化審法

< 施行 >

改正大気汚染防止法
建築物省エネ法
改正安衛法
改正PCB特措法
水銀汚染防止法

[目次](#)

[目次へ](#)

2.6 環境関連法特定・順守項目チェックシート

【(E1)廃棄物処理法】

チェック項目	参照ページ
産業廃棄物が排出されますか？	P25 確認1
廃棄物処理・運搬委託先と登録書写しを添付し契約書を締結していますか？	P29 2B(4)
廃棄物データシート(WDS)を提供しているか？新フォーム使用(水銀・石綿追加)？	P29 2B(4)
委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじんが含まれる場合、その旨が契約書に記載されていますか？	P29 2B(4)
委託先の許可証は期限切れをおこしていませんか？	P29 2B(4)
廃棄物処理・運搬の委託先にマニフェスト票を交付していますか？	P30 2B(5)
石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじんが含まれる場合、その数量をマニフェストに記載していますか？	P30 2B(5)
廃棄物処理・運搬の委託先にマニフェスト票を交付していますか？	P30 2B(5)
マニフェスト票が期限内に返却されなかった場合や虚偽の報告が認められたとき、都道府県知事に報告していますか？	P30 2B(5)
産業廃棄物の保管場所は種類・管理者名・連絡先等掲示版で表示し、適切に管理されていますか？石綿含有&水銀使用製品産業廃棄物は適切に保管されているか？	P28 2B(3)
発生量が1000t以上である場合、処理計画を都道府県知事に報告していますか？	P31 2B(6)
一般廃棄物は排出されますか？	P26 確認2
処理・運搬委託先は登録された適正な業者ですか？	P32 2C(1)
市町村条例に従い適切に処理されていますか？	P32 2C(2)
特別管理産業廃棄物は排出されていますか？	P27 確認3
廃棄物処理・運搬委託先と登録書写しを添付し契約書を締結していますか？	P32 2D(3)
廃棄物処理・運搬の委託先にマニフェスト票を交付していますか？	P32 2D(4)
マニフェスト票が期限内に返却されなかった場合や虚偽の報告が認められたとき、都道府県知事に報告していますか？	P32 2D(4)
特別産業廃棄物の保管場所は種類・管理者名・連絡先等掲示版で表示し、適切に管理されていますか？	P32 2D(2)
発生量が50t以上である場合、処理計画を都道府県知事に報告していますか？	P34 2D(7)
有資格者である特別管理産業廃棄物管理責任者を選任していますか？	P33 2D(5)
廃棄物が地下にある土地の形質の変更をしますか？	P27 確認4
その土地の形質に着手する日の30日前に都道府県知事に届出していますか？	P33 2E(1)

【(E2)PCB廃棄物処理特別措置法】

チェック項目	参照ページ
PCB廃棄物を保管していますか？	P35 確認1
毎年度、高濃度PCB廃棄物の保管及び処分の状況を都道府県知事に届出していますか？	P36 2A(1)
PCBの譲渡・譲受をしていませんか？	P36 2A(3)
相続・合併・分割により継承した場合は30日以内にその旨を都道府県知事に届出していますか？	P36 2A(4)
高濃度PCB、低濃度PCBそれぞれの廃棄処分契約終了後に都道府県知事に届出していますか？	P36 2A(2)
PCB使用製品を使用していますか？	P35 確認3
高濃度PCB使用製品の廃棄の見込みに関し、都道府県知事に届出していますか？	P36 2C(1)
処分期限内に廃棄することが困難な場合、都道府県知事に届出していますか？	P37 2C(2)
PCB使用製品の廃棄を終えたとき、その旨を都道府県知事に届出していますか？	P37 2C(2)

【(E3)地球温暖化防止対策推進法】

チェック項目	参照ページ
前年度の原油換算エネルギー使用量が1500kL以上の特定排出者に該当しますか？	P38 確認2
毎年度、都道府県知事に結果及び計画を報告していますか？	P39 2B(1)
市町村条例では都道府県条例より厳しい使用量が設定されていますか？	P40 3(5)
該当しますか？	
要求がある場合、毎年度、市町村長に結果及び計画を報告していますか？	P40 3(5)

【(E4)省エネ法】

チェック項目	参照ページ
年度の原油換算エネルギー使用量が1500kLを超える第2種エネルギー管理指定工場ですか？	P41 確認1
有資格のエネルギー管理員を選任し経済産業大臣に届出していますか？	P43 2A(8)
毎年度定期報告書を経済産業大臣に報告していますか？	P42 2A(4)
主務大臣より勧告・命令を受けたことがありますか？その対応はどうしましたか？	P44 2A(11)

年度の原油換算エネルギー使用量が3000kLを超える第1種エネルギー管理指定工場ですか？	P41 確認1
有資格のエネルギー管理者を選任し経済産業大臣に届出していますか？	P43 2A(7)
役員からエネルギー統括者を選任し経済産業大臣に届出していますか？	P43 2A(5)
有資格のエネルギー管理企画推進者を選任し経済産業大臣に届出していますか？	P43 2A(6)
毎年度定期報告書を経済産業大臣に報告していますか？	P44 2A(10)
毎年度中長期計画書を経済産業大臣に報告していますか？	P44 2A(9)
主務大臣より勧告・命令を受けたことがありますか？その対応はありましたか？	P44 2A(11)
年度の貨物輸送事業者に輸送される貨物輸送エネルギー使用量が3000万トンキロを超える特定荷主ですか？	P41 確認2
超える場合、経済産業大臣に報告していますか？	P44 2B(4)
定期報告書、計画書を主務大臣に提出していますか？	P44 2B(5, 6)
主務大臣より勧告・命令を受けたことがありますか？適切に措置しましたか？	P45 2B(7)
【(E5)建築物エネルギー消費性能向上法】	
チェック項目	参照ページ
建築物に関する建築主等が適用を受けますか？ (建築主として新築、増築、改築、修繕、模様替等の計画がありますか？)	P46 確認1
建築物の新築、増築、改築、修繕、模様替、空気調和設備の設置、改修の際、エネルギー消費性能の向上を図っていますか？	P46 2A(1)
所轄行政庁より建築物の設計、施工に対し指導助言を受けていますか？また、その指導、助言に対し適切に処置していますか？	P46 2A(2)
特定建築行為をしようとする建築主は、その工事を着手する前に、建築エネルギー消費性能向上計画を作成し、所轄行政庁の適合判定を受けましたか？	P46 2A(3)
床面積の合計が300㎡以上の建築主は工事に着手する21日前に所轄行政庁に届出していますか？	P47 2A(5)
【(E6)フロン排出抑制法】	
チェック項目	参照ページ
第1種特定製品管理者ですか？	P48 確認3
特定製品に冷媒として充填されているフロン類を大気中に放出していませんか？	P49 2A(1)
特定製品の全製品に対し3ヵ月に1回以上簡易点検を実施していますか？	P51 2D(4)
定格7.5kW以上50kW未満のエアコンを保有し3年に1回以上定期点検をしていますか？	P51 2D(4)
定格50kW以上のエアコンを保有し年1回以上定期点検をしていますか？	P51 2D(4)
定格7.5kW以上の冷蔵機器・冷凍機器を保有し年1回以上定期点検をしていますか？	P51 2D(4)
漏えい個所の修理は即時実施していますか？	P51 2D(4)
漏えい又は故障の場合、修理が完了するまでフロン類の充填を依頼していませんか？	P51 2D(4)
全製品の点検記録を製品廃棄まで保存していますか？	P51 2D(4)
年度ごとのフロン類の漏えい量を把握していますか？	P51 2D(4)
年度の漏えい量が1,000t-CO ₂ を超える場合所轄大臣に実績報告をしていますか？	P51 2D(4)
第1種特定製品廃棄等実施者ですか？	P51 2D(5)
第1種特定製品廃棄等実施者はフロン類充填回収業者にフロンを引渡す際に、主務省令で定められた所定の事項を記載した書面を交付していますか？	P51 2D(6)
フロン類充填回収業者から交付の引取証明書を3年間保管していますか？	P52 2D(7)
引取証明書を所定期間内に送付を受けないとき、所定事項不記載や虚偽事項記載のとき、都道府県知事に報告していますか？	P52 2D(7)
都道府県知事より指導・助言・勧告・命令を受けたことがありますか？	P52 2D(8, 9)
その対応は適切でしたか？	
【(E7)化学物質排出把握管理促進法】	
チェック項目	参照ページ
従業員が21名以上で、特定第1種指定化学物質を年間0.5t以上又は第1種指定化学物質を1t以上取り扱いますか？	P57 確認1
都道府県知事に毎年届出していますか？	P57 2A(1)
SDSを入手し作業者に閲覧できるように管理していますか？	P58 3(1)
他の事業者を提供するときは、SDSを提供していますか？	P57 2A(2)
第2種指定化学物質を取り扱っていますか？	P57 確認2
SDSを入手し作業者に閲覧できるように管理していますか？	P58 3(1)
他の事業者を提供するときは、SDSを提供していますか？	P57 2A(2)

【(E8)大気汚染防止法】	
チェック項目	参照ページ
煤煙発生施設を設置していますか？	P59 確認1
煤煙発生施設は都道府県知事へ届出していますか？	P63 2A(1)
排出基準は順守されていますか？記録は保管されていますか？	P63 2A(2)(3)
公害防止管理者は選任していますか？	P64 2A(5)
揮発性有機化合物排出施設を設置していますか？	P60 確認2
揮発性有機化合物排出施設は都道府県知事へ届出していますか？	P64 2B(1)
揮発性有機化合物排出施設の変更時は都道府県知事へ届出していますか？	P64 2B(1)
排出基準は順守されていますか？記録は保管されていますか？	P64 2B(2)(3)
一般粉じん発生施設を設置していますか？	P60 確認3
一般粉じん発生施設は都道府県知事へ届出していますか？	P64 2C(1)
一般粉じん発生施設の変更時は都道府県知事へ届出していますか？	P64 2C(1)
構造使用管理基準は順守されていますか？	P64 2C(2)
公害防止管理者は選任していますか？	P64 2C(3)
特定粉じん発生施設を設置していますか？	P61 確認4
特定粉じん発生施設は都道府県知事へ届出していますか？	P64 2D(1)
特定粉じん発生施設の変更時は都道府県知事へ届出していますか？	P64 2D(1)
敷地境界基準は順守されていますか？記録は保管されていますか？	P64 2D(2)(3)
公害防止管理者は選任していますか？	P65 2D(4)
特定粉じん排出等作業を伴う建設工事の発注を行いますか？	P61 確認5
作業開始の14日前までに都道府県知事に届出していますか？	P65 2E(1)
作業基準は順守されていますか？	P65 2E(2)
特定物質発生施設を設置していますか？	P61 確認6
故障や破損その他の事故が発生し多量の物質が排出された時は、直ちに応急の処置を講じ、速やかに復旧するとともに都道府県知事に通報していますか？	P65 2F(1)
指定物質発生施設を設置していますか？	P62 確認7
指定物質の種類及び指定物質排出施設の種類毎に定められた基準を順守しているか？	P65 2G(1)
水銀排出施設設置者ですか？	P62 確認8
水銀排出施設を設置しようとするとき、届出事項の変更するとき、都道府県知事に届出していますか？	P65 2H(1)
水銀排出施設に係る排出基準を順守していますか？	P65 2H(2)
水銀排出施設に係る水銀濃度を測定し、記録を残しこれを保持していますか？	P65 2H(3)
【(E9)自動車Nox・PM法】	
対象地域(埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・愛知県・三重県・大阪府・兵庫県)内で自動車を保有していますか？	P67 確認1
排出基準に適合しない自動車を使用していませんか？	P68 2A(1)
対策地域内にその使用の本拠地があり、対象自動車を30台以上保有している特定事業者ですか？	P67 確認2
自動車排出窒素酸化物等の排出抑制のための計画を都道府県知事に報告していますか？	P68 2B(1)
【(E10)水質汚濁防止法】	
チェック項目	参照ページ
特定施設を設置して、公共水域に水を排出していますか？	P69 確認1
特定施設は都道府県知事へ届出していますか？	P71 2A(1)
特定施設の変更時は都道府県知事へ届出していますか？	P71 2A(1)
排出口において排出基準に適合していますか？	P71 2A(2)
有害物質使用特定施設から有害物質を含む特定地下浸透水を浸透させていませんか？	P71 2A(3)
有害物質使用特定施設から有害物質を含む特定地下浸透防止のための構造及び使用方法に関する基準を順守していますか？	P71 2A(4)
有害物質使用特定施設の定期点検の記録を保管していますか？	P71 2A(5)
特定施設から公共用水域に搬出する場合又は地下浸透させる場合は汚染状態を測定し記録を保存していますか？	P72 2A(6)
公害防止管理者は選任していますか？	P72 2A(9)
有害物質貯蔵指定施設を設置していますか？	P69 確認2
所定の事項を都道府県知事に届出していますか？	P72 2B(1)
有害物質を含む水の地下浸透の防止のための構造や設置及び使用の基準は順守していますか？	P72 2B(2)
定期点検しその記録を保存していますか？	P72 2B(3)

【(E10)水質汚濁防止法】 続き	
チェック項目	参照ページ
特定施設、指定施設、貯油施設の破損等により公共水域への流出、地下への浸透等の事故はなかったか？	P70 確認3
人の健康被害を生じる恐れのあるときは、直ちに防止のための処置を講じるとともに、事故の状況、講じた措置を都道府県知事に届出しましたか？	P72 2B(4)
【(E11)浄化槽法】	
チェック項目	参照ページ
浄化槽を設置していますか？	P74 確認1
浄化槽設置は都道府県知事へ届出しましたか？	P74 2A(1)
浄化槽の構造・規模の変更時は都道府県知事に届出していますか？	P74 2A(1)
浄化槽の使用に当っては環境省令で定める規則を順守していますか？	P74 2A(3)
浄化槽の保守点検及び清掃を実施し記録を作成し3年間保存していますか？	P74 2A(4)
浄化槽管理者は新設した又はその構造・規制の変更をした浄化槽について使用開始から3ヵ月経過した日から5ヵ月間に指定機関の水質検査を受けたか？	P74 2A(5)
浄化槽管理者は毎年指定機関の行う水質検査を受けていますか？	P74 2A(5)
浄化槽管理者は処理対象人員501人以上の規模で設置した技術管理者に変更があった場合は、変更の日から30日以内に都道府県知事に提出していますか？	P75 2A(6)
【(E12)下水道法】	
チェック項目	参照ページ
①50m ³ /日以上 of 下水を排除して公共下水道を利用していますか？	P76 確認1
日当りの下水量、水質、使用開始時期を公共下水道管理者に届出していますか？	P76 2A(1)
水質の測定結果は政令で定める基準を満足していますか？	P77 2B(5)
政令で定める水質基準を超える恐れがあり、除外施設を設置していますか？	P76 確認2
下水の水質を測定し、記録を残していますか？	P76 2A(3)
水質の測定結果は政令で定める水質基準を満足していますか？	P77 2B(5)
水質汚濁防止法又はダイオキシン類特措法で定める特定施設を設置していますか？	P76 確認3
特定施設の使用開始時期を公共下水道管理者に届出していますか？	P77 2B(1)
特定施設を設置するとき下水道管理者に届出していますか？	P77 2B(2)
排水口の水質は政令で定める基準を満足していますか？	P77 2B(3)
【(E13)土壌汚染対策法】	
チェック項目	参照ページ
3000m ² 以上の面積の土地の形質の変更を行いますか？行っていますか？	P78 確認1
変更に着手する日の30日前までに都道府県知事に届出していますか？	P79 2A(1)
有害物質使用特定施設の敷地であった又は都道府県知事から土壌汚染調査を命じられた土地を所有していますか？	P78 確認2
所定の者に所定の方法による調査をさせて都道府県知事に報告していますか？	P79 2B(1)
要措置区域内の土地を所有していますか？	P78 確認3
期限までに汚染の除去又は同等以上の措置を講じようとしていますか？	P79 2C(1)
形質の変更をしていませんか？	P79 2C(2)
形質変更時要届出区域内において土地の形質を変更しようとしていますか？	P78 確認4
着手する日の14日前までに都道府県知事に届出していますか？	P79 2D(1)
自主的に土壌汚染状況調査を行いましたか？	P79 確認5
調査の結果、特定有害物質の汚染状態が基準に適合しないと思われるときは、都道府県知事に区域の指定をすることを申請しましたか？	P79 2E(1)
指定区域内の土地の土壌を指定区域外へ搬出しようとしていますか？	P79 確認6
汚染土壌搬出に着手する14日前までに都道府県知事に届出しましたか？	P79 2F(1)
汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託していますか？	P80 2F(2)
汚染土壌の運搬委託した者に管理票を交付しましたか？	P80 2F(3)
管理票の写しを保管していますか？	P80 2F(3)
管理票の送付を受けないときや虚偽記載を受けたときは、都道府県知事に届出していますか？	P80 2F(3)
【(E14)騒音規制法】	
チェック項目	参照ページ
指定地域内にあり、特定施設を設置していますか？	P81 確認1
設置工事の開始の日の30日前までに市町村長に届出していますか？	P81 2A(1)
指定地域の指定区分、時間帯区分毎の規制基準を満足していますか？	P81 2A(1)
呼び加圧能力980kN以上の機械プレス、落下部分の重量1t以上の鍛造機を設置している場合、有資格の公害防止管理者を選任していますか？	P82 2A(3)

[(E15)振動規制法]

チェック項目	参照ページ
指定地域内にあり、特定施設を設置していますか？	P83 確認1
特定施設の設置を市町村長に届出していますか？	P83 2A(1)
指定地域の指定区分、時間帯区分毎の規制基準を満足していますか？	P83 2A(2)
呼び加圧能力2,94kN以上の液圧プレス、呼び加圧能力980kN以上の機械プレス、落下部分の重量1t以上の鍛造機を設置している場合、有資格の公害防止管理者を選任していますか？	P84 2A(3)

[(E16)工場立地法]

チェック項目	参照ページ
工場は敷地面積9000㎡以上又は建築面積3000㎡以上ですか？ 増設等で超える計画はありますか？	P85 確認1
新設、増設時、都道府県知事に届出していますか？	P85 2A(1)
生産施設面積、緑地面積、環境施設面積の割合は基準を満足していますか？	P85 2A(1)
基準値を満足していない場合、行政の指示に適切に対応していますか？	P85 2A(1)

[(E17)公害防止組織法]

チェック項目	参照ページ
①大気関係有害物質発生施設又は排ガス量が10000㎡以上の施設を設置し、ばい煙発生特定工場として適用を受けますか？	P87 確認1
②水質関係有害物質発生施設又は排水量が10000㎡以上の施設を設置し、汚水等排出特定工場として適用を受けますか？	P87 確認1
加圧能力が980kN以上の機械プレス又は落下部の重量が1t以上の鍛造機を設置し、騒音発生特定工場として適用を受けますか？	P87 確認1
法で定めた能力を超える石綿加工関連設備を設置し、特定粉じん発生工場として適用を受けますか？	P87 確認1
法で定めた能力を超えるコークス炉、鋳物加工関連設備を設置し、一般粉じん発生工場として適用を受けますか？	P87 確認1
法により指定された地域内にあって、加圧能力が2941kN以上の液圧プレス又は加圧能力980kN以上の機械プレス及び落下部分の重量が1t以上の鍛造機を設置し、振動発生特定工場として適用を受けますか？	P87 確認1
電気炉、洗浄施設等ダイオキシン類対策法の特定施設を設置し、ダイオキシン類発生特定工場として適用を受けますか？	P87 確認1
常用使用する従業員が20人を超える場合、公害防止統括者を選任し、都道府県知事に届出していますか？	P87 2A(1)
公害防止統括者の代理人を選任していますか？	P88 2A(4)
常用使用する従業員が21人を超える場合、有資格者の公害防止管理者を選任し、都道府県知事に届出していますか？	P87 2A(2)
公害防止管理者の代理人を選任していますか？	P88 2A(4)
◆排ガス量40000㎡以上ばい煙発生施設及び排出水量10000㎡以上の汚水等排出施設を設置しており、有資格者を公害防止主任管理者を選任し、都道府県知事に届出していますか？	P88 2A(3)
公害防止主任管理者の代理人を選任していますか？	P88 2A(4)

[(E18)消防法]

チェック項目	参照ページ
収容人員が50人以上の工場、倉庫、事務所等に該当しますか？	P89 確認1
防火管理者(有資格者)の選任、届出を行っていますか？	P92 2A(1)
消防計画を作成していますか？	P92 2A(1)
消火・通報・避難訓練を実施していますか？	P92 2A(1)
消防施設の点検、整備を実施していますか？	P92 2A(1)
指定数量以上の危険物を取扱っており、危険物取扱者の適用を受けますか？	P89 確認2
指定数量以上の危険物を製造所、貯蔵所、取扱所以外の場所で取り扱っていますか？	P92 2B(1)
製造所、貯蔵所、取扱所の構造や設備、取扱方法は政令で定める基準を順守していますか？	P92 2B(1)
危険物製造所、貯蔵所、取扱所の設置、変更時は市町村長へ届出し許可を得ていますか？	P93 2B(2)
設備の変更を行う場合は、市町村長等の検査を受けていますか？	P93 2B(2)
製造所、貯蔵所、取扱所の位置、構造及び設備が政令の基準に適合する様維持していますか？	P93 2B(3)

所定の危険物施設設置に該当し、危険物取扱の有資格者で6ヶ月以上の実務経験を有する者を危険物保安監督者と定め市町村長へ届出していますか？	P93 2B(4)
所定の危険物施設設置に該当し、危険物保安員の定め設備保安の業務を行なっていますか？	P93 2B(5)
所定の危険物施設設置に該当し、予防規定を定め市町村長に許可を得ていますか？	P93 2B(5)
所定の危険物施設に該当し、定期点検、記録の作成保存はしていますか？	P93 2B(5)
危険物の運搬は基準に従って行い、移送時には危険物取扱者を乗車させていますか？	P93 2B(6)
危険物の流出等その他の事故が発生したとき、流出及び拡散の防止、危険物の除去等応急処置を速やかに実施していますか？	P93 2B(7)
指定数量の1/5以上の危険物を同一場所で貯蔵・取り扱っていますか？	P89 確認3
指定数量以上の危険物を取り扱い、危険物取扱者の適用を受けますか？	P89 確認4
少量危険物貯蔵取扱所を有する場合は市町村条例の規定に従うとともに、消防署への届出を行っていますか？	P93 2B(8)
火気使用禁止、容器、取扱方法等について基準に従っていますか？	P93 2B(9)
取扱方法、掲示板、漏えい、温度管理等について基準に従っていますか？	P93 2B(10)
指定可燃物の容器、取扱方法等について基準に従っていますか？	P93 2B(11)
消防活動阻害物質を取り扱う者として適用を受けますか？	P92 確認3
消防署長等へ届出を行っていますか？	P93 2C(1)
指定可燃物を取り扱う者として適用を受けますか？	P92 確認4
市町村条例に定める基準に従っていますか？	P93 2D(1)

〔E19〕高圧ガス保安法

チェック項目	参照ページ
高圧ガスの第1種製造者として適用を受けますか？	P95 確認1
都道府県知事の届出していますか？	P96 2A(1)
施設は技術上の基準を順守していますか？	P96 2A(2)
従業員に対し保安教育計画を策定し、保安教育を実施していますか？	P96 2A(3)
業の内容に応じて高圧ガス保安統括者、高圧ガス製造保安管理技術者(有資格)、高圧ガス製造保安係員(有資格)、高圧ガス製造保安主任者(有資格)、高圧ガス製造保安企画推進者、冷凍保安責任者(有資格)などを選任し規定職務を行っていますか？	P96 2A(4)
都道府県知事が行う保安検査を受けていますか？	P96 2A(5)
定期自主検査を行い、検査記録を作成し、保存していますか？	P95 2A(6)
高圧ガスを移動する場合は基準を守り、一定量以上の移動を行う場合は移動計画書の提出、携帯、移動確認者による監督などを実施していますか？	P96 2A(7)
危険な状態になったときは、応急処置を講じ直ちに都道府県知事に届出していますか？	P96 2A(8)
高圧ガスの第2種製造者として適用を受けますか？	P95 確認2
都道府県知事の届出していますか？	P96 2B(1)
施設は技術上の基準を順守していますか？	P96 2B(2)
従業員に対し、保安教育を実施していますか？	P96 2B(3)
業の内容に応じて、高圧ガス保安統括者、冷凍保安責任者(有資格者)などを選任し、規定する職務を行っていますか？	P96 2B(4)
定期自主検査を行い、検査記録を作成し、保存していますか？	P96 2B(5)
高圧ガスを移動する場合は基準を守り、一定量以上の移動を行う場合は移動計画書の提出、携帯、移動確認者による監督などを実施していますか？	P97 2B(6)
危険な状態になったときは、応急処置を講じ直ちに都道府県知事に届出していますか？	P97 2B(7)
高圧ガス貯蔵所を所有していますか？	P95 確認3
都道府県知事の許可又は届出を行っていますか？	P97 2C(1)
施設は技術上の基準を順守していますか？	P97 2C(2)
従業員に対し、保安教育を実施していますか？	P97 2C(3)
高圧ガスを移動する場合は基準を守り、一定量以上の移動を行う場合は移動計画書の提出、携帯、移動確認者による監督などを実施していますか？	P97 2C(4)
危険な状態になったときは、応急処置を講じ直ちに都道府県知事に届出していますか？	P97 2C(5)
特定高圧ガスの消費者ですか？	P95 確認5
都道府県知事に届出を行っていますか？	P97 2E(1)
技術上の基準を順守していますか？	P97 2E(2)
従業員に対し、保安教育を実施していますか？	P98 2E(3)
特定高圧ガス取扱主任者を選任し、規定する職務を行っていますか？	P98 2E(4)
高圧ガスを移動する場合は基準を守り、一定量以上の移動を行う場合は移動計画書の提出、携帯、移動確認者による監督などを実施していますか？	P98 2E(5)
危険な状態になったときは、応急処置を講じ、直ちに都道府県知事に届出していますか？	P98 2E(6)

[(E20)毒物及び劇物取締法]

チェック項目	参照ページ
特定事業における業務上取扱者ですか？	P99 確認3
毒劇物を取扱うことになった日から30日以内に都道府県知事に届出していますか？	P100 2C(1)
薬剤師から選任の毒劇物取扱主任者を設置し都道府県知事に届出していますか？	P100 2C(2)
盗難にあい、紛失することを防ぐのに必要な措置を講じていますか？	P101 2C(3)
毒劇物の容器、被包、貯蔵する場所に「医薬品外」の文字、毒物には赤地に白色で「毒物」の文字、劇物には白地に赤色で「劇物」の文字を表示していますか？	P101 2C(4)

[(E21)労働安全衛生法]

チェック項目	参照ページ
労働契約、3・6協定を結んでいますか？	労働契約法、36条
従業員10名以上ですか？	
安全衛生推進者を選任していますか？	P102 2(1)
従業員50名以上ですか？	
安全・衛生管理者、産業医は選任・届出していますか？	P102 2(1)
安全・衛生委員会は活動していますか？	P103 2(2)
定期健康診断の実施と届出はしていますか？	P104 2(4)
身障者雇用推進者は選任していますか？身障者雇用比率は2%以上ですか？	障害者雇用促進法
衛生管理者の定期巡視は週1回以上行っていますか？	P102 2(1)
産業医の定期巡視は月1回以上行っていますか？	P102 2(1)
従業員300名以上ですか？	
総括安全衛生管理者は選任・届出していますか？	P102 2(1)
プレスは保有していますか？	
プレス金型の取付、取外し作業講習は受講していますか？	P104 2(4)
プレス機械作業主任者技術講習は受講していますか？	P104 2(4)
プレスの法定点検(年次点検)は実施していますか？	P103 2(4)
安全装置は設置され、使用されていますか？	P103 2(4)
溶接・はんだ・ろう付け工程は保有していますか？	
決められた保護具があり、適正に使用されていますか？	P103 2(4)
アーク溶接等の作業講習は受講していますか？	P104 2(4)
鉛作業主任者講習は受講していますか？	P107 3(3)
ガス溶接技能講習は受講していますか？	P104 2(4)
ガス溶接安全衛生教育は実施していますか？	P102 2(1)
ガス溶接作業主任者はいますか？	P102 2(1)
粉じん作業安全衛生教育は実施していますか？	P104 2(4)
健康診断は実施していますか？	P104 2(4)
環境測定は実施していますか？	P104 2(4)
石綿の有無を把握していますか？	
石綿等による労働者の健康被害を防止するため、あらかじめ当該建築物、工作物について、石綿等の使用の有無を調査し、その結果を記録していますか？	P107 3(7)
調査を行ったにもかかわらず、当該建築物、工作物について石綿等の使用の有無が明らかとならなかったときは、分析により調査し、その結果を記録していますか？	P107 3(7)
石綿等の封じ込め又は囲い込み作業を行う仕事の発注時、仕事の請負人に対し、建築物、工作物における石綿等の使用状況等を通知していますか？	P107 3(7)
石綿等の封じ込め等の仕事の発注時、仕事の請負人に対し、法及びこれに基づく命令の規定の順守を妨げる条件を付さないように配慮していますか？	P107 3(7)
労働者が石綿の粉じんにはばく露するおそれがある時は、吹き付けられた石綿等又は保温材、耐火被覆材等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じていますか？	P108 3(7)
労働者を臨時に就業させる作業場において、石綿の粉じんにはばく露するおそれがある時は、労働者に呼吸用保護具及び作業衣又は保護衣を使用させていますか？	P108 3(7)
建築物の貸与者は、石綿等の粉じんを発生させ、及び労働者がその粉じんにはばく露するおそれがある時は、吹き付けられた石綿等又は保温材、耐火被覆材等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じていますか？	P108 3(7)
石綿等の粉じんが発生する屋内作業については、当該粉じんの発生源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けていますか？	P108 3(7)
事業者は、石綿等の粉じんが発生する屋内作業については、石綿作業主任者技能講習を修了した者のうちから、石綿作業主任者を選任していますか？	P108 3(7)
石綿等の粉じんが発生する屋内作業について局所排気装置等は、1回/年、自主検査を行い、記録を残し3年間保存していますか？	P108 3(7)
産業ロボットは保有していますか？	
作業範囲は隔離していますか？	P103 2(4)
産業ロボットの作業講習は受講していますか？	P104 2(4)

ホイスト・クレーンは保有していますか？	
クレーン運転(5トン未満)作業講習は受講していますか？	P104 2(4)
玉掛け業務(吊り上げ1トン未満)作業講習は受講していますか？	P104 2(4)
床上操作式クレーン運転技能講習(5トン以上)は受講していますか？	P104 2(4)
玉掛け技能講習(1トン以上)は受講していますか？	P104 2(4)
玉掛け業務従事者安全衛生教育は実施していますか？	P104 2(4)
クレーン従事者教育は実施していますか？	P104 2(4)
吊り具の点検は決められた通りに実施されていますか？	P103 2(4)
旋盤は保有していますか？	
保護具が決められ、着用は順守されていますか？	P103 2(4)
レーザー加工機は保有していますか？	
安全地域・安全柵は設置していますか？	P103 2(4)
ボール盤は保有していますか？	
メガネを着用、軍手は使用禁止が明確になっていますか？実施されていますか？	P103 2(4)
グラインダーは保有していますか？	
研削砥石取替え作業講習の受講修了者はいますか？	P104 2(4)
ペンダーは保有していますか？	
作業範囲を隔離していますか？	P103 2(4)
ボイラーは保有していますか？	
ボイラー取扱作業主任者はいますか？	P102 2(1)
フォークリフトは保有していますか？	
運転者は運転免許を保持していますか？	P104 2(4)
フォークリフト1トン未満作業講習は受講していますか？	P104 2(4)
フォークリフト技能講習(1トン以上作業)は受講していますか？	P104 2(4)
フォークリフト安全衛生教育は実施していますか？	P104 2(4)
フォークリフト作業指揮者教育は実施していますか？	P104 2(4)
年次・月次点検は実施していますか？	P103 2(4)
日常点検チェックは実施していますか？	P103 2(4)
運行計画書は作成・維持していますか？	P103 2(4)
ヘルメット、シートベルトの着用は実施していますか？	P103 2(4)
自動車を保有していますか？	
安全運転管理者を決め道路交通法へ対応していますか？	道路交通法
高所作業車は保有していますか？	
高所作業車作業(10メートル未満)講習は受講していますか？	P104 2(4)
高所作業車作業(10メートル以上)講習は受講していますか？	P104 2(4)
塗装設備を保有していますか？	
環境調査を実施していますか？	P104 2(4)
定期健康診断を実施していますか？	P106 3(2)
有機溶剤使用量規制はありますか？	P106 3(2)
乾燥設備作業主任者技能講習は受講していますか？	P102 2(1)
有機溶剤作業主任者技能講習は受講していますか？	P102 2(1)
有機溶剤作業従事者安全衛生教育は実施していますか？	P104 2(4)
特化物を使用していますか？	P105 3(1)
特化物作業主任者講習は受講していますか？	P102 2(1)
電源設備を保有していますか？	
電検3種免許の必要はありますか？必要な場合がありますか？	P103 2(4)
高圧、特別高圧の電気取扱作業講習は受講していますか？	P104 2(4)
低圧電気の取扱作業講習は受講していますか？	P104 2(4)
積載荷重1トン以上の昇降機を保有していますか？	
エレベーター設置届出はしていますか？	P103 2(4)
エレベーター検査証は適切に保管はしていますか？	P103 2(4)
エレベーター設置報告書(積載荷重0.25～1トン未満)は提出していますか？	P103 2(4)
エレベーター定期自主検査は1回/年は適切に実施していますか？	P103 2(4)
エレベーター定期自主検査は1回/月は適切に実施していますか？	P103 2(4)
エレベーター定期自主検査記録を3年間保管していますか？	P103 2(4)
その他	
第二種圧力容器の自主検査記録は保管していますか？	P103 2(4)
局所排気装置等労働省で定める設備の自主検査記録は保管していますか？	P103 2(4)
定期健康診断結果報告書は保管していますか？	P103 2(4)
VDT健康診断結果報告書は保管していますか？	P103 2(4)
騒音健康診断結果報告書は保管してありますか？	P103 2(4)
振動健康診断結果報告書は保管してありますか？	P103 2(4)

その他	
高所作業車の自主検査記録は保管していますか？	P103 2(4)
職長安全衛生教育は実施していますか？記録は保管していますか？	P104 2(4)
雇い入れ時の教育は実施していますか？記録は保管していますか？	P104 2(4)
法改正追加 リスクアセスメントの義務化	
第57条第1項に規定する表示義務の対象物質(6.6.7物質)を新規に採用する場合、リスクアセスメントを実施していますか？	P108 4(1)
その結果事業場に合った措置を講じましたか？	P108 4(1)
化学物質の管理として、必ずSDSを入手して作業者に周知するとともに現場に掲示していますか？	P105 3(1)
法改正追加 心理的な負担の程度を把握するための検査(労働者数50人未満の事業場は当面猶予)	
医師、保健師等による心理的負担の程度を把握する検査を実施していますか？	P108 4(2)
その検査の結果は医師から通知され、希望する労働者に医師による面接指導を実施していますか？	P108 4(2)
法改正追加 受動喫煙の防止	
室内又はこれに準ずる環境において分煙等を実施していますか？	P108 4(3)

【(E22)家電リサイクル法】	
チェック項目	参照ページ
特定家庭用機器を廃棄するときは、再商品化が確実に行われるように適切な者に引渡していますか？	P109 2(1)
特定家庭用機器を製造又は輸入していますか？	P109 確認2
自らが製造し、輸入した特定家庭用機器廃棄物の引取りを求められた場合、引き取っていますか？	P110 2B(1)
指定引取場所について所定事項を公表していますか？	P110 2B(1)
引取った特定家庭用機器廃棄物を遅滞なく再商品化していますか？	P110 2B(2)
再商品化に必要な料金の金額を適切な方法で公表していますか？	P110 2B(3)

【(E23)小型家電リサイクル法】	
チェック項目	参照ページ
小型電子機器を排出する場合、分別して排出し、認定を受けた収集若しくは運搬又は再資源化を適正に実施し得る者に引渡すように努めていますか？	P111 2(1)
再資源化認定事業者ですか？	P111 確認1
再資源化のための収集運搬及び処分事業を行おうとする者として計画を作成して主務大臣に申請していますか？	P111 2A(1)
使用済小型電子機器等の引取りを求められたとき、引き取っていますか？	P111 2A(2)
認定事業者で使用済小型電子機器の収集運搬車の外から見やすいように表示していますか？また、運搬車に所定の事項を記載した書面等を備え付けていますか？	P112 2A(3)
認定事業者で、毎年再資源化事業の実施状況を主務大臣に提出していますか？	P112 2A(4)

【(E24)自動車リサイクル法】	
チェック項目	参照ページ
所有自動車を廃棄しますか？	P113 確認1
自動車が使用済自動車となったとき、適切な引取業者に引渡していますか？	P114 2A(1)

第3章 環境法の解説

1. 参考文献

本テキストでは、本文中で参照する法令等の表を下記文献で引用しています。
【参考文献】『ISO環境法クイックガイド20XX、ISO環境法研究会編、第一法規』
この参考文献は各地区ISO事務局が持っておりますが、管理部署では是非1冊購入してください。

[目次](#)

【参考文献】



[目次](#)

2. 企業関連法規制の解説

次ページから記載

[目次](#)

廃棄物処理法

(廃棄物の処理及び清掃に関する法)

2017年6月16日公布 2018年4月1日施行
 但し電子マニフェスト使用義務については2020年4月1日施行
 参考:水銀環境汚染防止法 2017年8月16日施行

1. 適用要否の確認

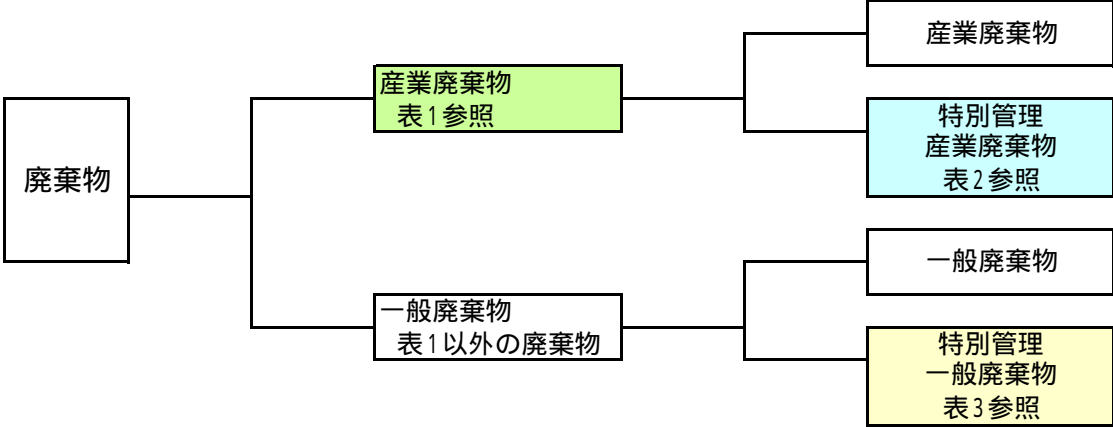
(確認 1: 産業廃棄物が排出されますか?)

排出される 適用を受ける 2A(P28)、2B(P28)の順守が必要!
 排出されない 適用を受けない

目次

【廃棄物とは】(法第2条)

『廃棄物』とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、糞尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの(ただし、放射性廃棄物を除く。)をいう。



【産業廃棄物とは】(法第2条、令第2条)

産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物及び輸入された廃棄物をいう。

チェック
へ戻る

(表1 産業廃棄物の20種類)

- 1、燃え殻
- 2、汚泥
- 3、廃油
- 4、廃酸
- 5、廃アルカリ
- 6、廃プラスチック類
- 7、紙くず (建設業、パルプ・紙又は紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業に係るもの及びPCBが塗布され又は染み込んだものに限る)
- 8、木くず (建設業、木材又は木製品製造業、パルプ製造業、輸入木材卸売業、物品賃貸業に係るもの及び貨物の流通のために使用したパレットに係るもの並びにPCBが染み込んだものに限る)
- 9、繊維くず(天然 (建設業、繊維工業に係るもの及びPCBが染み込んだものに限る)
- 10、動植物残差 (食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業において原料として使用した動植物に係る固形状不要物)
- 11、動物系固形不要物(と畜場や食鳥処理場で処理された獣畜食鳥に係る固形状不要物)
- 12、ゴムくず(天然)
- 13、金属くず
- 14、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
- 15、鉱さい (製鉄所の炉の残さなど)
- 16、がれき類 (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物)
- 17、動物のふん尿 (畜産農業に係るものに限る)
- 18、動物の死体 (畜産農業に係るものに限る)

- 19、ばいじん (煤煙発生施設及びダイオキシン類特定施設又は廃棄物焼却施設に)
- 20、上記19種類の産業廃棄物を処分するために処理したもの(コンクリート固形化物)

チェック
へ戻る

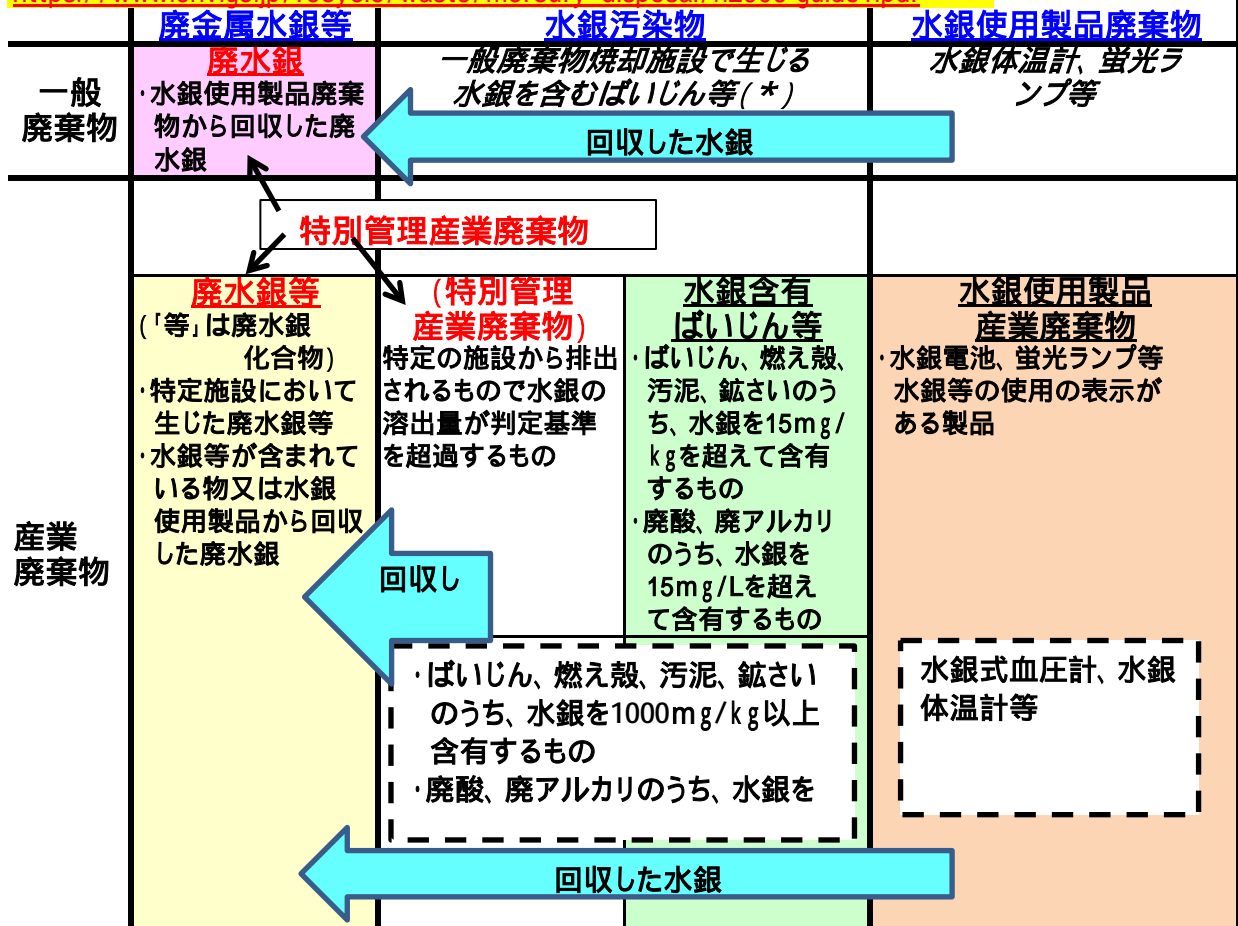
石綿含有産業廃棄物とは、工作物の新築や改築又は除去も伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1パーセントを超えて含有するもの(令第6条第1項第1号ロ、則第7条の2の3)。

水銀使用製品産業廃棄物とは、新用途水銀使用製品の製造等に関する命令第2条第1号又は第3号に該当する水銀使用製品であって規則別表第4表に掲げる、水銀電池、空気亜鉛電池、スイッチ及びリレー(水銀が目視で確認できるものに限る)X、蛍光灯(冷陰極蛍光灯及び外部電極蛍光灯を含む)X、HIDランプ(高輝度放電ランプ)X、放電ランプ(蛍光灯及びHIDランプを除く)X、農薬、気圧計、湿度計、液柱形圧力計、弾性圧力計(ダイヤフラム式のものに限る)X、真空計X、ガラス製温度計、水銀充満圧力式温度計X、水銀体温計、水銀式血圧計、温度定点セル、顔料X、ボイラ(二流体サイクルに用いられるものに限る)、灯台の回転装置、水銀トリム・ヒール調整装置、水銀抵抗原器、差圧式流量計、傾斜計、周波数標準機X、参照電極、握力計、医薬品、水銀の製剤、塩化第一水銀の製剤、塩化第二水銀の製剤、よう化第二水銀の製剤、硝酸第一水銀の製剤、硝酸第二水銀の製剤、チオシアン酸第二水銀の製剤、酢酸フェニル水銀の製剤、及び当該水銀使用製品を材料又は部品として用いて製造される水銀使用製品(別表第4下段にX印のあるものに係るものを除く)、及びその他水銀又はその化合物の使用に関する表示がされている水銀使用製品、が産業廃棄物となったもの(令第6条第1項第1号ロ、則第7条の2の4)。

水銀含有ばいじん等とは、ばいじん、燃え殻、汚泥又は鉱さいは、水銀を当該ばいじん、燃え殻、汚泥又は鉱さい1キログラムにつき15ミリグラムを超えて含有するもの、及び廃酸又は廃アルカリは、水銀を当該廃酸又は廃アルカリ1リットルにつき15ミリグラムを超えて含有するもの(令第6条第1項第2号ホ、則第7条の8の2)。

詳細は、環境省ホームページ【水銀廃棄物ガイドライン】参照
 水銀廃棄物の分類: P.3、水銀使用製品廃棄物: P.62~86
https://www.env.go.jp/recycle/waste/mercury-disposal/h2906_guide1.pdf

チェック
へ戻る



下線:水俣条約を踏まえた廃棄物処理法施行令改正(平成27年)により新たに定義されたもの。

---:水銀回収義務付け対象 赤字:特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物

* 一日当たりの処理能力が5トン以上の一般廃棄物焼却施設から発生するばいじんは特べう管理一般廃棄物に該当する。

(確認 2:一般廃棄物が排出されますか?)

排出される 適用を受ける 2A(P.28)、2C(P.32)の順守が必要!
 排出されない 適用を受けない

【一般廃棄物とは】(法第2条)
 一般廃棄物とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

チェック
へ戻る

(確認 3: 特別管理廃棄物が排出されますか?)

排出される 適用を受ける 2A(P28)、2D(P33)の順守が必要!
排出されない 適用を受けない

[目次](#)

【特別管理廃棄物とは】(法第2条、令第2条の4)

特別管理廃棄物とは、産業廃棄物のうち爆発性、毒性、感染性、その他人の健康または生活環境に係る被害を生じるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

表2 特別管理産業廃棄物の種類と確認項目

【特別管理産業廃棄物】

廃油(燃焼しやすい揮発油、灯油、軽油類の廃油で引火点70度未満のもの)

廃酸(著しく腐食性を有する水素イオン濃度指数pH2.0以下のもの)

廃アルカリ(著しく腐食性を有する水素イオン濃度pH12.5以上のもの)

感染性産業廃棄物(感染性病原体が含まれる若しくは付着している又はそのおそれのある産業廃棄物、及び病院、診療所、衛星検査所、介護老人保健施設その他人が感染し又は感染するおそれのある病原体を取扱う施設において生じた感染性廃棄物であって汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴム屑、金属屑、ガラス屑等)

特定有害産業廃棄物(廃PCB等やPCB汚染物やPCB処理物、及び廃水銀等や水銀処理及び廃石綿等、並びにその他水銀、カドミウム、鉛、有機リン化合物、六価クロム、砒素、シアン、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、1,4ジオキサン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン等特定の物質を基準値以上含んでいる煤塵、燃え殻、廃油、汚泥、廃酸、廃アルカリ等)

輸入廃棄物について、輸入廃棄物焼却施設にて生じ集じん施設によって集められた煤塵、及びダイオキシン対策措置法上の焼却施設において生じ集じん施設によって集められた煤塵又は燃え殻及びダイオキシン類を含む汚泥及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの。廃棄物処理施設にて生じ集じん施設によって集められた煤塵及びダイオキシン類を含む燃え殻や汚泥。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

表3 特別管理一般廃棄物の種類と確認項目

【特別管理一般廃棄物】

国内における日常生活に伴って生じた廃エアコン、廃テレビ、廃電子レンジに含まれるPCB使用部品

◆1時間当たりの処理能力200kg以上又は火格子面積2㎡以上の廃棄物焼却施設において生じ集塵施設によって集められた煤塵、及び当該廃棄物を処分するために処理したもののうち、有害物質が基準以上に含まれるもの。

ダイオキシン類対策特別措置法上の1時間あたりの焼却能力が50kg以上又は火床は火床面積が0.5㎡以上の廃棄物焼却施設において生じた煤塵又は燃え殻、及び当該廃棄物を処分するために処理したもの。

ダイオキシン類対策特別措置法上の廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち排ガス洗浄施設や湿式集塵施設及び当該廃棄物焼却炉において生じる生じる灰の貯蔵施設であって汚水又は廃液を排出する施設を有する工場又は事業場事業場において生じたダイオキシン類を含む汚水、及び当該廃棄物を処分するために処理したもの。

病院、診療所、衛星検査所、介護老人保健施設その他人が感染し又は感染するおそれのある病原体を取扱う施設において生じた感染病原体が含まれる若しくは付着は付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物等の感染性一般廃棄物。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(確認 4: 廃棄物が地下にある土地の形質の変更をしますか?)

変更する 適用を受ける 2E(P34)の順守が必要!
変更しない 適用を受けない

[目次](#)

【指定区域とは】(法第15条の17、令第13条の2)

指定区域とは、廃棄物が地下にある土地であって、土地の掘削その他土地の形質変更が行われることによって、当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生ずるおそれのあるものとして廃止された一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る埋立地等の区域を指定区域として都道府県知事が指定する。

[チェック
へ戻る](#)

2. 順守事項

事業者の責務(法第3条)

事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。また廃棄物の軽減に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際し、その製品や容器が廃棄物となった場合における処理にいついて予め評価をし適正処理が困難にならないような開発及び情報の提供をしなければならない。さらに廃棄物の減量その他適正な処理の確保に関する国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

土地又は建物の占有者の努力義務(法第5条)

土地又は建物の占有者は、その占有し又は管理すると地位又は建物の清潔を保つように努めなければならない。

土地の所有者又は占有者は、その所有し又は占有し若しくは管理する土地において、他の者によって不適正に処理された廃棄物と認められるものを発見したときは、速やかに、その旨を都道府県知事又は市町村長に通報するよう努めなければならない。

[目次](#)

2A 全ての国民は

(1) 投棄禁止(法第16条、第25条、第32条)

何人もみだりに廃棄物を捨ててはならない。

この規定に違反して廃棄物を捨てた者は、5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。また法人の業務に関しこの規定に違反したときは、行為者を罰するほかその法人に対して3億円以下の罰金を科す。

(2) 焼却禁止(法第16条の2、令第14条)

何人も、廃棄物処理法の廃棄物処理基準に従って行う焼却、他の法令又はこれに基づく処分により行う焼却、公益上もしくは社会の習慣上やむを得ないもの、又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である焼却として政令が定めるものを除いて焼却してはならない。

(3) 指定有害廃棄物の処理禁止(法第16条の3、令第15条、第16条、則第12条の31)

何人も、法令で定める方法による場合を除き、人の健康又は生活環境に係る重大な被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物として政令で定めるもの(硫酸ピッチ)の保管、収集、運搬、処分をしてはならない。

2B 産業廃棄物排出事業者

(1) 事業者の処理責任(法第11条)

事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。

建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理に関する例外(法第21条の3)

土木建築に関する工事が数次の請負によって行われる場合にあつては、当該建設工事に伴い生じる廃棄物の処理について、この法律の規定の適用については、当該建設工事の注文者から直接建設工事を請負った元請業者を事業者とする。

但し、建設工事に伴い生ずる産業廃棄物について、下請負人の行う保管に関しては、当該下請負人もまた事業者とみなす。

また、環境省令で定める建設工事に伴い生じる廃棄物について、当該建設工事請負契約で定めるところにより下請負人が自らその運搬を行う場合には、第1項の規定にかかわらず、その下請負人を事業者とみなし、当該廃棄物をその下請負人の廃棄物とみなす。環境省令で定める建設工事に伴い生ずる廃棄物は、建築物等の全部又は一致部を解体する工事及び建築物等に係る新築又は増築の工事を除く建設工事であつて、その請負代金の額が500万円以下であるもの又は引渡しがなされた建築物等の瑕疵の補修に関する工事であつて、これを請負人に施行させることとした場合における適正な請負代金相当額が500万円以下であるもの、のいずれかに該当する建設工事に伴い生ずる廃棄物(特別管理一般廃棄物及び地区別管理産業廃棄物を除く)であるもの、1回あたりに運搬される量が1㎡以下であることがあきらかとなるよう区分して運搬されるもの、当該廃棄物の運搬途中

において保管が行われないもの、当該廃棄物を生ずる事業場の所在地の属する都道府県又は当該都道府県に隣接する都道府県の区域内に存する元事業者が所有し又は使用権を有する施設に運搬されるもの。のいずれにも該当すると認められる廃棄物とする(則第18条の2)。

また、建設工事に伴い生ずる廃棄物について、その下請負人がその運搬又は処分を他人に委託する場合には、第1項の規定にかかわらず、その下請負人を事業者とみなし、当該廃棄物をその下請負人の廃棄物とみなす。

[目次](#)

(2) 自ら運搬又は処分を行う場合(法第12条、令第6条、第6条の4、則第8条の5、法第15条、第15条の2の2、第15条の2の3、則第12条の5の2、第12条の7の2)

事業者は、自らその産業廃棄物の運搬又は処分を行う場合は、産業廃棄物の収集運搬及び処分の基準に従わなければならない。また産業廃棄物処理施設を設置しようとする者は、その産業廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。その産業廃棄物処理施設が設置されたときは、産業廃棄物処理責任者を置き、施設の維持管理に関する技術上の業務を担当させるため技術管理者を置かなければならない。さらに帳簿を備え所定事項を記載し保存しなければならない。

産業廃棄物処理施設のうち焼却施設や石綿溶融施設、PCB処理施設及び最終処分場の設置者は、その施設について環境省令で定める期間ごとに都道府県知事の検査を受けなければならない。又その施設の維持管理をし、その情報を公表しなければならない。

(3) 保管(法第12条、則第8条)

事業者は、産業廃棄物が運搬されるまでの間、産業廃棄物保管基準に従い、産業廃棄物が飛散し流出し地下浸透し悪臭が発散しないよう措置を講ずること。さらにねずみが生息し及び蚊やはえその他の害虫が発生しないようにし、石綿含有産業廃棄物にあっては、石綿含有産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように仕切りを設ける等必要な処置及び覆いを設けることや梱包をすること等飛散の防止のために必要な措置を講じ、水銀使用製品産業廃棄物にあっては、水銀使用製品産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように仕切りを設ける等必要な措置を講じ、周囲に囲いを設け、見やすい場所に産業廃棄物の保管場所である旨・保管する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物や水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその旨を含む)・保管場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先を表示した縦及び横それぞれ60cm以上の掲示版が設けられている場所で生活環境の保全上支障のないように保管しなければならない。[チェック](#)
[へ戻る](#)

事業場外保管の届出(法第12条、則第8条の2、第8条の2の2、第8条の2の3)

事業者は、建設工事に伴い生ずる産業廃棄物について、事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場の外において、自ら当該産業廃棄物を300㎡以上である場所において保管を行おうとするときは、予め環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届出なければならない。但し、廃棄物処理法第14条第1項又は第6項の許可に係る事業の用に供される施設(保管場所を含む)及び第15条第1項の許可に係る産業廃棄物処理施設において行われる保管、並びにPCB廃棄物処理特別措置法第8条の規定による届出に係るPCB廃棄物の保管は除く。

また非常災害のために必要な応急措置として行う場合において、その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場の外において、当該産業廃棄物の当該保管を行った事業者は、当該保管を行った日から起算して14日以内に環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届出なければならない。[チェック](#)
[へ戻る](#)

(4) 他社委託による処理(法第12条、令第6条の2、則第8条の4、第8条の4の2)

事業者は、産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、当法第14条に規定する産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処理業者その他環境省令で定められた者であって、それぞれ産業廃棄物委託基準に従い、他人の産業廃棄物の運搬又は処分の若しくは再生を業として行うことができるもので、委託しようとする産業廃棄物の運搬又は処分若しくは再生がその事業の範囲に含まれる者に委託しなければならない。さらにその産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、その産業廃棄物について発生から最終処分が終了する迄の一連の処理の工程における処理が適切に行われているために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。産業廃棄物処理委託契約は、所定事項を記載した書面により行い委託業者の効力ある許可証等の写しを添付する。産業廃棄物処理委託契約書は契約の終了の日から5年間保存しなければならない。

[目次](#)

産業廃棄物処理委託契約書の記載事項(法第12条、令第6条の2、則第8条の4の2)

1. 委託する産業廃棄物の種類及び数量

委託する産業廃棄物の適正な処理のための情報として廃棄物データシート(WDS)を提供しなければならない。フォームは石綿・水銀が追加された新フォームを使用のこと。

WDSの記載方法、フォームの詳細は、下記資料を参照のこと

<https://www.env.go.jp/recycle/misc/wds/mat02.pdf>

<http://www.jlma.or.jp/kankyo/suigin/docs/wdsSample.pdf>

2. 産業廃棄物の運搬を委託するときは、運搬の最終目的地の所在地
 3. 産業廃棄物の処分又は再生を委託するときは、その処分又は再生の場所の所在地、その処分又は再生の方法及びその処分又は再生に係る施設の処理能力
 4. 産業廃棄物の処分又は再生を委託する場合において、当該産業廃棄物が法第15条の4の5第1項の許可を受けて輸入された廃棄物であるときは、その旨
 5. 産業廃棄物の処分を委託するときは、当該産業廃棄物に係る最終処分の場所の所在地や最終処分の方法及び最終処分に係る施設の処理能力
 6. 委託契約の有効期限
 7. 委託者が受託者に支払う料金
 8. 受託者が産業廃棄物収集運搬又は産業廃棄物の処分業の許可を受けた者である場合には、その事業の範囲
 9. 産業廃棄物の運搬に係る委託契約にあっては、受託者が当該委託契約に係る産業廃棄物の積換え又は保管を行う場合には、当該積換え又は保管を行う場所の所在地並びに当該場所において保管できる産業廃棄物の種類及び当該場所に係る積換えるための保管上限
 10. 前号の場合において、当該委託契約に係る産業廃棄物が安定型産業廃棄物あるときは、当該積換え又は保管を行う場所において他の廃棄物と混合することの等に関する事項
 11. 委託者の有する委託した産業廃棄物の適正な処理のために必要な次に掲げる事項 [チェック](#)
関する情報 [へ戻る](#)
 - イ、当該産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項
 - ロ、通常の保管状況の下での腐敗や揮発等当該産業廃棄物の性状の変化に関する事項
 - ハ、他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項
 - ニ、当該産業廃棄物が、廃パーソナルコンピュータ、廃ユニット形エアコンディショナー、廃テレビジョン受信機、廃電子レンジ、廃衣類乾燥機、廃電気冷蔵庫、廃電気洗濯機であって、日本工業規格C095号に規定する含有マークが付されたものである場合には、当該含有マークの表示に関する事項
- ホ、委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物や水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合には、その旨
- ヘ、その他当該産業廃棄物を取扱う際に注意すべき事項
 12. 委託契約の有効期間中に該当産業廃棄物に係る前号の情報に変更があった場合の当該情報の伝達方法に関する事項
 13. 受託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項 [チェック](#)
 14. 受託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱に関する事項 [へ戻る](#)

委託契約書のフォームの詳細は、下記資料を参照のこと

<http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/1418366025550/simple/common/other/548a9a1d002>

(5) 産業廃棄物管理票の管理(法第12条の3、則第8条の20、第8条の21、則第8条の21の2、則第8条の26～則第8条の29)

事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、産業省令で定める場合を除きその産業廃棄物の引渡と同時に運搬又は処分を委託した者に対し所定事項を記載した産業廃棄物管理票(マニフェスト票)を交付しなければならない。またその管理票の写しを、その交付した日から最終処分が終了した旨が記載された管理票の写しの送付を受けた日から5年間保存しなければならない。

産業廃棄物管理票交付者は、運搬又は処分委託者から送付を受けた管理票の写しによって、その運搬又は処分が終了したことを確認し、その送付を受けた日から5年間保存しなければならない。また前年度分の管理票の交付状況に関する報告書を毎年6月30日までに産業廃棄物を排出する事業場ごとに当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。

さらに産業廃棄物管理票交付者は、交付の日から90日(最終処分については180日)以内に管理票の写しの送付を受けないとき、又は所定事項記載や虚偽事項記載の管理票の写しの送付を受けたとき、又は産業廃棄物処理業者から処理困難事由の通知を受けたときは、速やかにその産業廃棄物の運搬又は処分の状況を把握するとともに、生活環境保全上の支障の除去又は発生防止のために必要な処置を講じ、所定時間内に管理票の写しの送付を受けない時は期間が経過した日から30日以内に、所定事項記載や虚偽事項記載の管理票の写しの送付を受けたときは管理票の送付を受けた日から30日以内に、産業廃棄物処理業者から処理困難事由の通知を受けた場合において管理票の写しの送付を受けてないときは処理困難事由を受けた日から30日以内に都道府県知事に報告しな [チェック](#)
[へ戻る](#)

産業廃棄物管理票の記載事項(法第12条の3、則第8条の21)

1. 産業廃棄物管理票の交付年月日及び公布番号
2. 氏名又は名称及び住所
3. 産業廃棄物を排出した事業場の名称及び所在地
4. 産業廃棄物管理票の交付を担当した者の氏名
5. 産業廃棄物の種類及び数量
6. 産業廃棄物の荷姿
7. 運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称及び住所
8. 運搬先の事業場の名称及び住所並びに運搬を受託した者が産業廃棄物の積換え又は保管を行う場合には、当該積換え又は保管を行う場所の所在地
9. 当該産業廃棄物に係る最終処分を行う場所の所在地
10. 当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物や水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その数量

(6) 多量排出事業者の処理計画(法第12条、令第6条の3、則第8条の4、法第33条)

[チェック](#)
[へ戻る](#)

前年度の産業廃棄物発生量1000t以上である多量の産業廃棄物を生じる事業場を設置している事業者は、その事業場に係る産業廃棄物の減量とその他処理に関する計画を作成し、その年度の6月30日迄に都道府県知事に提出し、その実施状況について翌年度の6月30日迄に報告しなければならない。

この規定に違反して報告せず又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

(7) 勧告及び命令(法第12条の6)

[チェック](#)
[へ戻る](#)

都道府県知事は、事業者が産業廃棄物管理票の交付や保存及び報告等に係る規定を順守していないと認めるときは、その者に対し、産業廃棄物の適正な処理に関し必要な措置を講ずるべき旨の勧告をすることができる。その事業者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。また勧告を受けた事業者が、その後正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、その事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(8) 措置命令(法第19条の5、第19条の6)

産業廃棄物処理基準又は産業廃棄物保管基準に適合しない産業廃棄物の保管、収集運搬又は処分が行われたばあいにおいて、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、その保管、収集運搬又は処分を行った者 適法業者委託に違反した委託をした者 管理票に係る義務について管理票不交付、所定事項不記載、虚偽事項記載をした者及び管理票の写しを保存しなかつた者並びに処分の終了した旨の記載のある管理票の写しの送付を受けなかつたときに適切な措置を講じなかつた者 不適正保管、収集運搬又は処分をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又は助けた者に対して、都道府県知事は期限を定めてその支障の除去等の措置を講ずるべきことを命ずることができる。

また産業廃棄物処理基準又は産業廃棄物保管基準に適合しない産業廃棄物の保管、収集運搬又は処分が行われた場合において、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、不適正処分等を行った者が資力等の事情から、その者のみでは十分に措置を講ずることが困難な時、排出事業者がその処理に対し適正な対価を負担していない時、不適正な収集運搬又は処分が行われることを知り又は知ることができた時、その他の廃棄物につき発生から最終処分が終了する迄の一連の処理の工程における処理のが適正に行われるために必要な措置を講ずるとの趣旨に照らして排出事業者を支障の除去等の措置を採らせることが適当であると認められる時、のいずれにも該当すると認められるときは、その産業廃棄物排出事業者等に対し、都道府県知事は期限を定めて支障の除去等の措置を講ずるべきことを命ずることができる。

廃棄物処理法(マニフェスト票)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則
様式第二号の六

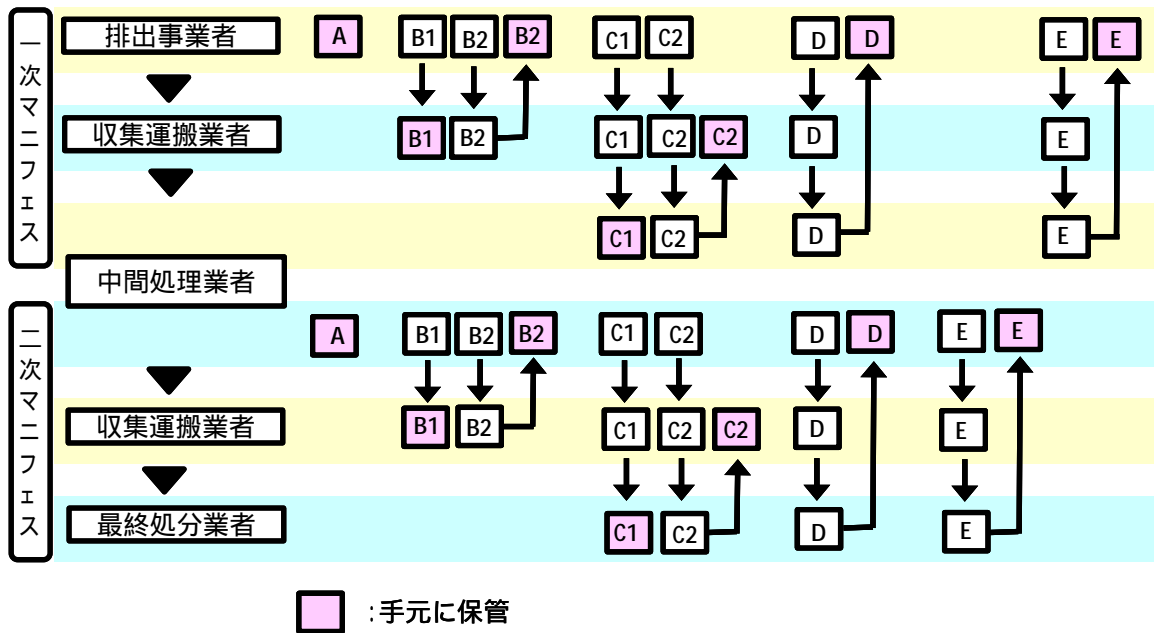
産業廃棄物管理票

交付年月日	平成 年 月 日	交付番号		交付担当者	氏名
事業者	氏名又は名称			事業場	名称
	住所 〒				所在地 〒
	電話番号				電話番号
産業廃棄物	種類			数量	荷姿
中間処理産業廃棄物	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号)				
最終処分の場所	所在地				
運搬受託者	氏名又は名称			運搬先の事業場	名称
	住所 〒				所在地 〒
	電話番号				電話番号
処分受託者	氏名又は名称			段替え又は保存	所在地 〒
	住所 〒				電話番号
	電話番号				
運搬担当者	氏名	受領印	印	運搬終了年月日	平成 年 月 日
処分担当者	氏名	受領印	印	処分終了年月日	平成 年 月 日
最終処分を行った場所	所在地				

(記載上の注意)

1. 日本工業規格Z8305に規定する8ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いること。
2. 余白は斜線を引くこと。
3. 「数量」及び「有価物拾集量」の欄は、重量又は体積を単位とともに記載すること。
4. 「荷姿」の欄は、バラ、ドラム缶、ポリ容器等、具体的な荷姿を記載すること。

マニフェストの流れ



2C 一般廃棄物事業者

(1) 委託(法第6条の2、令第4条の4、則第1条の17・18)

事業者は、一般廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、当法第7条に規定する一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処理業者その他環境省令で定める者であって、一般廃棄物委託基準に従って、他人の一般廃棄物の運搬又は処分若しくは再生を業として行うことができる者であって委託しようとする一般廃棄物の運搬又は処分若しくは再生がその事業の範囲に含まれる者に委託しなければならない。

チェック
へ戻る

(2) 市町村条例の順守

一般廃棄物については、市町村固有の責務であるとされ、それぞれの市町村により対応が異なるため、市町村の条例を順守することが求められる。

チェック
へ戻る

2D 特別管理産業廃棄物排出事業者

(1) 自ら運搬又は処分を行う場合(法第12条の2、令第6条の5、法第15条)

事業者は、自らその特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を行う場合は、特別管理産業廃棄物の収集運搬及び処分の基準に従い行わなければならない。また、産業廃棄物処理施設を設置しようとする者は、その産業廃棄物処理施設を設置しようとする地の管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。その産業廃棄物処理施設が設置されたときは、産業廃棄物処理責任者を置き、施設の維持管理に関する技術上の業務を担当させるための技術管理者を置かなければならない。さらに帳簿を備え指定事項を記載し保存しなければならない。

産業廃棄物処理施設のうち焼却施設や石綿溶融施設、PCB処理施設及び最終処分場の設置者は、その施設について環境省令で定める期間ごとに都道府県知事の検査を受けなければならない。又その施設の維持管理をし、その情報を公表しなければならない。

(2) 保管(法第12条の2、則第8条の13)

事業者は、特別管理産業廃棄物が運搬される迄の間、特別管理産業廃棄物保管基準に従い、産業廃棄物が飛散し流出し地下浸透し悪臭が発散しないようにし、またその特別管理産業廃棄物がその他のものと混合するおそれがないように仕切りを設ける等の措置を講ずること。さらにねずみが発生し及び蚊やはえその他の害虫が発生しないようにし、周囲に囲いを設け、見やすい場所に産業廃棄物の保管場所である旨・保管する産業廃棄物の種類・保管場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先を表示した、縦及び横それぞれ60cm以上の掲示板が設けられている場所で、生活環境の保全上支障のないように保管しなければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(3) 委託(法第12条の2、令第6条の6)

事業者は特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、当法に規定する特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者であって、それぞれ特別管理産業廃棄物委託基準に従い、他人の特別管理産業廃棄物の運搬又は処分若しくは再生を業として行うことができるものであって委託しようとする特別管理産業廃棄物の運搬又は処分若しくは再生がその事業の範囲に含まれる者に委託しなければならない。さらに、その特別管理産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、その特別管理産業廃棄物について発生から最終処分が終了する迄の一連の処理の工程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるように努めなければならない。特別管理産業廃棄物処理委託契約は、指定事項を記載した書面により行い受託業者の効力のある許可証等の写しを添付する。さらに委託しようとする者に対し、予めその特別管理産業廃棄物の種類・数量・性状その他環境省令で定める事項を文書で通知しなければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(4) 産業廃棄物管理票の交付(法第12条の3、則第8条の26～29)

事業者は、その特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その廃棄物の引渡しと同時に運搬又は処分を委託した者に、所定事項を記載した産業廃棄物管理票(マニフェスト票)を交付しなければならない。また、その管理票の写しを、その交付した日から最終処分が終了した旨が記載された管理票の写しの送付を受けた日から5年間保存しなければならない。

産業廃棄物管理票交付者は、運搬又は処分受託者から送付を受けた管理票の写しによって、その運搬又は処分が終了したことを確認し、その送付を受けた日から5年間保存しなければならない。また、前年度分の管理票交付状況を毎年6月30日迄に都道府県知事に報告しなければならない。

さらに産業廃棄物管理票交付者は、交付の日から60日(最終処分については180日)以内に管理票の写しの送付を受けないときは、又は所定事項不記載や虚偽記載の管理票

の写しの送付を受けたとき、又は産業廃棄物処理業者から処理困難事由の通知を受けたときは、速やかにその産業廃棄物の運搬又は処分の状況を把握するとともに、生活環境の保全上の支障の除去又は発生防止のために必要な措置を講じ、所定期間内に管理票の写しをの送付を受けないときは期間が経過した日から30日以内に、所定事項不記載や虚偽事項記載の管理票の写しの送付を受けたときは管理票の写しの送付を受けた日から30日以内に、産業廃棄物処理業者から処理困難事由の通知を受けた場合において管理票の写しの送付を受けていないときは処理困難事由の通知を受けた日から30日以内に都道府

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(5) 特別管理産業廃棄物管理責任者(法第12条の2、則第8条の17)

特別管理産業廃棄物を生じる事業者は、その事業場ごとに環境省令で定める資格を有する特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(6) 帳簿の保存(法第12条の2、則第2条の5、第8条の18)

特別管理産業廃棄物を生じる事業者は、事業場ごとに帳簿を備え、その特別管理産業廃棄物の処理について所定事項を記載し、閉鎖後5年間保存しなければならない。

(7) 多量排出事業者の処理計画(法第12条の2、令第6条の7、則第2条の5、第8条の17、法第33条)

前年度の特別管理産業廃棄物発生量50t以上である多量の特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、その事業場に係る特別管理産業廃棄物の減量とその他処理に関する計画を作成し、その年度の6月30日迄に都道府県知事に提出し、その実施状況について翌年度の6月30日迄に報告しなければならない。

この規定に違反して報告せず又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

2E 廃棄物が地下にある土地の形質の変化をする者

(1) 形質の変更の届出(法第15条の19)

指定区域内において、土地の形質の変更をしようとする者は、その土地の形質に着手する日の30日前までに、所定事項を都道府県知事に届出なければならない。

[チェック
へ戻る](#)

3 留意事項

(1) 廃棄物処理業者(法第7条、第8条、第14条、第15条)

産業廃棄物及び一般廃棄物の収集・運搬・中間処理、最終処分を業として行う場合には、都道府県知事又は市町村長許可を受けなければならない。また産業廃棄物処理施設を設置しようとするときは都道府県知事の許可を受けなければならない。焼却施設、破碎施設、選別施設等施設ごとに管理基準が定められており順守しなければならない。産業廃棄物処理業者は、その廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を他人に委託してはならない。又自己の名義をもって他人にその廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行わしてはならない。

(2) 廃棄物再生事業者(法第20条の2、令第17条、則第16条の3)

廃棄物の再生を業として営んでいる者は、その事業の用に供する施設及び申請者の能力が、その事業を的確にかつ継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するときは、その事業場の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けることができる。

(3) 廃棄物輸出入業者(法第15条の4の5、第15条の4の7、第10条)

廃棄物を輸入しようとする者は、環境大臣の許可を受けなければならない。環境大臣は、当該許可の申請が、その輸入に係る廃棄物が国内におけるその国外廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らして国内において適正に処理されると認められるものであること、及び申請者がその国外廃棄物を自ら又は他人に委託して適正に処理することができることと認められること、並びに申請者がその国外廃棄物の処理を他人に委託して行おうとする者である場合においては、その国外廃棄物を国内において処分することにつき相当の理由があると認められること、について適合していると認めるときでなければ認可をしてはならない。

産業廃棄物を輸出しようとする者は、その産業廃棄物が所定の要件に該当するものであることについて環境大臣の認可を受けなければならない。

一般廃棄物を輸出使用する者は、その一般廃棄物が所定の要件に該当するものであることについて環境大臣の確認を受けなければならない。

(4) 優良産業廃棄物処理業者に係る認可期間の特例制度(法第14条、令第6条の9、第6条の11、則第9条の3、第10条の4の2、第10条の16の2、第10条の18の2)

都道府県知事は、従前の許可の有効期限において特定不利益処分を受けていないこと。会社情報、事業計画の概要、許可の状況、施設の状況、直前3年の各事業年度の財務諸表、料金の提示方法、生活環境保全上の利害関係者に対する事業場の公開の有無と頻度等の事項に係る情報について当該許可の更新の申請の日前6月間インターネットを利用する方法により公表し、かつ更新していること。事業活動に係る環境配慮の状況がISO14001又はEA21の認証を受けていること。使用に係る入出力装置が情報処理センターの使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続されていること。直前3年の各事業年度のうちのいずれかの事業年度における貸借対照表上の純資産の額を当該貸借対照表上の純資産の額及び負債の額の合計で除して得た値(自己資本比率)が100分の10以上であること。直前3年の各事業年度における損益計算書上の経常利益金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額(経常利益金額等)の平均額が零を超えること。法人税等、所行税、地方消費税、不動産取引税、固定資産税、事業所税及び都市計画税、社会保険料並びに労働保険料を満期していないこと。事業の用に供する特定廃棄物最終処分場について積み立てるべき維持管理積立金の積み立てをしていること。の認めるときは、許可期間を7年とする。

[目次](#)

PCB 廃棄物処理特別措置法

(ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措

2016年5月2日公布 2016年8月1日施行

目次

1. 適用要否の確認

(確認 1: PCB 廃棄物を保管していますか?)

保管している 適用を受ける 2A(P36)の順守が必要!
保管していない 適用を受けない

【PCB 廃棄物とは】(法第2条、令第1条、則第2条表)

PCB 廃棄物とは、ポリ塩化ビフェニル原液、ポリ塩化ビフェニルを含む油又はポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し若しくは封入されたものが廃棄物になったものをいう。但し環境に影響を及ぼす恐れのないものとして、PCB 廃棄物を処分するために処理されたもので環境省令で定めた基準に適合するものは除く。

高濃度PCB 廃棄物とは、ポリ塩化ビフェニル原液が廃棄物となったもの及びポリ塩化ビフェニルを含む油やポリ塩化ビフェニルが塗布され染み込み付着し封入された物が廃棄物になったもののうち、これに含まれているポリ塩化ビフェニルの割合が政令で定める基準を超えるものをいう。

PCB 使用製品とは、ポリ塩化ビフェニル原液又はポリ塩化ビフェニルを含む油若しくはポリ塩化ビフェニルが塗布され染み込み付着し封入された製品をいう。

但し、環境に影響を及ぼすおそれのないものとして法令で定めるものは除く。

高濃度PCB 使用製品とは、ポリ塩化ビフェニル原液又はポリ塩化ビフェニルを含む油若しくはポリ塩化ビフェニルが塗布され染み込み付着し封入された製品のうち、これに含まれているポリ塩化ビフェニルの割合が政令で定める基準を超えるものをいう。

[チェック](#)
へ戻る

【表1】環境に影響を及ぼすおそれのない廃棄物の基準(PCB 廃棄物を処理したもの)(則2)

廃油	当該廃油に含まれるPCBの量が資料1kgにつき0.5mg以下
廃酸又は廃アルカリ	当該廃酸又は廃アルカリに含まれるPCBの量が資料1ℓにつき0.03mg以下
廃プラスチック類又は金属くず	当該廃プラスチック類又は金属くずにPCBが付着していない、または封入されていない
陶磁器くず	当該陶磁器くずにPCBが付着していない
廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず及び陶磁器くず以外の廃棄物	当該処理したものに含まれるPCBの量が検液1ℓにつき0.003mg以下

【表2】高濃度PCB 廃棄物の基準(則4)

汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずその他PCBが塗布され、又は染み込んだ物が廃棄物となったもの	当該廃棄物のうちPCBを含む部分1kgにつき5000mg
金属くず、ガラスくず、陶磁器くず、又は工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じたコンクリートの破片その他PCBが付着し、又は封入された物が廃棄物となったもの	当該廃棄物に付着し、又は封入された物1kgにつき5000mg

【表3】高濃度PCB 使用製品の基準(則7)

紙、木又は繊維その他PCBが塗布され、又は染み込んだ製品	当該製品のうちPCBを含む部分1kgにつき5000mg
金属、ガラス又は陶磁器その他PCBが付着し、又は封入された製品	当該製品に付着し、又は封入された物1kgにつき5000mg

(確認 2: PCB 製造者又はPCB 使用製品製造者ですか?)

PCB 製造者又はPCB 使用製品製造者である 適用を受ける 2B(P36)の順守要!
PCB 製造者又はPCB 使用製品製造者でない 適用を受けない。

[チェック](#)
へ戻る

(確認 3: PCB 使用製品を使用していますか?)

使用している 適用を受ける 2C(P36)の順守が必要!
使用していない 適用を受けない

[チェック](#)
へ戻る

2 順守事項

目次

事業者の責務(法第3条、法第4条)

PCB廃棄物保管事業者は、そのPCB廃棄物を自らの責任において確実にかつ適正に処理しなければならない及びPCB廃棄物の確実にかつ適正な処理に関し国及び地方公共団体が実施する施策に協力しなければならない。

PCB使用製品所有事業者は、確実にそのPCB使用製品を廃棄し、又はそのPCB使用製品を廃棄し、又はそのPCB使用製品からPCBを除去するよう努めなければならない、及びPCB廃棄物の確実にかつ適切な処理に関し国及び地方公共団体が実施する施策に協力しなければならない。

2A PCB廃棄物保管事業者

(1) 保管等状況の届出(法第8条、法第15条、則第9条)

PCB廃棄物保管事業者は、毎年度6月30日迄に、前年度における高濃度PCB廃棄物の保管及び処分の状況に関し保管の場所その他の所定の事項を都道府県知事に届出なければならない、またこの届出に係る保管場所を変更してはならない、但し高濃度PCB廃棄物の確実にかつ適正な処理に支障を及ぼすおそれのないものとして省令が定める場合はこの限りではない。

PCB廃棄物保管事業者は、毎年度6月30日迄に、前年度におけるPCB廃棄物の保管及び処分の状況に関し保管の場所その他の所定の事項を都道府県知事に届出なければならない。

チェック
へ戻る

(2) 期間内の処理(法第10条、法第14条、法第15条、令第7条、則第13条)

PCB廃棄物保管事業者は、高濃度PCB廃棄物の種類ごと及び保管場所が所在する区域ごとに高濃度PCB廃棄物の処理の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、この法施行の日から平成39年3月31日の処分期間内に自ら処分し又は処分を他人に委託しなければならない。また全ての高濃度PCB廃棄物の処分を終えた者は、省令に定めるところにより、その旨を都道府県知事に届出なければならない。但し、高濃度PCB廃棄物を、処分期間内に自ら処分し又は処分を他人に委託することが困難なことに係る届出書を都道府県知事に届け出たこと及び処分期間の末日から起算して1年を経過した日(特例処分期限日)迄に、自ら処分し又は処分を他人に委託することが確実にかつ適正であることにより、その旨を都道府県知事に届出なければならない。

PCB廃棄物保管事業者は、高濃度PCB廃棄物を除くその他のPCB廃棄物の処理の体制の整備状況その他の事情を勘案して政令で定める期間内、そのPCB廃棄物を自ら処分し又は処分を他人に委託しなければならない。また全てのPCB廃棄物の処分を終えた者は、省令に定めるところにより、その旨を都道府県知事に届出なければならない。

(3) 譲渡の制限(法第17条、則第26条)

何人も、地方公共団体に譲渡する場合及び地方公共団体が譲受ける場合及び処理技術の試験研究又は処理施設における試運転を目的とする場合並びにPCB廃棄物保管事業者が当該PCB廃棄物の処理を特別管理産業廃棄物収集運搬業者、特別管理廃棄物処理業者、無害化処理認定業者に委託する場合等環境省令で定める場合のほか、PCB廃棄物を譲渡し又は譲受けてはならない。

チェック
へ戻る

(4) 承継の届出(法第16条、則第25条)

PCB廃棄物保管事業者について相続や合併又は分割により事業者の地位を承継した者は、その承継の日から30日以内にその旨を都道府県知事に届出なければならない。

チェック
へ戻る

2B PCB使用製品製造者

(1) 協力の要請(法第22条)

環境大臣は、PCB使用製品製造者に対し、PCB廃棄物の確実にかつ適正な処理を円滑に推進するための資金の出損その他必要な協力を求めるよう努めるものとする。

2C PCB使用製品所有使用者

(1) 保管等状況の届出(法第19条)

PCB使用製品所有事業者は、毎年度6月30日迄に、前年度における高濃度PCB使用製品の廃棄の見込みに関し、保管の場所その他の所定の事項を都道府県知事に届出なければならない。

チェック
へ戻る

(2) 期間内の廃棄(法第18条、法第19条)

PCB使用製品所有事業者は、処分期間内にその高濃度PCB使用製品を廃棄しなければならない。但し、処分期間内に廃棄することが困難なことに係る届出書を都道府県知事に届出したこと及び廃棄した高濃度PCB使用製品を特例処分期限日迄に、自ら処分し又は処分を他人に委託することが確実であることのいずれにも該当する所有事業者は、特例処分期限日迄に、その高濃度PCB使用製品を廃棄しなければならない。また処分期間内又は特例処分期限日に廃棄されなかった高濃度PCB使用製品については、これを高濃度PCB廃棄物とみなして、この法律及び廃棄物処理法の規定に適用する。

全てのPCB使用製品の廃棄を終えた者は、省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届出なければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)
[チェック](#)
[へ戻る](#)
[地温防](#)

詳細については、下記「PCB情報サイト」及び「PCB使用製品及びPCB廃棄物の期限内処理」のインターネット情報を参照のこと

http://www.env.go.jp/recycle/poly/pcb_soukishori/

<http://pcb-soukishori.env.go.jp/download/pdf/full9.pdf>

3 留意事項

[目次](#)

(1) PCB廃棄物処理基本計画(法第6条、第7条)

環境大臣は、廃棄物処理法による基本方針に即し、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を総合的かつ計画的に推進するためのポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画を定めなければならない。

都道府県又は政令で定める市は、廃棄物処理法による廃棄物処理計画及びポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画に即して、その区域内におけるPCB廃棄物の確実かつ適正な処理に関するポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画を定めなければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

地球温暖化対策推進法

2016年5月27日公布 公布の日から施行

1 適用要否の確認

【地球温暖化とは】(法第2条)

地球温暖化とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスが、大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体としての地表及び大気の温度が追加的に上昇する現象をいう。

【温室効果ガスとは】(法第2条、令第1条、第2条)

温室効果ガスとは、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、とハイドロフルオロカーボン19物質、パーフルオロカーボン9物質、六フッ化硫黄、三ぶつ化窒素をいう。

【温室効果ガスの排出とは】(法第2条)

温室効果ガスの排出とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスを大気中に排出し放出若しくは漏出させ又は他人から供給された電気若しくは熱を使用することをいう。

【温室効果ガスの総排出量とは】(法第2条、令第3条、第4条)

温室効果ガスの総排出量とは、温室効果ガスである物質ごとに政令で定められる方法により算出されるその物質の排出量にその物質の地球温暖化係数を乗じて得た量の合計をいう(P.39参照)。

【確認 1:事業者ですか?】

事業者である。適用を受ける 2A(P.39)の順守が必要!
事業者でない 適用を受けない

[チェック
へ戻る](#)

【確認 2:特定排出者に該当しますか?】

該当する 適用を受ける 2B(P.39)の順守が必要!
該当しない 適用を受けない

【特定排出者とは】(法第21条の2、令第5条)

特定排出者とは、事業活動に伴い相当程度多い温室効果ガスの排出する者として政令で定められ、エネルギー起源二酸化炭素については、事業所を設置している者であって、その設置しているすべての事業所の前年度における原油換算エネルギー使用量の合計が1500キロリットル以上である事業者及び省エネ法に規定する特定荷主・特定貨物輸送事業者・特定旅客輸送事業者・特定航空輸送事業者、また非エネルギー起源の二酸化炭素・メタン・一酸化二窒素・ハイドロフルオロカーボン・パーフルオロカーボン・六フッ化硫黄については、その排出を伴う事業活動を行う者であって、事業活動の区分に応じ算定される排出量の合計が3000トン以上であり、常時使用する従業員の数が21人以上である事業者をいう。

[チェック
へ戻る](#)

【確認 3:一般消費者に対するエネルギー供給の事業を行う者ですか?】

該当する 適用を受ける 2C(P.39)の順守が必要!
該当しない 適用を受けない

【確認 4:京都議定書に基づく算定割当量管理を行おうとする国内法人ですか?】

行おうとする者 適用を受ける 2D(P.39)の順守が必要!
行おうとしない 適用を受けない

2. 順守事項

事業者の責務(法第5条)

事業者は、その事業活動に関し温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を講ずるよう努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出の抑制等のた

めの施策に協力しなければならない。

2A 事業者

(1) 事業活動に伴う排出抑制等(法第23条)

事業者は、事業の用に供する設備について、温室効果ガスの排出の抑制等のための技術の進歩、その他の事業活動を取巻く状況の変化に応じ、温室効果ガスの排出の抑制等に資するものを選択するとともに、できる限り温室効果ガスの量を少なくする方法で使用するよう努めなければならない。

(2) 日常生活における排出抑制への寄与(法第24条)

事業者は、国民が日常生活において利用する製品又は業務の製造や輸入若しくは販売又は提供を行うに当たっては、その利用に伴う温室効果ガスの排出の量が、より少ないものの製造等を行うとともに、その日常生活用製品等の利用に伴う温室効果ガスの排出に関する正確かつ適切な情報の提供を行なうよう努めなければならない。

(3) 計画の作成、公表、結果の公表(法第36条)

事業活動に関し、京都議定書目標達成計画の定めるところに留意し、温室効果ガスの排出抑制のための計画を作成し、公表するように努めなければならない。また、計画の実施状況の公表に努めなければならない。

2B 特定排出者

(1) 温室効果ガス算定排出量の報告(法第26条、令第5条、第6条、法第34条)

特定排出者は、毎年度主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間に排出した温室効果ガス算定排出量に関し、主務省令で定める事項を事業所轄大臣に報告しなければならない。但し、その特定排出者が、エネルギー起源の二酸化炭素については、前年度の原油換算エネルギー使用量が1500キロリットル以上である事業所、並びに非エネルギー起源の二酸化炭素その他の温室効果ガスについては、その温室効果ガスの種類ごとに排出量が3000トン以上である事業所を設置している場合には、その規模以上の事業所ごとに主務省令で定める事項を所轄大臣に報告しなければならない。

[チェック
へ戻る](#)

【エネルギー使用量における原油換算値算出方法】

エネルギーの種類	単位	年間使用量(A)	原油換算係数(B)	原油換算KI(A×B)
電力	昼間	千kWh/年	0.257KI/千kWh	
	夜間	千kWh/年	0.239KI/千kWh	
	昼夜不明	千kWh/年	0.252KI/千kWh	
揮発油	KI/年		0.89KI/KI	
ナフサ	KI/年		0.88KI/KI	
灯油	KI/年		0.95KI/KI	
軽油	KI/年		0.99KI/KI	
A重油	KI/年		1.01KI/KI	
B・C重油	KI/年		1.08KI/KI	
石油アスファルト	t/年		1.08KI/t	
石油コークス	t/年		0.92KI/t	
液化石油ガス(LPG)	t/年		1.30KI/t	
液化天然ガス(LNG)	t/年		1.41KI/t	
都市ガス	種類別		ガス会社に確認	
石炭	原料炭	t/年	0.748KI/t	
	一般炭	t/年	0.663KI/t	
	無煙炭	t/年	0.694KI/t	
合計(原油換算KI)				

連鎖化事業者は、その加盟者が設置している連鎖化事業に係るすべての事業所における事業活動を、その連鎖化事業者の事業活動とみなし、当規定を適用する。

[チェック
へ戻る](#)

2C 一般消費者に対するエネルギー供給の事業を行う者

(1) 二酸化炭素の排出量の把握に必要な情報の提供(法第35条)

一般消費者に対するエネルギーの供給の事業を行う者は、その供給したエネルギーの使用に伴う二酸化炭素の排出量の把握に必要な情報を提供するよう努めなければならない。

2D 算定割当量の管理を行おうとする国内法人

(1) 管理口座の開設(法第46条)

算定割当量の管理を行なおうとする国内法人は、環境大臣及び経済産業大臣による管理講座の開設を受けなければならない。

(2) 振替手続(法第48条)

算定割当量の取得及び移転は、環境大臣及び経済産業大臣が割当量講座簿において減少又は増加の記録をすることにより行うものとする。

3 その他留意事項

(1) 地球温暖化対策計画(法第8条)

政府は、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地球温暖化対策に関する計画を定めなければならない。

(2) 国及び地方公共団体の施策(法第19条)

国は、温室効果ガス排出の抑制のための技術に関する知見及びこの法律の規定により報告された温室効果ガスの排出量に関する情報その他の情報を活用し、地方公共団体と連携を図りつつ、温室効果ガスの排出の抑制等のために必要な施策を総合的かつ効果的に推進するように努めるものとする。

都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画を勘案し、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努める。

(3) 政府及び地方公共団体の実施計画(法第20条、第21条)

政府は、地球温暖化対策計画に即して、その事務及び事業に関し温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画を策定するものとする。

都道府県及び市町村長は、地球温暖化対策計画に即して、その都道府県及び市町村の事務及び事業に関し温暖化ガスの排出抑制のための措置に関する計画を策定するものとする。実行計画を策定したときは、遅滞なく公表し、またその計画に基づき措置の実施の状況を公表しなければならない。

(4) 森林等による吸収作用の保全等(法第42条)

政府及び地方公共団体は、地球温暖化対策計画に定められた温室効果ガスの吸収量に関する目標を達成するため、森林林業基本法に規定する森林林業基本計画その他の森林の整備及び保全又は緑地の保全及び緑地化の推進に関する計画に基づき温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化を図るものとする。

[チェック
へ戻る](#)

(5) 国民の責務(法第6条)

国民は、その日常生活に関し温室効果ガス排出の抑制等のための措置を講ずるよう努めるとともに国及び地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出の抑制等のための施策に協力しなければならない。

[チェック
へ戻る](#)

[目次へ](#)

省エネ法

(エネルギーの使用の合理化に関する法)

1 適用要否の確認

【エネルギー及び燃料とは】(法第2条、則第2条)

エネルギーとは、燃料並びに熱及び電気をいう。
燃料とは、原油及び揮発油、重油その他ナフサ、灯油、軽油、石油ガスの石油製品、可燃性天然ガス並びに石炭及びコークスその他コークス炉ガス、高炉ガスの石炭製品であって、燃料その他の経済産業省令で定める用途に供するものをいう。

【電気の需要の平準化とは】(法第2条)

電気の需要の平準化とは、電気の需要量の季節又は時間帯による変動を縮小させることをいう。

[目次へ](#)

【確認 1:工場等(連鎖化事業に係るものを含む)においてエネルギーを使用して事業を行う者ですか?】

エネルギーを使用して事業を行う者 適用を受ける 2A(P42)の順守が必要!
エネルギーを使用して事業を行わない者 適用を受けない

【工場等とは】(法第3条)

工場等とは、工場又は事務所その他の事業場をいう。

[チェック
へ戻る](#)

【連鎖化事業とは】(法第19条、則第22条の2)

連鎖化事業とは、定型的な約款による契約に基づき、特定の商標や商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ継続的に経営する指導を行う事業であって、当該約款に、その事業に加盟する者が設置している工場等におけるエネルギーの使用の条件に関する事項であって経済産業省令で定めるものに係る定めがあるものをいう。

[チェック
へ戻る](#)

【確認 2:荷主ですか?】

荷主である 適用を受ける 2B(P44)の順守が必要!
荷主でない 適用を受けない

[チェック
へ戻る](#)

【確認 3:貨物輸送事業者ですか?】

貨物輸送事業者である 適用を受ける 2C(本文省略)の順守が必要!
貨物輸送事業者でない 適用を受けない

【確認 4:旅客輸送事業者ですか?】

旅客輸送事業者である 適用を受ける 2D(本文省略)の順守が必要!
旅客輸送事業者でない 適用を受けない

【確認 5:航空輸送事業者ですか?】

旅客輸送事業者である 適用を受ける 2E(本文省略)の順守が必要!
旅客輸送事業者でない 適用を受けない

【確認 6:建築物の建築主等ですか?】

建築物の建築主等である 適用を受ける 2F(P45)の順守が必要!
建築物の建築主等でない 適用を受けない

【確認 7:住宅の建築を業として行う建築主ですか?】

住宅の建築を業として行う建築主である 適用を受ける 2G(省略)の順守要!
住宅の建築を業として行う建築主でない 適用を受けない

(確認 8:エネルギー消費機器等製造事業者等ですか?)

エネルギー消費機器等製造事業者等である 適用を受ける 2H(省略)の順守要!
エネルギー消費機器等製造事業者等でない 適用を受けない

(確認 9:熱損失防止建築材料製造事業者等ですか?)

熱損失防止建築材料製造事業者等である 適用を受ける 2I(省略)の順守要!
熱損失防止建築材料製造事業者等でない 適用を受けない

(確認 10:電気事業者ですか?)

電気事業者である 適用を受ける 2J(省略)の順守が必要!
電気事業者でない 適用を受けない

2. 順守内容

事業者の努力(法第70条)

事業者は、基本方針の定めるところに留意して、その従業員の通勤における公共交通機関の利用の推進その他の措置を確実に実施することにより、輸送に係るエネルギーの使用の合理化に資するよう努めなければならない。

2A 工場等においてエネルギーを使用して事業を行う者

(1)エネルギー使用者の努力(法第4条)

エネルギーを使用する者は、基本方針に定めるところに留意して、エネルギーの使用の合理化に努めなければならない。

(2)エネルギー使用事業者の判断の基準となるべき事項(法第5条)

経済産業大臣は、工場等におけるエネルギーの使用の合理化の適切かつ有効な実施を図るための所定の事項並びにエネルギー使用の合理化の目標及び計画的に取り組むべき措置に関し事業者の判断の基準となるべき事項を定め公表する。

(3)指導及び助言(法第6条)

主務大臣は、工場等におけるエネルギーの使用の合理化の的確な実施を確保するため必要があるときは、判断の基準となるべき事項を勧告して必要な指導及び助言をすることができる。

(4)エネルギー使用状況の届出(法第7条、第19条、令第2条)

工場等を設置している者は、その設置しているすべての工場等のエネルギーの前年度の使用量の合計が原油換算エネルギー使用量の数値で1500キロリットル以上であるときは、その設置しているすべての工場等の前年度のエネルギー使用量その他のエネルギーの使用の状況に関し指定事項を経済産業大臣に届出なければならない。

連鎖化事業者は、その連鎖化事業者が設置しているすべての工場等及びその加盟者が設置している当該連鎖化事業に係るすべての工場等におけるエネルギーの前年度の使用量の合計量が原油換算エネルギー使用量の数値で1500キロリットル以上であるときは、その設置しているすべての工場等及びその連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している連鎖化事業に係るすべての工場等の前年度エネルギー使用量とその他のエネルギー使用の状況に関し所定事項を経済産業大臣に届出なければならない(P48参照)。

【特定事業者とは】(法第19条、令第2条)

特定事業者とは、工場等を設置している者のうち、その設置しているすべての工場等におけるエネルギーの年度の使用量の合計量が原油換算エネルギー使用量の数値で1500キロリットル以上であって、エネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある者をいう。

[チェック
へ戻る](#)

【特定連鎖化事業者とは】(法第19条、令第2条)

特定連鎖化事業者とは、連鎖化事業者のうち、当該連鎖化事業者が設置しているすべての工場等及びその加盟者が設置している当該連鎖化事業に係るすべての工場等におけるエネルギーの年度の使用量の合計量が原油換算エネルギー使用量の数値で150 [チェック](#)キロリットル以上であって、エネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある者を [へ戻る](#)

(5) エネルギー管理統括者の選任と届出(法第7条の2、第19条の2)

特定事業者は、その設置している工場等における、また特定連鎖化事業者は、その設置している工場等及び当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置しているその連鎖化事業に係る工場等における、エネルギー使用量の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持やエネルギー使用の方法の改善に及び監視等の業務を統括管理するため、事業の実施を統括管理(役員)する者からエネルギー管理統括者を選任しなければならない。エネルギー管理統括者の選任又は解任について経済産業大臣に届出なければならない。 [チェック](#) [へ戻る](#)

(6) エネルギー管理企画推進者の選任と届出(法第7条の3、第19条の2)

特定事業者また特定連鎖化事業者は、エネルギー管理統括者を補佐するため、エネルギー使用の合理化に関し必要な知識及び技能に関する講習の課程を修了した者又は又はエネルギー管理士免状の交付を受けている者のうちからエネルギー管理企画推進者を選任しなければならない。そのエネルギー管理企画推進者の選任又は解任について経済産業大臣に届出なければならない。さらにエネルギー管理企画推進者には省令で定める期間ごとに講習を受けさせなければならない。 [チェック](#) [へ戻る](#)

(7) 第1種エネルギー管理指定工場等におけるエネルギー管理者の選任(法第8条)

第1種特定事業者は、その設置している第1種エネルギー管理指定工場等ごとに、エネルギー管理士免状の交付を受けている者のうちからエネルギー管理者を選任しなければならない。そのエネルギー管理者の選任又は解任について経済産業大臣に届出なければならない。

【第1種エネルギー管理指定工場等とは】(法第7条の4、法第19条の2、令第2条の2)

第1種エネルギー管理指定工場とは、特定事業者が設置している工場等、また特定連鎖化事業者が設置している工場等及び当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置しているその連鎖化事業に係る工場等のエネルギーの年度の使用量が原油換算エネルギー使用量の数値で3000キロリットル以上である工場等を第1種エネルギー管理指定工場等といい、それを設置している事業者を第1種特定事業者という。

【エネルギー使用量における原油換算値算出方法】

エネルギーの種類	単位	年間使用量(A)	原油換算係数(B)	原油換算KI(AxB)
電力	昼間	千kWh/年	0.257KI/千kWh	
	夜間	千kWh/年	0.239KI/千kWh	
	昼夜不明	千kWh/年	0.252KI/千kWh	
揮発油	KI/年		0.89KI/KI	
ナフサ	KI/年		0.88KI/KI	
灯油	KI/年		0.95KI/KI	
軽油	KI/年		0.99KI/KI	
A重油	KI/年		1.01KI/KI	
B・C重油	KI/年		1.08KI/KI	
石油アスファルト	t/年		1.08KI/t	
石油コークス	t/年		0.92KI/t	
液化石油ガス(LPG)	t/年		1.30KI/t	
液化天然ガス(LNG)	t/年		1.41KI/t	
都市ガス	種類別		ガス会社に確認	
石炭	原料炭	t/年	0.748KI/t	
	一般炭	t/年	0.663KI/t	
	無煙炭	t/年	0.694KI/t	
			合計(原油換算KI)	

[チェック](#) [へ戻る](#)

(8) 第2種エネルギー管理指定工場等におけるエネルギー管理員の選任(法第18条)

第2種特定事業者は、その設置している第2種エネルギー管理指定工場等ごとに、エネルギーの使用の合理化に関し必要な知識及び技能に関する講習の課程を修了した者又はエネルギー管理士免状の交付を受けている者のうちからエネルギー管理員を選任しなければならない。そのエネルギー管理員の選任又は解任について経済産業大臣に届出なければならない。

【第2種エネルギー管理指定工場等とは】(法第17条、第19条の2、令第2条、第6条)

第2種エネルギー管理指定工場とは、特定事業者が設置している工場等、また特定連鎖化事業者が設置している工場等及び当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟

者が設置しているその連鎖化事業に係る工場等のエネルギーが、第1種エネルギー管理指定工場等であって、エネルギーの年度の使用量が原油換算エネルギー使用量の数値で1500キロリットル以上である工場等を第2種エネルギー管理指定工場といい、そ

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(9) 中長期計画の作成と提出(法第14条、第19条の2)

特定事業者は、その設置している工場等について、また特定連鎖化事業者は、その設置している工場等及び当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置しているその連鎖化事業に係る工場等について、判断の基準となるべき事項において定められたエネルギー使用の合理化目標に関し、その達成のための中長期的な計画を作成し主務大臣に提出しなければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(10) 定期報告(法第15条、第19条の2)

特定事業者は、その設置している工場等における、また特定連鎖化事業者は、その設置している工場等及び当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設定しているその連鎖化事業に係る工場等について、判断基準となるべき事項において定められたエネルギー使用の合理化目標に関し、その達成のための中長期的な計画を作成し主務大臣に提出しなければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(11) 指示及び命令(法第16条)

主務大臣は、特定事業者又は特定連鎖化事業者が設置している工場等におけるエネルギーの使用の合理化の状況が判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であるときは、エネルギー使用の合理化計画を作成し提出すべき旨の指示をすることができる。さらにその後正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかったときは、審議会等の意見を聴いてその指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

2B 荷主

(1) 荷主の努力(法第58条)

荷主は、基本方針の定めるところに留意して、エネルギーの消費量との対比における性能が優れている輸送方法を選択するための措置及び定量で提供される輸送力の利用効率の向上のための措置を適確に実施することにより貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に資するよう努めなければならない。

(2) 荷主の判断の基準となるべき事項(法第59条)

経済産業大臣及び国土交通大臣は、荷主が貨物事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化の適切かつ有効な実施を図るため、荷主の努力措置並びにその貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化の目標及び計画的に取り組むべき措置に関し荷主の判断の基準となるべき事項を定めて公表する。

(3) 指導及び助言(法第58条)

主務大臣は、荷主が貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化の適確な実施を確保するため必要があるときは、判断の基準となるべき事項を助言して必要な措置及び助言をすることができる。

(4) 貨物輸送量の届出(法第61条、令第10条)

荷主は、前年度の政令で定めるところにより算定した貨物輸送事業者に輸送させる貨物の輸送量が3000万トンキロ以上であるときは、経済産業省で定めるところにより所定の事項を経済産業大臣に届出なければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

【特定荷主とは】(法第61条、令第10条)

特定荷主とは、荷主であって、政令で定めるところにより算定した貨物輸送事業者に輸送される貨物の年度の輸送量が3000万トンキロ以上で、貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある者として経済産業大臣より指定された事業者。

(5) 計画の提出(法第62条)

特定荷主は、毎年度、貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化目標に関するその達成のための計画を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(6) 定期報告(法第63条)

特定荷主は、毎年度、貨物輸送事業者に行なわせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量をその他の貨物の輸送に係るエネルギーの使用の状況及びその貨物の輸送に係る

エネルギーの使用の合理化のために必要な措置の実施状況に関し、所定の事項を主務大臣に報告しなければならない。

[チェック
へ戻る](#)

(7) 勧告及び命令(法第64条)

主務大臣は、特定荷主における貨物輸送事業者に行なわせる貨物輸送に係るエネルギーの使用の合理化の状況が判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であるときは、その貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。勧告に従わないときはその旨を公表することができる。その勧告に係る措置をとらなかったときは、審議会等の意見を聴いてその勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

[チェック
へ戻る](#)

- 2C 貨物輸送事業者
- 2D 旅客輸送事業者
- 2E 航空輸送事業者

2F 建築物の建築者等

(1) 建築主等の努力(法第72条)

建築物の建築をしようとする者等は、基本方針に定めるところに留意して建築物の外壁や窓等を通しての熱の損失の防止及び建築物に設ける空気調和設備の他の機械換気設備や照明設備や給湯設備や昇降機に係るエネルギーの効率的利用のための措置を確実に実施することにより建築物に係るエネルギー使用の合理化に資するよう努めるとともに建築物に設ける電気を消費する機械器具に係る電気の需要の平準化に資する電気の利用のための措置を適確に実施することにより電気の需要の平準化に資するよう努めなければならない。

- 2G 住宅事業建築主
- 2H エネルギー消費機器等製造事業者等
- 2I 熱損失防止建築材料製造事業者
- 2J 電気事業者
- 2K エネルギー供給事業者・建築物販売又は賃貸事業者・エネルギー消費機器小売業者

は省略

3 留意事項

(1) 基本方針(法第3条)

経済産業大臣は、工業又は事務所その他の事業場、輸送、建築物、機械機器等に係るエネルギーの使用の合理化を総合的に進める見地から、エネルギー使用の合理化に関する基本方針を定め、公表しなければならない。

エネルギーの使用の合理化に関する基本方針(H21経済産業省告示第57号)

(2) 2016年4月より施行、運用強化

[TR社\(特定事業者番号:0352031\)2016年度報告分\[S\]](#) [2017年度報告分\[S\]](#)

省エネ法の定期報告書を提出する全ての事業者をS・A・B・Cの4段階へクラス分けし、クラスに応じたメリハリのある対応を実施するもの。

優良事業者を業種別に公表して称揚する一方、停滞事業者以下より厳格に調査する。

2017年度報告 Sクラス 優良事業者 6469社(56.7%)	Aクラス 一般的な事業者 3333社(29.2%)	Bクラス 停滞事業者 1368社(14.0%)	Cクラス 注意を要する事業者
[水準] 努力目標達成 または ベンチマーク 目標達成	[水準] SクラスにもBクラス にも該当しない事 業者	[水準] 努力目標未達 かつ直近2年連続 で原単位が対前 年度比増加 または 5年間平均原単 位が5%超増加	[水準] Bクラスの事業者の 中で特に判断基準 順守状況が不十分
[対応] 経産省HPで事業者 名や連続達成年数 を表示。	[対応] 特段なし。	[対応] 注意文書を送付し、 現地調査等を重点 的に実施。	[対応] 省エネ法第6条に 基づく指導を実施。

[チェック
へ戻る](#)

H27年度定期報告より

建築物エネルギー消費性能向上法

(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律)

2015年7月8日公布 2016年4月1日施行

1 適用要否の確認

[目次](#)

(確認 1: 建築物に関する建築主等ですか?)

建築主等である 適用を受ける 2A(P46)の順守が必要!

建築主でない 適用を受けない

施行日は平成28年4月1日。但し、適合義務、届出等の規制的措置については平成29年4月の施行予定である。

[チェック
へ戻る](#)

【建築物とは】(法第2条、令第1条)

『建築物』とは、建築基準法第2条第1号に規定する建築物をいう。

『建築設備』とは、空気調和設備その他の機械換気設備、照明設備、給湯設備、昇降機をいう。

『建築主等』とは、建築物に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする建築主又は建築物の所有者や管理者若しくは占有者をいう。

2. 順守事項

2A 建築主等

(1) 建築主等の努力(法第6条、第7条)

建築主等は、その建築物の新築や増築若しくは改築、建築物の修繕若しくは模様替又は建築物への空気調和設備の設置若しくは建築物に設けた空気調和設備等の改修をしようとする建築物についてエネルギー消費性能の向上を図るよう努めなければならない。住宅事業建築主その他の建築物の販売又は賃貸を行う事業者は、その販売又は賃貸を行う建築物についてエネルギー消費性能を表示するよう努めなければならない。

[チェック
へ戻る](#)

(2) 指導及び助言(法第8条、第9条、第10条)

所管行政庁は、建築物のエネルギー消費性能の確保のため必要があると認めるときは、建築主等に対し建築物エネルギー消費性能基準を勧告して建築物の設計や施工及び維持保全に係る事項について必要な指導及び助言をすることができる。

国土交通大臣は、建築物エネルギー消費性能基準の適合する建築物の建築が行われることを確保するため特に必要があると認めるときは、建築物の設計又は施行を行う事業者に対しエネルギー消費性能を勧告して建築物のエネルギー消費性能向上及び建築物のエネルギー消費性能の表示について必要な指導及び助言をすることができる。

経済産業大臣は、建築物エネルギー消費性能基準に適合する建築物の建築が行われることを確保するため特に必要があると認められるときは、建築物の直接外気に接する屋根や壁又は床を通しての熱の損失の防止の用に供される建築材料の製造や加工又は輸入を行う事業者に対し建築物エネルギー消費性能基準を勧告して当該建築材料の断熱性に係る品質の向上及び当該品質の表示について必要な指導及び助言をすることができる。

[チェック
へ戻る](#)

[チェック
へ戻る](#)

(3) 特定建築物の建築主の基準適合義務及び適合性判定(法第11条、第12条)

非住宅部分の規模がエネルギー消費性能の確保を特に図る必要がある大規模なものとして政令で定める床面積の合計が2000㎡以上である特定建築物の新築若しくは増築若しくは改築又は特定建築物以外の建築物の増築をし当該建築物が増築後において特定建築物となる場合の建築主は、当該特定建築物を建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない。

特定建築行為をしようとする建築主は、その工事に着手する前に、建築物エネルギー消費性能確保計画を作成し、所轄行政庁の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない。

[チェック
へ戻る](#)

(4) 特定建築物に係る基準適合命令等及び報告と検査等(法第14条、第17条)

所管行政庁は、特定建築物建築主の基準適合義務に違反している事実があると認めるときは、当該建築主に対し相当の期間を定めて当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

所轄行政庁は、特定建築物に係る基準適合命令等の施行に必要な限度において政令で定めるところにより建築主に対し特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適

合に関する事項に関し報告させ又は職員に特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り特定建築物及び建築設備や建築材料並びに書類その他の物件を検査させることができる。

(5) 一定規模以上の建築物の建築主の届出等(法第19条)

特定建築物以外の建築物の新築及び増築又は改築にあってエネルギー消費性能の確保を図る必要があるものとして政令で定める床面積の合計が300㎡以上のものの建築主は、その工事に着手する日の21日前までに国土交通省令で定めるところにより当該行為に係る建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画を所轄行政庁に届出なければならない。

[チェック](#)
へ戻る

(6) 建築物に係る計画変更指示等及び報告と検査等(法第19条、第21条)

所管行政庁は、建築物建築に関する届け出があった場合において、その届出に係る計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合せず当該建築物のエネルギー消費性能の確保のため必要があると認めるときは、その届出を受理した日から21日以内に限り、その届出をした者に対しその届出に係る変更その他必要な措置をとるべきことを指示することができる。

当該行政庁は当該指示を受けた者が正当な理由がなくその指示に係る措置をとらなかったときは、その者に対し相当の期間を定めてその指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

所轄行政庁は、計画変更指示命令等の施行に必要な限度において政令で定めるところにより建築主等に対し建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関し報告させ又は職員に建築物若しくはその工事現場に立ち入り、建築物及び建築設備や建築材料並びに書類その他の物件を検査させることができる。

(7) 特殊な構造又は設備を用いる建築物の認定(法第23条、第25条)

国土交通大臣は、建築主の申請により特殊な構造又は設備を用いて建築が行われる建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合する建築物と同等以上のエネルギー消費性能を有するものである旨の認定をすることができる。当該認定を受けたときは、当該建築物の建築のうち第12条第1項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならないものについては、同上第3項の適合判定通知書の交付を受けたものとみなし、第19条第1項の届出をしなければならないものについては、同行の届出をしたものとみなす。

(8) 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定(法第29条30条35条、令第3条)

建築主等は、エネルギー消費性能の向上に資する建築物の新築又はエネルギー消費性能の向上のための建築物の増築や改築及び修繕若しくは模様替え若しくは建築物への空気調和等の設備若しくは建築物に設けた空気調和設備等の改修をしようとするときは、国土交通省令で定めるところによりエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等に関する計画を作成し所轄行政庁の認定を申請することができる。当該認定を受けたときは、当該エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等のうち第12条第1項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならないものについては同上第3項の適合判定通知書の交付を受けたものとみなし、第19条第1項の届出をしなければならないものについては同等の届出を打出したものとみなす。また建築基準法の建築物の容積率の算出の基礎となる延べ面積には、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の床面積のうち計画の認定基準に適合させるための措置をとることにより通常の建築物の床面積を超えることとなる場合における政令で定める床面積は参入しないものとする。

[チェック](#)
へ戻る

(9) 建築物エネルギー消費性能に係る認定(法第36、則第9条)

建築物の所有者は、国土交通省で定めるところにより所轄行政庁に対し当該建築物について建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定を申請することができる。当該認定を受けた者は、当該認定を受けた建築物その敷地又はその利用に関する広告や契約に係る書類その他国土交通大臣が定める宣伝用物品や銃砲を提供するために作成する電磁的記録に国土交通省令で定めるところにより当該建築物が当該認定を受けている旨の表示を付することができる。

[目次](#)

フロン排出抑制法

目次

(確認 1: フロン類製造業者等ですか?)

フロン類製造業者等である 適用を受ける 2A(P49), 2B(P49)の順守が必要!
フロン類製造業者等でない 適用を受けない

【フロン類とは】(法第2条)

フロン類とは、クロロフルオロカーボン(CFC)、ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)のうちオゾン層保護法第2条第1項に規定する特定物質並びに地球温暖化対策推進法第2条第3項第4号に掲げる物質をいう。

[チェック
へ戻る](#)

(確認 2: 指定製品製造業者等ですか?)

指定製品製造業者等である 適用を受ける 2A(P49), 2C(P49)の順守が必要!
指定製品製造業者等でない 適用を受けない

【指定製品とは】(法第2条)

指定製品とは、フロン類使用製品のうち、特定製品その他我国において大量に使用され、かつ相当量のフロン類が使用されているものであって、その使用等に際してのフロン類の排出抑制を推進することを技術的に可能なものとして政令で定めるものをいう。

(確認 3: 第1種特定製品管理者ですか?)

第1種特定製品管理者である 適用を受ける 2A(P49), 2D(P50)の順守が必要!
第1種特定製品管理者でない 適用を受けない

[チェック
へ戻る](#)

【特定製品とは】(法第2条)

特定製品とは、第1種特定製品及び第2種特定製品をいう。

【第1種特定製品とは】(法第2条)

第1種特定製品とは、エアコンディショナー及び冷蔵機器や冷凍機器のうち、一般消費者が通常生活の用に供する機器以外の業務用の機器であって、冷媒としてフロン類が充填されているものをいう。

【第2種特定製品とは】(法第2条、第89条)

第2種特定製品とは、使用済自動車再資源化法第2条第8項に規定する特定エアコンディショナーをいう。

第2種特定製品に使用されているフロン類の回収破壊については、この法律で定めるほか使用済自動車再資源化法の定めるところによる。

[チェック
へ戻る](#)

(確認 4: 第1種特定製品整備者ですか?)

第1種特定製品整備者である 適用を受ける 2A(P49), 2E(P52)の順守が必要!
第1種特定製品整備者でない 適用を受けない

(確認 5: 特定解体工事元請業者ですか?)

特定解体工事元請業者である 適用を受ける 2A(P49), 2F(P53)の順守が必要!
特定解体工事元請業者でない 適用を受けない

(確認 6: 第1種フロン類充填回収業者ですか?)

第1種フロン類充填回収業者である 適用を受ける 2A, 2G(P53)の順守が必要!
第1種フロン類充填回収業者でない 適用を受けない

【第1種フロン類充填回収業者とは】(法第2条)

第1種フロン類充填回収業者とは、第1種特定製品の整備が行われる場合において当該第1種特定製品に冷媒としてフロン類を充填すること及び第1種特定製品の整備又は廃棄等が行なわれる場合において当該特定製品に冷媒として充填されているフロン類を回収することを業として行うことについて当法による登録を受けた者をいう。

(確認 7: 第1種フロン類再生業者ですか?)

第1種フロン類再生業者である 適用を受ける 2A, 2H(P54)の順守が必要!
第1種フロン類再生業者でない 適用を受けない

【第1種フロン類再生業者とは】(法第2条)

第1種フロン類再生業者とは、第1種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の再生を業として行うことについて当法による許可を受けた者をいう。

(確認 8: フロン類破壊業者ですか?)

フロン類破壊業者である 適用を受ける 2A, 2I(P55)の順守が必要!
フロン類破壊業者でない 適用を受けない

【第1種フロン類破壊業者とは】(法第2条)

フロン類破壊業者とは、特定製品に冷媒として充填されているフロン類の破壊を業として行うことについて当法による許可を受けた者をいう。

2. 順守内容

特定製品の管理者の責務(法第5条)

特定製品の管理者は、指針に従い、特定製品の使用等をする場合には、当該特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に努めるとともに、国及び地方公共団体が特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化のために講ずる施作に協力しなければならない。

2A 何人も

(1) フロン類の放出禁止(法第86条)

何人もみだりに特定製品に冷媒として充填されているフロン類を大気中に放出してはならない。

[チェック
へ戻る](#)

2B フロン類製造業者等

(1) フロン類製造業者等の判断基準となるべき事項(法第9条)

主務大臣は、フロン類の使用の合理化を推進するため、フロン類の製造業者等がフロン類代替物質の製造等その他のフロン類の使用の合理化のために取り組むべき措置に関してフロン類の製造業者等の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

[チェック
へ戻る](#)

(2) 指導及び助言(法第10条)

主務大臣は、フロン類の使用の合理化を推進するため必要があると認めるときは、フロン類の製造業者等に対し、判断の基準となるべき事項を勧告して、フロン類代替物質の製造等その他のフロン類の使用の合理化のための措置に関して必要な指導及び助言をすることができる。

(3) 勧告及び命令(法第11条)

主務大臣は、フロン類の製造業者等のフロン類代替物質の製造等その他のフロン類の使用の合理化のための措置の状況が、判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該フロン類の製造業者等に対し、その判断の根拠を示して、フロン類代替物質の製造等その他のフロン類の使用の合理化に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。勧告を受けたフロン類の製造業者等がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。また勧告を受けたフロン類の製造業者等がその勧告に従わなかった旨を公表された後において、フロン類の使用の合理化を著しく害すると認めるときは、審議会等の意見を聴いて、当該フロン類の製造業者等に対し、その勧告に係る措置を取るべきことを命ずることができる。

2C 指定製品製造業等

(1) 指定製品製造業者等の判断の基準となるべき事項(法第12条)

主務大臣は、フロン類の使用の合理化を推進するため、指定製品について、指定製品ごとに使用フロン類の環境影響度の低減に関し、指定製品の製造業者等の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

(2) 勧告及び命令(法第13条)

主務大臣は、指定製品の製造業者等が製造等を行う指定製品について、判断の基準となるべき事項に照らして、使用フロン類の環境影響度の低減を相当程度行う必要があると認めるときは、当該指定製品の製造業者等に対し、その目標を示して、当該指定製品について使用フロン類の環境影響度の低減を図るべき旨の勧告をすることができる。また勧告を受けた指定製品の製造業者等が、その勧告に従わなかった旨の公表された後において、なお正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとらなかった場合において、フロン類の使用の合理化を著しく害すると認めるときは、審議会等の意見を聴いて、当該指定製品の製造業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

[チェック
へ戻る](#)

(3) 環境影響度の表示(法第14条)

主務大臣は、フロン類の使用の合理化を推進するため、指定製品について、指定製品ごとに、指定製品の使用フロン類の環境影響度に関し、指定製品の製造業者等が表示に際して指定製品の製造業者等が順守すべき事項を定め、これを告示するものとする。

(4) 勧告及び命令(法第15条)

主務大臣は、指定製品の製造業者等がその製造等を行う指定製品について、告示されたところに従って使用フロン類の環境影響度に関する表示をしていないと認めるときは、当該指定製品の製造業者等に対し、当該指定製品について告示されたところに従って使用フロン類の環境影響度に関する表示をすべき旨の勧告をすることができる。勧告を受けた指定製品の製造業者等が、その勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。また勧告を受けた指定製品の製造業者等が、その勧告に従わなかった旨の公表された後において、フロン類の使用の合理化を著しく害すると認めるときは、審査会等の意見を聴いて、当該指定製品の製造業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

[チェック
へ戻る](#)

(5) 特定製品へのフロン類の放出禁止等の表示(法第87条)

特定製品の製造業者等は、当該特定製品を販売するときまでに、当該特定製品に冷媒として充填されているフロン類に関し、当該特定製品に見やすくかつ容易に消滅しない方法で、当該フロン類をみだりに大気中に放出してはならないこと、当該特定製品を廃棄する場合には当該フロン類の回収が必要であること、当該フロン類の種類及び数量その他主務省令で定める事項を表示しなければならない。

2D 第1種特定製品管理者

(1) 第1種特定製品管理者の判断の基準となるべき事項(法第16条、H26年経済・環境省告示第13号)

主務大臣は、第1種特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化を推進するため、第1種特定製品の管理者が当該フロン類の管理の適正化のために管理第1種特定製品の使用等に際して取組むべき措置に関して、第1種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

(2) 指導及び助言(法第17条)

都道府県知事は、第1種特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化を推進するため必要があると認めるときは、第1種特定製品の管理者に対し、判断の基準となるべき事項を助言して、第1種特定製品の管理者に対し、判断の基準となるべき事項を助言して、第1種特定製品の使用等について必要な措置及び助言をすることができる。

(3) 勧告及び命令(法第18条、則第2条)

都道府県知事は、第1種特定製品の管理者の管理第1種特定製品の使用等状況が判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該第1種特定製品の管理者に対し、その判断の根拠を示して、当該管理第1種特定製品の使用等に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。勧告を受けた第1種特定製品の管理者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。また勧告を受けた第1種特定製品の管理者が、その勧告に従わなかった旨を公表された後において、なお正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとらなかった場合において、第1種特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化を著しく害すると認めるときは、当該第1種特定製品の管理者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

[チェック
へ戻る](#)

(4)フロン類算定漏えい量等の報告等(法第19条、フロン類算定漏えい量報告等命令)
第1種特定製品の管理者は、毎年度、主務省令で定めるところにより、フロン類算定漏えい量その他主務省令で定める事項を、当該第1種特定製品の管理者に係る事業を所轄する大臣に報告しなければならない。

[チェック
へ戻る](#)

【第1種特定製品の管理者が講ずべき措置とは】(法第16・18・19条、告示)

管理第1種特定製品の点検

簡易点検:全製品、3ヵ月に1回以上

エアコンディショナー:異常音並びに外観の損傷、摩耗、腐食及びさびその他の劣化、油漏れ並びに熱交換器への霜の付着有無

冷蔵機器及び冷凍機器:異常音並びに外観の損傷、摩耗、腐食及びさびその他の劣化、油漏れ並びに熱交換器への霜の付着有無
冷蔵又は冷凍の用に供されている倉庫、陳列棚、その他の設備設置場所の温度

注意)冷凍式エアードライヤー内蔵型・搭載型空気圧縮機、別置形冷凍式エアードライヤーも対象となる。

詳細については、下記「フロン漏えい簡易点検の手引」インターネット情報を参照のこと。

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/ozone/kannitennkenpanfuretto.pdf

[チェック
へ戻る](#)

定期点検:全製品、一定以上の製品

エアコンディショナー:圧縮機を駆動する電動機の定格出力又は圧縮機を駆動する内燃機関の定格出力が7.5kW以上50kW未満のものは、3年に1回以上、50kW以上のものは、1年に1回以上

冷蔵機器及び冷凍機器:圧縮機を駆動する電動機の定格出力又は圧縮機を駆動する内燃機関の定格出力が7.5kW以上のものは、1年に1回以上

[チェック
へ戻る](#)

管理第1種特定製品からのフロン類の漏えい時の措置

漏えい個所の修理

故障等に係る点検及び修理

漏えい又は故障を確認した場合は、修理が完了するまで、フロン類の充填を委託してはならない

[チェック
へ戻る](#)

点検及び修理に係る記録

管理第1種特定製品ごとに、点検及び整備に係る事項を記載した記録を備え、

当該管理第1種特定製品を廃棄するまで保存

第1種特定製品整備者又は第1種フロン類充填回収者から、管理第1種特定製品の整備に際して記録簿の提示を求められたときは、これに必ず

管理第1種特定製品の整備又は廃棄等を行う際、特定製品の製造業者等が表示

したフロン類以外の冷媒が現に充填されている場合は、第1種特定製品整備者

又は第1種フロン類充填回収業者に対して、冷媒の種類を説明する

管理第1種特定製品を他者に売却する場合、記録簿又はその写しを当該管理第1種特定製品と合せて売却の相手方に引き渡す

フロン類算定漏えい量等の報告等

フロン類算定漏えい量が1,000 CO₂-t 以上の第1種特定製品の管理者は、毎年7/末日、所轄大臣に前年度の実績報告(文献1、P73、表8)

フロン類算定漏えい量が1,000 CO₂-tを超えていなくても、監視の意味で実績の集計は必要となる

[チェック
へ戻る](#)

【第1種特定製品廃棄等実施者とは】(法第2条、法第41条)

第1種特定製品廃棄等実施者とは、第1種特定製品を廃棄すること又は当該製品の全部若しくは一部を原材料若しくは部品その他の製品の一部として利用することを目的として有償若しくは無償で譲渡することを行おうとする第1種特定製品の管理者をいう。

(5)フロン類の引渡義務(法第41条)

第1種特定製品廃棄等実施者は、自ら又は他の者に委託して、第1種フロン類充填回収業者に対し、当該第1種特定製品に冷媒として充填されているフロン類を引渡さなければならない。

(6)書面の交付(法第43条)

第1種特定製品廃棄等実施者は、当該第1種特定製品に冷媒として充填されているフ

ロン類を自ら第1種フロン類充填回収業者に引渡すときは、主務省令で定めるところにより、当該第1種フロン類充填回収業者に所定事項を記載した書面を交付しなければならない。

[チェック
へ戻る](#)

(7) 引取証明書による確認と保存(法第45条)

第1種特定製品廃棄等実施者は、第1種フロン類充填回収業者から引取証明書の交付を受けたときは、当該引渡しを終了したことを、それぞれ当該引取証明書により確認し、かつ当該証明書を、それぞれ交付を受けた日から主務省令で定める期間(3年間)保存しなければならない。また主務省令で定める期間内(30日以内)に引取証明書の交付を受けないとき又は所定事項が記載されていない引取証明書若しくは虚偽の記載のある引取証明書の交付を受けたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

[チェック
へ戻る](#)

(8) 指導及び助言(法第48条)

都道府県知事は、第1種特定製品廃棄等実施者に対し、フロン類の引渡しの実施を確保するため必要があると認めるときは、当該引渡しの実施に関し必要な指導及び助言をすることができる。

(9) 勧告及び命令(法第49条)

都道府県知事は、第1種特定製品廃棄等実施者が書面の交付や引取証明書に係る規定を順守していないと認めるときは、当該第1種特定製品廃棄等実施者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。正当な理由がなくてフロン類の引渡しをしない第1種特定製品廃棄等実施者があるときは、当該第1種特定製品廃棄等実施者に対し、期限を定めて当該引渡しをすべき旨の勧告をすることができる。勧告を受けた第1種特定製品廃棄等実施者が、正当な理由がなくて、その勧告に係る措置をとらなかったときは、当該第1種特定製品廃棄等実施者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

[チェック
へ戻る](#)

(10) 費用負担(法第74条)

第1種特定製品廃棄等実施者は、第1種フロン類充填回収業者の請求に応じて適正な料金をの支払いを行なうことにより、当該フロン類の回収等の費用を負担するものとする。

2E 第1種特定製品整備者

(1) フロン類充填の委託義務等(法第37条)

第1種特定製品の整備を行う者は、第1種特定製品の整備に際して、当該第1種特定製品に冷媒としてフロンを充填する必要があるときは、当該フロン類の充填を第1種フロン類充填回収業者に委託しなければならない。

(2) フロン類回収の委託義務等(法第39条)

第1種特定製品整備者は、第1種特定製品の整備に際して、当該第1種特定製品に冷媒として充填されているフロン類を回収する必要があるときは、当該フロン類の回収を第1種フロン類充填回収業者に委託しなければならない。

(3) 指導及び助言(法第48条)

都道府県知事は、第1種特定製品整備者に対し、フロン類の充填のお委託や回収の委託の実施を確保するため必要があると認めるときは、当該充填の委託や回収の委託の実施に関し必要な指導及び助言をすることができる。

(4) 再生証明書の回付(法第59条)

第1種特定製品整備者は、再生証明書の回付を受けたときは、遅滞なく当該フロン類に係る第1種特定製品の整備の発注をした第1種特定製品管理者に、当該再生証明書を回付しなければならない。さらに当該回付をした再生証明書の写しを、当該回付をした日から主務省令で定める期間(3年間)保存しなければならない。

(5) 勧告及び命令(法第49条、法第62条)

都道府県知事は、第1種特定製品整備者がフロン類の充填の委託や回収の委託をに際して第1種フロン類充填回収業者に通知すべき規定を順守していないと認めるときは、当該第1種特定製品整備者に対し、必要な処置を講ずべき旨の勧告をすることができる。正当な理由がなくてフロン類の充填の委託や回収の委託をしない第1種特定製品整備者があるときは、当該第1種特定製品整備者に対し、期限を定めて当該充填の委託や回収の委託をすべき旨の勧告をすることができる。また勧告を受けた第1種特定製品整備者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該第1種特定製品整備者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

主務大臣は、第1種特定製品整備者が再生証明書に係る規定を順守していないと認めるときは、当該第1種特定製品整備者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。勧告を受けた第1種特定製品整備者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置を執らなかったときは、当該第1種特定製品整備者に対し、その勧告に係る措置を執るべきことを命ずることができる。

(6) 費用負担及び費用請求(法第74条)

第1種特定製品整備者は、第1種フロン類充填回収業者の請求に応じて適正な料金の支払いを行うことにより当該フロン類の回収等の費用を負担するものとする。第1種特定製品整備者は、自らフロン類の回収を行ったときは、当該第1種特定製品のせいびの発注をした第1種特定製品管理者に対し、当該フロン類の回収等の費用に関し適正な料金を請求することができる。

2F 特定解体工事元請業者

(1) 第1種特定製品設置有無の確認(法第24条)

建築物その他の工作物の全体又は一部を解体する建築工事を発注しようとする第1種特定製品管理者から直接当該建設工事を請負おうとする建設業を営む者は、当該建築物その他の工作物における第1種特定製品の設置の有無について確認を行うとともに、当該解体工事発注者に対し、当該確認の結果について、所定事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。

(2) 指導及び助言(法第48条)

都道府県知事は、特定解体工事元請業者に対し、建築物その他の工作物における第1種特定製品の設置の有無についての確認及び説明の実施を確保するため必要があると認めるときは、当該確認及び説明の実施に関し、必要な指導及び助言をすることができる。

2G 第1種フロン類充填回収業者

(1) 登録(法第27条、則第8条)

第1種フロン類充填回収業を行おうとする者は、その業務を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

(2) 引取義務と引取証明書の交付(法第44条、法第45条)

第1種フロン類充填回収業者は、第1種特定製品廃棄等実施者から直接に又は第1種フロン類引渡受託者を通じてフロン類の引取を求められたときは、書面の交付又は委託確認書の回付がない場合その他正当な理由がある場合を除き、当該フロン類を引取らなければならない。フロン類の引取に当っては、主務省令で定めるフロン類の回収に関する基準に従ってフロン類を回収しなければならない。

第1種フロン類回収業者は、第1種特定製品廃棄等実施者から直接フロン類を引取ったときは、フロン類の引取を証する書面に、主務省令で定める事項を記載し、主務省令で定めるところにより、当該第1種特定製品廃棄等実施者に当該引取証明書を交付しなければならない。この場合において当該第1種フロン類充填回収業者は、当該引取証明書の写しを当該交付をした日から主務省令で定める期間(3年間)保存しなければならない。また第1種フロン類引取受託者を通してフロン類を引取ったときは、当該第1種フロン類引取受託者に引取証明書を交付するとともに、遅滞なく当該フロン類に係る第1種特定製品廃棄等実施者に当該引取証明書の写しを送付しなければならない。

(3) 引渡義務(法第46条)

第1種フロン類充填回収業者は、第1種特定製品廃棄等実施者や第1種特定製品整備者からフロン類を引取ったときは、自ら当該フロン類の再生をする場合その他主務省令で定める場合を除き、第1種フロン類再生業者又はフロン類破壊業者に対し、当該フロン類を引渡さなければならない。フロン類の引渡に当っては、主務省令で定めるフロン類の運搬に関する基準に従ってフロン類を運搬しなければならない。

(4) 充填量及び回収量の記録と報告(法第47条)

第1種フロン類充填回収業者は、主務省令で定めるところにより、フロン類の種類ごとに第1種特定製品の整備が行われる場合において第1種特定製品に冷媒として充填した量及び回収した量、第1種特定製品の廃棄等が行われる場合において回収した量、第1種フロン類再生業を行う場合において再生した量、第1種フロン類再生業者に引渡した量、フロン類破壊業者に引渡した量その他主務省令で定める事項に関し記録を作成し、その業務を行う事業所に保存しなければならない。また第1種特定製品の整備の発注をした第1種特定製品管理者、第1種特定製品整備者、第1種特定製品廃棄等実施者又は第1

種フロン類引渡受託者から、これらの者に係る充填量や回収量の記録を閲覧したい旨の申し出があったときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

第1種フロン類充填回収業者は、主務省令で定めるところにより、フロン類の種類ごとに毎年度、前年度において第1種特定製品の整備が行われる場合において第1種特定製品に冷媒として充填した量、第1種フロン類再生業を行う場合において再生した量、第1週フロン類再生業者に引渡した量、フロン類破壊業者に引渡した量その他主務省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。

(5) 指導及び助言(法第48条)

都道府県知事は、第1種フロン類充填回収業者に対し、フロン類の引取及び引渡しの実施を確保するため、必要があると認めるときは、当該引取及び引渡しの実施に関し必要な指導及び助言をすることができる。

(6) 再生証明書の回付(法第59条)

第1種フロン類充填回収業者は、再生証明書の交付を受けたときは、遅滞なく所定の区分に応じ、それぞれの該当者に当該再生証明書を回付しなければならない。この場合において当該回付をした再生証明書の写しを当該回付をした日から主務省令で定める期間(3年間)保存しなければならない。

(7) 勧告及び命令(法第49条、法第62)

都道府県知事は、第1種フロン類充填回収業者が充填証明書や回収証明書の交付に係る規定及び引取証明書に係る規定を順守していないと認めるときは、当該第1種フロン類充填回収業者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。また第1種フロン類充填回収業者がフロン類の充填に関する基準や運搬に関する基準を順守していないと認めるときは、当該第1種フロン類充填回収業者に対し、期限を定めて、その基準を順守すべき旨の勧告をすることができる。さらに正当な理由がなくて、フロン類の引取り又は引渡しをしない第1種フロン類充填回収業者があるときは、当該第1種フロン類充填回収業者に対し、期限を定めて、その引取り又は引渡しをすべき旨の勧告をすることができる。勧告を受けた第1種フロン類充填回収業者があるときは、当該第1種フロン類充填回収業者に対し、期限を定めて、その引取り又は引渡しをすべき旨の勧告をすることができる。勧告を受けた第1種フロン類充填回収業者が、正当な理由がなくて、その勧告に係る措置をとらなかったときは、当該第1種フロン類充填回収業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

主務大臣は、第1種フロン類充填回収業者が、再生証明書に係る規定を順守していないと認めるときは、当該第1種フロン類充填回収業者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。勧告を受けた第1種フロン類充填回収業者が、正当な理由がなくて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(8) 費用請求と費用負担(法第74条、法第75条、法第69条)

2H 第1種フロン類再生業者

第1種フロン類充填回収業者は、第1種特定製品整備者からフロン類の回収の委託を受けようとするときは又は第1種特定製品廃棄等実施者からフロン類の引取りを求められたときは、当該第1種特定製品整備者又は第1種特定製品廃棄等実施者に対し、当該フロン類回収、当該フロン類をフロン類破壊業者又は第1種フロン類再生業者に引渡すために行なう運搬及び当該フロン類の破壊マヤは再生を行う場合に必要となる費用に関し適正な料金を請求することができる。

第1種フロン類充填回収業者は、第1種フロン類再生業者のフロン類の再生に要する費用の請求に要する費用の請求に応じて適正な料金の支払いを行うものとする。またフロン類破壊業者のフロン類の破壊に要する費用の請求に応じて適正な料金の支払いを行うものとする。

(1) 許可(法第50条、則第55条)

第1種フロン類再生業を行おうとする者は、その業務を事業所ごとに、主務大臣の許可を受けなければならない。

(2) 再生義務と再生証明書の交付(法第58条、則第59条)

第1種フロン類再生業者は、第1種フロン類充填回収業者からフロン類を引取った場合において、当該フロン類の再生を行うときは、主務省令で定めるフロン類の再生に関する基準に従って、フロン類の再生を行わなければならない。フロン類の再生を行った場合において、当該フロン類のうち再生されなかったものがあるときは、フロン類破壊業者に対し、これを引渡さなければならない。またフロン類の引渡しに当たっては、主務省令で定めるフロン類の運搬に関する基準に従ってフロン類を運搬しなければならない。

第1種フロン類再生業者は、フロン類の再生を行ったときは、フロン類の再生を行ったことを証する書面に、主務省令で定める事項を記載し、主務省令で定めるところにより、当該フロン類を引取った第1種フロン類充填回収業者に、当該再生証明書を交付しなければならない。この場合において当該第1種フロン類再生業者は、当該再生証明書の写しを当該交付をした日から主務省令で定める期間(3年間)保存しなければならない。

(3) 再生の記録等(法第60条)

第1種フロン類再生業者は、主務省令で定めるところにより、フロン類の種類ごとに、再生した量、フロン類破壊業者に引渡した量その他の主務省令で定める事項に関し記録を作成し、これをその業務を行う事業所に保存しなければならない。さらに主務省令で定めるところにより、フロン類の種類ごとに、毎年度、前年度において再生した量、フロン類破壊業者に引渡した量その他の主務省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。

(4) 指導及び助言(法第61条)

主務大臣は、第1種フロン類再生業者に対し、フロン類の引渡しを確保するため、必要があると認めるときは、当該引渡しに関し、必要な指導及び助言をすることができる。

(5) 勧告及び命令(法第62条)

主務大臣は、第1種フロン類再生業者がフロン類の再生に関する基準や運搬に関する基準を順守していないと認めるときは、当該第1種フロン類再生業者に対し、期限を定めて、その基準を順守すべき旨の勧告をすることができる。また再生証明書に係る規定を順守していないと認めるときは、当該第1種フロン類再生業者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。さらに正当な理由がなくてフロン類の引渡しをしない第1種フロン類再生業者があるときは、当該第1種フロン類再生業者に対し、期限を定めて、当該引渡しをすべき旨の勧告をすることができる。勧告を受けた第1種フロン類再生業者が、正当な理由がなくて、その勧告に係る措置をとらなかったときは、当該第1種フロン類再生業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(6) 費用請求と費用負担(法第75条、法第69条)

第1種フロン類再生業者は、フロン類の再生に要する費用に関して、第1種フロン類充填回収業者に対し、適正な料金を請求することができる。

第1種フロン類再生業者は、フロン類は破壊業者のフロン類の破壊に要する費用の請求に応じて、適正な料金の支払いを行うものとする。

21 フロン類破壊業者

(1) 許可(法第63条、則第70条)

フロン類破壊業を行おうとする者は、その業務を行う事業所ごとに、主務大臣の許可を受けなければならない。

(2) 引取及び破壊義務と費用の請求(法第69条)

フロン類破壊業者は、第1種フロン類充填回収業者や第1種フロン類再生業者からフロン類の引取りを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、当該フロン類を引取らなければならない。また自動車製造業者等からフロン類の破壊の委託の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。フロン類を引取ったときマヤはフロン類の破壊を受託したときは、主務省令で定めるフロン類の破壊に関する基準に従って、当該フロン類を破壊しなければならない。

フロン類破壊業者は、フロン類の破壊に要する費用に関して、第1種フロン類充填回収業者や第1種フロン類再生業者及び自動車製造業者等に対し、適正な料金を請求することができる。

(3) 破壊証明書の交付(法第70条)

フロン類破壊業者は、フロン類を引取った場合において、フロン類を破壊したときは、フロン類を破壊したことを証する書面に主務省令で定める事項を記載し、主務省令で定めるところにより、当該フロン類を引取った第1種フロン類充填回収業者に、当該破壊証明書を交付しなければならない。この場合において当該フロン類破壊業者は、当該破壊証明書の写しを当該交付した日から主務省令で定める期間(3年間)保存しなければならない。

(4) 破壊量の記録(法第71条)

フロン類破壊業者は、主務省令で定めるところにより、フロン類の種類ごとに、破壊した量その他主務省令で定める事項に関し記録を作成し、これをその業務を行う事業所に保存しなければならない。さらに主務省令で定めるところにより、フロン類の種類ごとに、毎年度、

前年度において破壊した量その他の主務省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。

(5) 指導及び助言(法第72条)

主務大臣は、フロン類破壊業者に対し、フロン類の引取りや破壊の受託又は破壊の実施に関し、必要な指導及び助言をすることができる。

(6) 勧告及び命令(法第73条)

主務大臣は、フロン類破壊業者がフロン類の破壊に関する基準を順守していないと認めるときは、当該フロン類破壊業者に対し、期限を定めて、その基準を順守すべき旨の勧告をすることができる。また正当な理由がなくてフロン類の引取り若しくは破壊の受託又は破壊をしないフロン類破壊業者があるときは、当該フロン類破壊業者に対し、期限を定めて、その引取り若しくは破壊の受託又は破壊をすべき旨の勧告をすることができる。勧告を受けたフロン類破壊業者が、正当な理由がなくて、その勧告に係る措置をとらなかったときは、当該フロン類破壊業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 留意事項

(1) 指針の策定(法第3条)

主務大臣は、フロン類の使用の抑制及びフロン類の排出の抑制を図ることによりオゾン層の保護及び地球温暖化の防止に資するため、フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に関する事項について指針を定め公表するものとする。

[目次](#)

化学物質排出把握管理促進法

1 適用要否の確認

目次

【PRTRとは】

Pollutant Release and Transfer Registration の略で、環境汚染物質排出・移動登録制度と訳されている。

（確認 1: 第1種指定化学物質等取扱事業者ですか？）

第1種指定化学物質等取扱事業者である 適用を受ける 2A(P57)の順守が必要！
第1種指定化学物質等取扱事業者でない 適用を受けない

【第1種指定化学物質とは】(法第2条、令第1条別表第1)

第1種指定化学物質とは、次の3つの条件いずれかに該当する化学物質で、相当広範な地域の環境において継続して存在することが認められるもので、462物質が指定されている。

人の健康や生息生育に支障を及ぼすおそれがあるもの

自然的作用による化学的变化により容易に生成する化学物質が人の健康や動植物の生息生育に支障を及ぼすおそれのあるもの

オゾン層を破壊し太陽紫外線放射の地表に到達する量を増加させることにより人の健康を損なうおそれのあるもの

「第1種指定指定化学物質のリスト」の詳細は、下記インターネット情報を参照

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/msds/pdf/sin1shu.pdf

【第1種指定化学物質等取扱事業者とは】(法第2条、令第3条～第5条)

第1種指定化学物質等取扱事業者とは、第1種指定化学物質の製造の事業を営む者及び業として第1種指定化学物質又は第1種指定化学物質1%以上含有する製品を使用する者その他業として第1種指定化学物質等を取扱う者。及び事業活動に伴って付随的にその第1種指定化学物質を生成し排出することが見込まれる者であって、政令で定める24業種に該当し、その第1種指定化学物質を年間1トン以上取扱い、常時雇用する従業員の数が21人以上である事業場を有する事業者。さらにカドミウム・砒素等15種の特定第1種指定化学物質又はその物質を0.1%以上含有する製品を年間0.5トン以上取扱う事業場を有する事業者。その他政令で定める要件に該当する者をいう。

目次

チェック
へ戻る

（確認 2: 第2種指定化学物質等取扱事業者ですか？）

第2種指定化学物質等取扱事業者である 適用を受ける 2B(P58)の順守が必要！
第2種指定化学物質等取扱事業者でない 適用を受けない

【第2種指定化学物質とは】(法第2条、令別表第2)

第2種指定化学物質とは、第1種指定化学物質の条件のいずれかに該当し、相当広範な地域の環境において継続して存在することとなるが見込まれるもので、100物質が指定されている。

「第2種指定指定化学物質のリスト」の詳細は、下記インターネット情報を参照

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/msds/pdf/sin2shu.pdf

チェック
へ戻る

2 組織の行うべき内容

指定化学物質等取扱事業者の責務(令第4条)

第1種指定化学物質及び第2種指定化学物質が人の健康を損なうおそれがあるものであること等を認識し、かつ化学物質管理指針に留意して指定化学物質の製造使用その他の取扱等に係る管理を行うとともにその管理の状況に関する国民の理解を深めるよう努める。

2A 第1種指定化学物質等取扱事業者

(1) 排出量及び移動量の把握と届出(法第5条、則第2条～第6条)

第1種指定化学物質等取扱事業者は、第1種指定化学物質の排出量及び移動量を把握し、毎年、事業者の所在地を管轄する都道府県知事を経由して主務大臣に届出なければならない。

チェック
へ戻る

(2) 性状及び取扱に関する情報の提供(法第14条)

指定化学物質等取扱事業者は、指定化学物質等を他の事業者に対し譲渡又は提供するときは、その相手方に対して、その化学物質の性状及び取扱いに関する情報(SDS: Safety Data Sheet)を文書や磁気ディスク等の方法で提供しなければならない。また、その情報の内容に変更が生じたときは速やかに情報を提供しなければならない。

「製品安全データシート」の詳細は、下記インターネット情報を参照

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/msds/msds62.html

指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供の方法を定める省令(H12通商産業省 令第401号)。

[チェック
へ戻る](#)

(3) 勧告及び公表(法第15条)

経済産業大臣は、情報の提供の規定に違反する指定化学物質等取扱事業者があるときは、その指定化学物質等取扱事業者に対し、必要な情報を提供すべきことを勧告することができ

大防法
[チェック
へ戻る](#)

2B 第2種指定化学物質等取扱事業者

(1) 性状及び取扱に関する情報の提供(法第14条)

指定化学物質等取扱事業者は、指定化学物質等を他の事業者に対し譲渡又は提供するときには、その相手方に対して、その化学物質等の性状及び取扱いに関する情報を文書や磁気ディスク等の方法で提供しなければならない。またその情報の内容に変更が生じたときは速やかに情報を提供しなければならない。

指定化学物質の性状及び取扱いに関する情報の提供の方法を定める省令(H12通商産業省令 第401号)。

(2) 勧告及び公表(法第15条)

経済産業大臣は、情報の提供の規定に違反する指定化学物質等取扱事業者があるときは、その指定化学物質等取扱事業者に対し、必要な情報を提供すべきことを勧告することができる。

3 留意事項

(1) SDSの記載事項

(指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供の方法等を定める省令)

SDSの主な記載事項は次のとおりである。

用途、組成・成分情報、応急措置、火災時の措置、漏出時の措置、取扱い及び保管上の注意、暴露防止及び保護措置、物理的及び化学的性質、安定性及び反応性、有害性情報、廃棄場の注意、輸送上の注意、適用法令など。

[チェック
へ戻る](#)

[目次](#)

大気汚染防止

2015年6月19日公布 2018年4月1日施行
 参考:水銀環境汚染防止法 2017年8月16日施行

[目次](#)

1 適用要否の確認

(確認 1: 煤煙発生施設設置者ですか?)

煤煙発生施設設置者である 適用を受ける 2A(P.6.3)の順守が必要!
煤煙発生施設設置者でない 適用を受けない

【煤煙とは】(法第2条、令第1条)

煤煙とは、燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫酸化物や燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん及び物の燃焼・合成・分解その他の処理に伴い発生する物質のうちカドミウム、塩素、弗化水素、鉛その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質をいう。

【煤煙発生施設とは】(法第2条、令第2条別表第1)

煤煙発生施設とは、工場又は事業場に設置される施設で、煤煙を発生し排出するもののうち、その施設から排出される煤煙が大気汚染の原因となるものとして政令で定めらるるボイラー、水性ガス又は油ガスの発生用に供するガス発生炉及び加熱炉、金属の精錬又は無機化学工業品の製造用に供する焙焼炉や焼結炉及び焼炉等の33種類の施設をいう。

[チェック
へ戻る](#)

煤煙発生施設(施行令別表第1)

No.	煤煙発生施設	定格・能力
1	ボイラー	電熱面積10㎡以上、燃焼能力50リットル/時以上
2	ガス発生炉、加熱炉	原料処理能力20t/日以上、燃焼能力50リットル/時以上
3	ばい焼炉、焼結炉	原料処理能力1t/日以上
4	金属精錬用の溶鉱炉、転炉、平炉	原料処理能力1t/日以上
5	金属精錬又は鑄造用の溶鉱炉	火格子面積1㎡以上、羽口断面面積0.5㎡以上、燃焼能力50リットル/時以上、変圧器定格能力200kVA以上
6	金属精錬、圧延、熱処理用の加熱炉	火格子面積1㎡以上、羽口断面面積0.5㎡以上、燃焼能力50リットル/時以上、変圧器定格能力200kVA以上
7	石油製品、石油化学製品、コールタール製品製造用の加熱炉	火格子面積1㎡以上、羽口断面面積0.5㎡以上、燃焼能力50リットル/時以上、変圧器定格能力200kVA以上
8	石油精製用の流動接触分解装置の触媒再生	触媒の付着する炭素の燃焼能力200kg/時以上
8-2	石油ガス洗浄装置に付属する硫黄回収装置の焼却炉	燃焼能力6リットル/時以上
9	窒素製品製造用の焼成炉、溶融炉	火格子面積1㎡以上、燃焼能力50リットル/時以上 変圧器定格能力200kVA以上
10	無機化学工業用品又は食品製造用の反応炉、直下炉	火格子面積1㎡以上、燃焼能力50リットル/時以上 変圧器定格能力200kVA以上
11	乾燥炉	火格子面積1㎡以上、燃焼能力50リットル/時以上 変圧器定格能力200kVA以上
12	製鉄、製鋼、合金鉄、カーバイト製造用電気炉	変圧器定格能力1000kVA以上
13	廃棄物焼却炉	火格子面積2㎡以上、燃焼能力200kg/時以上
14	銅、鉛、亜鉛の精錬用のばい焼炉、焼結炉 溶鉱炉、転炉、溶解炉、乾燥炉	原料処理能力1.5t/時以上、火格子面積0.5㎡以上、羽口断面面積0.2㎡以上、燃焼能力20リットル/時以上
15	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウム製造用の乾燥施設	容量0.1立方m以上
16	塩素化エチレン製造用の塩素急速冷凍装置	塩素処理能力50kg/時以上
17	塩素第二鉄製造用の溶解炉	塩素処理能力50kg/時以上
18	活性炭製造用の反応炉	燃焼能力3リットル/時以上
19	化学製品製造用の塩素反応施設 塩素水素反応施設、塩化水素吸収施設	塩素処理能力50リットル/時以上
20	アルミニウム製錬用の電解炉	電流容量30kA以上
21	燐、燐酸、燐酸質肥料、複合肥料製造用の反応施設、濃縮施設、焼成炉、溶解炉	燐鉱石処理能力80kg/時以上、燃焼能力50リットル/時以上 変圧器定格能力200kVA以上
22	弗酸製造用濃縮施設、吸収施設、蒸留施設	電熱面積10㎡以上、ポンプ動力1kW以上
23	トリポリ酸ナトリウム製造用の反応施設 乾燥炉、焼成炉	原油処理能力80kg/時以上、火格子面積1㎡以上 燃焼能力50リットル/時以上

[チェック
へ戻る](#)

24	鉛の第二次製錬又は鉛の管、板、線製造の溶解炉	燃焼能力10リットル/時以上、変圧器定格能力40kVA以上	
25	鉛蓄電池製造用の溶解炉	燃焼能力4リットル/時以上、変圧器定格能力20kVA以上	
26	鉛系顔料製造用の溶解炉、反射炉、反応炉、乾燥施設	容量0.1立方m以上、燃焼能力4リットル/時以上 変圧器定格能力20kVA以上	
27	硝酸製造用吸収施設、漂白施設、濃縮施設	硝酸の合成、漂白、濃縮能力100kg/時以上	
28	コークス炉	原料処理能力20t/時以上	
29	ガスタービン	燃焼能力50リットル/時以上	
30	ディーゼル機関	燃焼能力50リットル/時以上	
31	ガス機関	燃焼能力50リットル/時以上	
32	ガソリン機関	燃焼能力50リットル/時以上	チェック へ戻る

(確認 2:揮発性有機化合物排出施設設置者ですか?)

揮発性有機化合物排出施設設置者である 適用を受ける 2B(P64)の順守要!
揮発性有機化合物排出施設設置者でない 適用を受けない

【揮発性有機化合物とは】(法第2条、令第2条の2)

揮発性有機化合物とは、大気中に排出され又は飛散したときに気体である有機化合物をいう。

【揮発性有機化合物排出施設とは】(法第2条、令第2条の3別表第1の2)

揮発性有機化合物排出施設(下表)とは、工場又は事業場に設置される施設で揮発性有機化合物を排出するもののうち、その施設から排出される揮発性有機化合物が大気の汚染原因となるものであって、揮発性有機化合物の排出量が多いためにその規制を行うことが特に必要なものとして政令で定める揮発性有機化合物による溶剤乾燥施設や洗浄施設及びその貯蔵施設並びに塗装施設とその乾燥施設や接着乾燥施設や印刷乾燥施設等をいう。

[チェック
へ戻る](#)

【表】揮発性有機化合物排出施設

1. VOCを溶剤として使用する化学製品製造用の乾燥施設(VOCを蒸発させるためのものに限る)	送風機の送風能力(送風機が設置されていない場合は、排風機の排風能力)が3,000m ³ /時以上
2. 塗装施設(吹付塗装)	排風機の排風能力が100,000m ³ /時以上
3. 塗装用の乾燥施設(吹付塗装及び電着塗装を除く)	送風機の送風能力が10,000m ³ /時以上
4. 印刷回路用銅張積層板、粘着テープもしくは粘着シート、はく離紙又は包装材料(合成樹脂を積層するものに限る)の製造に係る接着用の乾燥施設	送風機の送風能力が5,000m ³ /時以上
5. 接着用の乾燥施設(前項に掲げるもの及び木材又は木製品(家具を含む)の製造用を除く)	送風機の送風能力が15,000m ³ /時以上
6. 印刷用の乾燥施設(オフセット輪転印刷)	送風機の送風能力が7,000m ³ /時以上
7. 印刷用の乾燥施設(グラビア印刷)	送風機の送風能力が27,000m ³ /時以上
8. 工業用のVOCによる洗浄施設(当該洗浄施設において洗浄の用に供したVOCを蒸発させるための乾燥施設を含む)	洗浄施設においてVOCが空気が接する面の面積が5m ² 以上
9. ガソリン、原油、ナフサその他の温度37.8度において蒸気圧が20kPaを超えるVOCの貯蔵タンク(密閉式及び浮屋根式(内部浮屋根式を含む)を除く)	容量が1,000kl以上

[チェック
へ戻る](#)

(確認 3:一般粉じん発生施設設置者ですか?)

一般粉じん発生施設設置者である 適用を受ける 2C(P64)の順守が必要!
一般粉じん発生施設設置者でない 適用を受けない

【一般粉じんとは】(法第2条、令第2条の4)

一般粉じんとは、物の破碎や選別その他の機械的処理又は堆積に伴い発生し又は飛散する粉じんのうち、特定粉じん以外の物をいう。

【一般粉じん発生施設とは】(法第2条、令第3条別表第2)

一般粉じん発生施設(下表;文献1 P.93表4)とは、工場又は事業場に設置される施設で一般粉じんを発生し及び排出し又は飛散させるもののうち、その施設から排出され又は飛散する一般粉じんが大気汚染の原因となるものとして政令で定める一定規模以上のコークス炉、鉱物又は土石の堆積場、ベルトコンベア及びバケットコンベア、破碎機及び摩砕機、ふるいの5種類の施設をいう。

[チェック](#)
へ戻る

【表】一般粉じん発生施設

1.コークス炉	原料処理能力が1日当たり50t以上
2. 鉱物(コークスを含み、石綿を除く)又は土石の堆積場	面積が1,000㎡以上
3. ベルトコンベア及びバケットコンベア(鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く)	ベルトの幅が75cm以上であるが、又はバケットの内容積が0.03㎡以上
4. 破碎機及び摩砕機(鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のものおよび密閉式のものを除く)	原動機の定格出力が75kW以上
5. ふるい(鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く)	原動機の定格出力が15kW以上

[チェック](#)
へ戻る

(確認 4: 特定粉じん発生施設設置者ですか?)

特定粉じん発生施設設置者である 適用を受ける 2D(P.64)の順守が必要!
特定粉じん発生施設設置者でない 適用を受けない

【特定粉じんとは】(法第2条、令第2条の4)

特定粉じんとは、物の破碎や選別その他の機械的処理又は堆積に伴い発生し又は飛散する粉じんのうち石綿その他の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質をいう。

【特定粉じん発生施設とは】(法第2条、令第3条の2別表2の2)

特定粉じん発生施設(文献1 P.93表5)とは、工場又は事業場に設置される施設で特定粉じんを発生し及び排出し又は飛散させるもののうち、その施設から排出され又は飛散する特定粉じんが大気汚染の原因となるものとして政令で定める解綿用機械、紡織用機械、切断機、研磨機、切削用機械、破碎機及び摩砕機、プレス、穿孔(せんこう)機の9種類の施設をいう。

[チェック](#)
へ戻る

(確認 5: 特定粉じん排出等作業者または排出作業を伴う建設工事の発注者ですか?)

特定粉じん排出等作業者または排出作業を伴う建設工事の発注者です 適用を受ける 2E(P.65)の順守が必要!
特定粉じん排出等作業者または排出作業を伴う建設工事の発注者でない 適用を受けない

【特定粉じん排出等作業とは】(法第2条、令第3条の4)

特定粉じん排出等作業とは、吹付け石綿、石綿を含有する断熱材や保温材及び耐火被覆材である特定建設材料が使用されている建築物その他の工作物を解体し改造し又は補修する作業のうち、その作業の場所から排出され又は飛散する特定粉じんが大気汚染の原因となる作業をいう。

[チェック](#)
へ戻る

(確認 6: 特定物質発生施設設置者ですか?)

特定物質発生施設設置者である 適用を受ける 2F(P.65)の順守が必要!
特定物質発生施設設置者でない 適用を受けない

【特定物質とは】(法第17条、令第10条)

特定物質(文献1、P.81)とは、物の合成や分解その他の化学的処理に伴い発生する物質のうち、人の健康や生活環境に被害を生じるおそれのあるアンモニア、弗化水素、シアン化水素、一酸化炭素、ホルムアルデヒド、メタノール、硫化水素、燐化水素、塩化水素、二酸化窒素、アクロレイン、二酸化硫黄、塩素、二酸化炭素、ベンゼン、ピリジン、フェノール、硫黄、弗化ケイ素、ホスゲン、二酸化セレン、クロソホン酸、黄リン、三塩化りん、臭素、

ニッケルカルボニル、五塩化りん、メルカプタンをいう。

【特定物質発生施設とは】(法第17条、令第10条)

特定物質発生施設とは、物の合成や分解その他の化学的処理に伴い発生する物質のうち、人の健康や若しくわ生活環境に係る被害を生じるおそれのあるものとして政令で定める特定物質を発生する施設で、煤煙(ばいえん)発生施設を除くものをいう。

[チェック
へ戻る](#)

(確認 7: 指定物質排出施設設置者ですか?)

指定物質排出施設設置者である 適用を受ける 2G(P65)の順守が必要!
指定物質排出施設設置者でない 適用を受けない

【特定物質とは】(法附則第9項、令附則第3項)

指定物質(文献1、P69)とは、継続的に摂取される場合に人の健康を損なうおそれがある物質で大気汚染の原因となる有害大気汚染物質のうち、人の健康に係る被害を防止するためのその排出又は飛散を早急に抑制しなければならないベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンをいう。

【指定物質排出施設とは】(法附則第9項、令附則第4項別票第6)

指定物質排出施設(文献1、P80表7)とは、継続的に摂取される場合に人の健康を損なうおそれがある物質で大気汚染の原因となる有害大気汚染物質のうち、人の健康に係る被害を防止するためにその排出又は飛散を早急に抑制しなければならない指定物質を大気中に排出又は飛散させる施設で、一定規模以上のコークス炉、ベンゼン蒸留施設、トリクロロエチレンによる乾燥施設等をいう。

[チェック
へ戻る](#)

(確認 8: 水銀排出施設設置者ですか?)

水銀排出施設設置者である 適用を受ける 2H(P65)の順守が必要!
水銀排出施設設置者でない 適用を受けない

【水銀等とは】(法第2条)

水銀等とは、水銀及びその化合物をいう。

【水銀排出施設とは】(法第2条、令第3条の5)

水銀排出施設とは、工場又は事業場に設置される施設で水銀等を大気中に排出するものうち政令で定める水銀条約付属書Dに掲げる施設又は同付属書Dに掲げる工程を行う施設のうち条約第8条、2(D)の基準として環境省令で定める基準に該当するものをいう。

【表10】水銀排出施設となる施設

水銀条約の 対象施設	大気汚染防止法の 水銀排出施設	施設の規模・要件 (以下のいずれかに該当するもの)	排出基準 ($\mu\text{g}/\text{Nm}^3$)	
			新規施設	既存施設
石炭火力発電所産業 用石炭燃焼ボイラー	石炭専焼ボイラー	伝熱面積10 m^2 以上 燃焼能力50L/時以上	8	10
	大型石炭混焼ボイラー		10	15
	小型石炭混焼ボイラー			
非鉄金属(銅、鉛、亜鉛及び工業金)製造に 用いられる精錬及び焙 焼の工程	一次施設 銅又は工業金	金属の精錬の用に供する焙焼炉、 焼結炉(ペレット焼成炉を含む)及 びヒト焼炉/金属の精錬の用に供す る溶鋳炉(溶鋳用反射炉を含む)転 炉及び平炉; 原料処理能力1t/時以上	15	30
	一次施設 鉛又は亜鉛	金属の精錬の用に供する溶解炉 (こしき炉を除く); 火格子面積1 m^2 以上 羽口面断面積0.5 m^2 以上 燃焼能力50L/時以上 変圧器定格容量200kVA以上	30	50
	二次施設 銅、鉛又は亜鉛	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供す る焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉 を含む)、溶鋳炉(溶鋳用反射炉を 含む)、転炉、溶解炉及び乾燥炉; 原料処理能力0.5t/時以上 火格子面積0.5 m^2 以上 羽口面断面積0.2 m^2 以上 燃焼能力20L/時以上	100	400

[チェック
へ戻る](#)

[表10] 水銀排出施設となる施設 続き

水俣条約の 対象施設	大気汚染防止法の 水銀排出施設	施設の規模・要件 (以下のいずれかに該当するもの)	排出基準 ($\mu\text{g}/\text{Nm}^3$)	
			新規施設	既存施設
非鉄金属(銅、鉛、亜鉛及び工業金)製造に用いられる精練及び焙焼の工程	二次施設 工業金	鉛の二次精練の用に供する溶解炉: 燃焼能力10L/時以上 変圧器定格容量40kVA以上 亜鉛の回収の用に供する焙焼炉、 焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉: 原料処理能力0.5t/時以上	30	50
廃棄物の焼却設備	廃棄物焼却炉 (一般廃棄物/産業廃棄物/下水汚泥焼却炉)	火格子面積 2m^2 以上 焼却能力 $200\text{Kg}/\text{時}$ 以上	30	50
	水銀含有汚泥等の焼却炉等	水銀回収業務付け産業配起き物又は水銀含有再生資源を取扱う施設(加熱工程を含む施設に限る)(施設規模による裾切はなし)	50	100
セメントクリンカーの製造設備	セメントの製造の用に供する焼成炉	火格子面積 1m^2 以上 燃焼能力 $50\text{L}/\text{時}$ 以上 変圧器の定格容量 200kVA 以上	50	80

チェック
へ戻る

2 順守内容

事業者の責務(法第17条の2、第17条の14、第18条の21)

事業者は、煤煙の排出の規則等に関する措置のほか、その事業活動に伴う煤煙の大気中への排出の状況を把握するとともに、当該排出を抑制するために必要な措置を講ずるようしなければならない。

事業者は、その事業活動に伴う揮発性有機化合物の大気中への排出又は飛散の状況を把握するとともに、当該排出又は飛散を抑制するために必要な措置を講ずるようしなければならない。

2A 煤煙発生施設設置者

(1) 施設設置及び廃止の届出、変更届(法第6条、第11条、則第8条)

煤煙発生施設(P58表)を設置しようとする者は、その煤煙量又は煤煙濃度がその煤煙発生施設の種類、構造、使用方法、煤煙の処理方法を都道府県知事に届けなければならない。また、内容等に変更があったとき又は当該施設の使用を廃止したときは、その旨を都道府県知事に届出なければならない。

チェック
へ戻る

(2) 煤煙の排出制限(法第13条)

煤煙発生施設で発生する煤煙を大気中に排出する者は、その煤煙量又は煤煙濃度がその煤煙施設の排出口において排出基準に適合しない煤煙を排出してはならない。

一般排出基準は、硫酸酸化物・煤塵・有害物質ごとに定められており、硫酸酸化物の係る煤煙発生施設において発生し排出口から大気中に排出される硫酸酸化物の量について地域の区分ごとに排出口の高さに応じて定める許容限度(法第3条第2項第1号、令第5条別表第3、則第3条別表第1)。煤塵に係る煤煙発生施設において発生し排出口から大気中に排出される排出物に含まれる煤煙の量について施設の種類及び規模ごとに定める許容限度(法第3条第2項第2号、則第4条別表第2)。有害物質に係る煤煙発生施設において発生し排出口から大気中に排出される排出物に含まれる有害物質の量について有害物質の種類及び施設の種類ごとに定める許容限度(法第3条第2項第3号、則第5条別表第3)。

特別排出基準は、硫酸酸化物、煤塵又は特定有害物質に係る煤煙発生施設が集合して設置されている施設集合地域において新設される煤煙発生施設について適用される(法第3条第3項、令第6条、則第6条、第7条)。

上乘せ排出基準は、都道府県はその区域のうちに一般排出基準によっては十分ではない区域について、その区域における煤煙発生施設にて発生する物質について条例で厳しい許容限度を定めることができる(法第4条、令第7条)。

総量規制基準は、硫酸酸化物や窒素酸化物等の指定煤煙ごとに定められた指定地域において一定規模以上の特定工場等で発生する指定煤煙について適用される(法第5条の2、令第7条の3別表第3、則第7条別表第4)。

燃料使用基準は、硫酸酸化物に係る煤煙発生施設で燃料使用量に著しい季節変動があるものが密集している地域について環境大臣が定める基準に従い都道府県知事が定め

チェック
へ戻る

(3) 煤煙量等の測定と記録(法第16条、則第15条、法第35条)

煤煙排出者は、その煤煙発生施設に係る煤煙量又は煤煙濃度を測定し、その結果を記録し保存しなければならない。

この規定に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし又は記録を保存しなかった者は、30万円以下の罰金に処する。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(4) 事故時の措置(法第17条、令第10条)

煤煙排出施設設置者は、煤煙発生施設において故障や破損その他の事故が発生し、煤煙が立機器中に多量に排出されたときは、直ちに応急の措置を講じ、かつ速やかに復旧するよう努め、直ちにその事故の状況を都道府県知事に通報しなければならない。

(5) 公害防止管理者の選任(特定工場における公害防止組織の整備に関する法律)

一定の条件の下に、公害防止管理者を選任する必要がある。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

2B 揮発性有機化合物排出施設設置者

(1) 届出義務、変更(法第17条の5、第17条の7)

揮発性有機化合物排出施設(文献1、P92表3)を設置しようとする者は、名称、所在地、代表者氏名、揮発性有機化合物排出施設の種類、構造、使用及び処理の方法などを都道府県知事に届出なければならない。また内容等を変更しようとするときは、その旨を都道府県知事に届けなければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(2) 排出基準の順守(法第17条の10)

揮発性有機化合物排出施設から揮発性有機化合物を大気中に排出する者は、その揮発性有機化合物排出施設に係る排出基準を遵守しなければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(3) 濃度の測定・記録(法第17条の12、則第15条の3)

揮発性有機化合物排出者は、当該揮発性有機化合物排出施設に係る揮発性有機化合物濃度を測定し、その結果を記録し保存しなければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

2C 一般粉じん発生施設設置者

(1) 届出義務、変更(法第18条、第18条の2、則第10条)

一般粉じん発生施設(文献1、P80表5)を設置しようとする者は、名称、所在地、代表者氏名、一般粉じん発生施設の種類、構造、使用及び管理の方法、発生施設の配置図などを都道府県知事に届けなければならない。また、内容等に変更があった場合にも都道府県知事に届けなければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(2) 施設の構造使用管理基準の順守(法第18条の3、則第16条)

一般粉じん排出施設は政令で定める構造と使用・管理に関する基準を遵守しなければならない。

* 粉じんの発生量などに関する規制値は定められていない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(3) 公害防止管理者の選任(特定工場における公害防止組織の整備に関する法律)

一定の条件の下に、公害防止管理者を選任する必要がある。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

2D 特定粉じん排出施設設置者

(1) 届出義務、変更(法第18条の6、第18条の7、則第10条の2)

特定粉じん発生施設を設置しようとする者は、名称、所在地、代表者氏名、特定粉じん発生施設の種類、構造、使用及び管理の方法、処理又は飛散防止の方法、発生施設の配置図などを都道府県知事に届けなければならない。また、内容等に変更があった場合にも都道府県知事に届けなければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(2) 敷地境界基準の遵守(法第18条の10、第18条の5、則第16条の2)

特定粉じん発生施設は、敷地境界における規制基準(敷地境界基準)として、規則第16条の2に示された、大気中の石綿濃度が1リットルにつき10本以下という基準を遵守しなければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(3) 測定・記録(法第18条の12、則第16条の3)

特定粉じん発生施設は、敷地境界における大気中の特定粉じんの濃度を測定し、記録しなければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(4) 公害防止管理者の選任(特定工場における公害防止組織の整備に関する法律)

一定の条件の下に、公害防止管理者を選任する必要がある。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

2E 特定粉じん排出作業等作業発注者及び施工者

(1) 届出義務(法第18条の15、則第10条の4)

特定粉じん排出等作業を伴う建設工事の発注者は、作業開始の14日前までに、名称、工事の場所、作業の種類、実施時期、使用箇所・面積、作業方法などを都道府県知事に届けなければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(2) 解体工事に係る調査及び説明等(法第18条の17)

建築物等を解体し、改善し又は補修する作業を伴う建設工事の受注者は、当該解体工事が特定工事に該当するか否かについて調査を行うとともに、環境省令で定めるところにより当該解体工事等工事の発注者に対し当該調査の結果について所定の事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。またこの場合において当該解体工事が特定工事に該当するときは所定の事項を書面に記載して説明しなければならない。解体工事を請負契約によらずに自ら施工する者は、当該解体工事が特定工事に該当するか否かについて調査を行わなければならない。

当該解体工事が特定工場に該当するか否かについて調査を行った者は、当該調査に係る解体工事を施工するときは、環境省で定めるところにより当該調査の結果その他所定の事項を当該解体等工事の場所において公衆に見やすいよう掲示しなければならない。

解体工事の発注者は、当該解体等工事の受注者が行う調査に要する費用を適正に負担することその他当該調査に関し必要な措置を講ずるところにより調査に協力しなければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(3) 発注者の配慮(法第18条の20)

特定工事の発注者は、当該特定工事を施工する者に対し、施工方法、工期、工事費その他当該工事の請負契約に関する事項について、作業基準の順守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。

(4) 作業基準の遵守(法第18条の18、第18条の14、則第16条の4別表第7)

特定粉じん排出等作業を行う事業者は、規則第16条の4別表7に示された作業基準を遵守しなければならない。

2F 特定物質発生施設設置者

(1) 事故時の措置(法第17条)

特定物質を発生する施設について、故障や破損その他の事故が発生し、特定物質が大気中に多量に排出されたときは、直ちに応急の処置を講じ、かつ速やかに復旧するよう努め、直ちにその事故の状況を都道府県知事に通報しなければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

2G 指定物質排出施設設置者

(1) 指定物質抑制基準の遵守(法附則9項、令附則3項・4高、H9.2.6環境庁告示5)

指定物質の排出事業者は、指定物質の種類及び指定物質排出施設の種類ごとに定められた、排出又は飛散の抑制に関する基準を遵守しなければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

2H 水銀排出施設設置者

(1) 施設設置及び変更の届出(法第18条の23、法第18条の25、則第10条の5)

水銀等を大気中に排出する者は、水銀排出施設を設置しようとするときは、環境省令で定めるところにより所定事項を都道府県知事に届出なければならない。また届出に係る事項の変更をしようとするときは、その旨を都道府県知事に届出なければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(2) 排出基準の順守(法第18条の28)

水銀排出者は、その水銀排出施設に係る排出基準を順守しなければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(3) 水銀濃度の測定及び記録(法第18条の30、則第16条の12)

水銀排出者は、環境省令で定めるところにより当該水銀排出施設に係る水銀濃度を測定し、その結果を記録し、これを保持しなければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

3 留意事項

(1)自動車排ガスについて(法第3条)

大気汚染防止法は自動車排ガスを規制している。しかし、この規制は実際に自動車を運転している個々のドライバーに直接義務が課せられるのではなく、規制を受けるのは自動車メーカーなどの製造者サイドである。

(2)損害賠償(法第25条～第25条の6)

煤煙や粉じん、特定物質が人の健康に被害を及ぼした場合は、事業者の無過失であっても損害賠償の責任を負う。

自動車
Nox法
[チェック](#)
へ戻る

(3)罰則(法第33条～第37条)

排出基準違反、総量規制違反については、過失の有無にかかわらず直ちに罰則が適用される。行為者を罰するほか、その法人などに対して罰金刑が課せられる(両罰)。

(4)ダイオキシン類の排出基準(ダイオキシン類対策特別措置法)

ダイオキシン類の排出基準を定めている。

(5)2015年6月19日公布の改正法で、水銀規制が新たに追加

目的規定(第1条)が変更。新たな章(第2章の4)ができ、「水銀等の排出の規制等(第18条の21 - 第18条の35)」が追加

自動車NOx・PM法

(自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する)

1 適用要否の確認

[目次](#)

(確認 1: 対策地域内で自動車を保有していますか?)

対策地域内で自動車を保有している 適用を受ける 2A(P.6.8)の順守が必要!
対策地域内で自動車を保有していない 適用を受けない

【対策地域とは】(法第6条第1項、第8条第1項、令第1条別表第1)

対策地域とは、自動車の交通が集中している地域で、大気汚染防止法による措置のみでは環境基本法の大気環境基準の確保が困難であると認める地域として政令で定める地域をいい、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、三重県、大阪府、兵庫県の8都府県の大部分が該当する。

【対象自動車とは】(法第33条、令第8条、法第12条、令第4条、則第3条)

対象自動車とは、その運行に伴って排出される窒素酸化物や粒子状物質が対策地域における大気汚染の主要な原因となるものとして政令で定めるものをいい、普通貨物自動車、大型バス、マイクロバス、乗用自動車、特殊自動車であって、対策地域内に使用の本拠の位置を有するもの。

[チェック
へ戻る](#)

(確認 2: 周辺地域内自動車を使用する事業者ですか?)

対策地域内で自動車を保有している 適用を受ける 2B(P.6.8)の順守が必要!
対策地域内で自動車を保有していない 適用を受けない

【周辺地域とは】(法第36条)

周辺地域とは、対策地域の周辺の地域であって、その地域内に使用の本拠の位置を有する自動車が、指定地域内において相当程度運行されていると認められる地域として主務省令で定める地域をいう。

【指定地域とは】(法第36条)

指定地域とは、重点対策地区のうち対策地域外に使用の本拠を有する自動車による大気の汚染防止を図るための対策を推進することが必要と認められる地区として都道府県知事の申し出に基づいて環境大臣が指定する地区をいう。

【周辺地域内自動車使用事業者とは】

(法第36条、令第9条、運行回数を定める命令第3条)

周辺地域内自動車使用事業者とは、対策地域の周辺市域内に使用の本拠の位置を有する周辺地域内自動車を使用する事業者が、一の都道府県の区域内に使用の本拠の位置を有するものを30台以上有し、かつ対策地域内の指定地区内において運行する回数が年300回以上である事業者をいう。

[チェック
へ戻る](#)

(確認 3: 重点対策地域内で特定建物の新築等を行いますか?)

重点対策地域内で特定建物の新築等を行う 適用を受ける 2C(P.6.8)の順守要!
重点対策地域内で特定建物の新築等を行わない 適用を受けない

【特定建物とは】(法第20条、令第6条)

特定建物とは、対策地域内の他の地区に比較して、大気の汚染が特に著しい地区であって、その地区の実情に応じた大気の汚染の防止を図るための対策を計画的に実施することが特に必要であると認める地区として都道府県知事が指定する地区をいう。

【重点対策地区とは】(法第15条、第17条)

重点対策地区とは、対策地域内の他の地区に比較して、大気の汚染が特に著しい地区であって、その地区の実情に応じた大気の汚染の防止を図るための対策を計画的に実施することが特に必要であると認める地区として都道府県知事が指定する地区をいう。

2 順守内容

事業者の責務(法第4条)

事業者は、その事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物の排出の抑制のために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する自動車排出窒素酸化物等による大気の汚染防止に関する施策に協力しなければならない。

自動車の製造又は販売を業とする者は、その自動車の製造等に際して、その製造等に係る自動車を使用されることにより排出される自動車排出窒素酸化物等による大気の汚染の防止に資するよう努めなければならない。

2A 対策地域内にて対象自動車を有する事業者

(1) 窒素酸化物排出基準等(法第12条、則第4条別表第1、第2、第3、第4)

環境大臣は、窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準(文献1、P95表2)を定める。事業者は、排出基準に適合しない自動車を使用してはならない。

[チェック
へ戻る](#)

(2) 特定事業者の計画の作成と報告(法第33条、第34条)

特定事業者は、事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のために取組む措置の実施に関する計画を作成し都道府県知事に提出し、毎年その措置の実施の状況に関し都道府県知事に報告しなければならない。

【特定事業者とは】(法第33条、令第8条)

特定事業者とは、一の都道府県の区域内にその使用の本拠の位置を有する対象自動車を30台以上使用する事業者をいう。

2B 周辺地域内自動車使用事業者

(1) 計画の作成と報告(法第36条、第37条)

事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のために取組む措置であって、指定地域内において運行される周辺地域内自動車に係るものの実施に関する計画を作成して都道府県知事に提出し毎年その措置の実施の状況に関し都道府県知事に報告しなければならない。

[チェック
へ戻る](#)

[水濁法
チェック
へ戻る](#)

(2) 勧告及び公表(法第39条)

都道府県知事は、周辺地域内事業者の事業活動に伴うその指定地区における周辺地域内自動車に係る自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制が判断基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、その判断の根拠を示して必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2C 重点対策地区内での特定建築新設等実施者

(1) 新設等の届出(法第20条)

窒素酸化物重点対策地区内又は粒子状物質重点対策地区内において、自動車の交通需要を生じさせる程度の大きい特定用途に供する部分のある建物で、特定用途に供する部分の延べ面積が、その重点対策地区内の道路及び自動車交通の状況を勘案して都道府県条例で定める規模以上のものの新築等をする者は、所定事項を都道府県知事に届出なければならない。

3 留意事項

(1) 総量削減基本方針(法第6条、第8条)

国は、自動車の交通が集中している地域で大気汚染防止法の規制のみによっては二酸化炭素に係る大気環境基準の確保が困難である地域について自動車排出窒素酸化物の総量の削減に関する基本方針を定めるものとする。

国は、自動車の交通が集中している地域で大気汚染防止法及びスパイクタイヤ粉塵防止法の規制のみによっては浮遊粒子状物質に係る大気環境基準の確保が困難である地域について自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針を定めるものとする。

(2) 総量削減計画(法第7条、第9条、令第2条、第3条)

都道府県知事は、窒素酸化物対策地域にあっては、窒素酸化物総量削減基本方針に基づきその窒素酸化物対策地域における自動車排出窒素酸化物の総量の削減に関し実施すべき施策に関する計画を定めなければならない。

都道府県知事は、粒子状物質対策地域にあっては、粒子状物質総量削減基本方針に基づき、その粒子状物質対策地域における自動車排出粒子状物質の総量の削減に関し実施すべき施策に関する計画を定めなければならない。

[目次](#)

水質汚濁防止法

1 適用要否の確認

目次

(確認 1: 特定施設を設置し公共用水域に水を排出していますか?)

特定施設を設置し公共用水域に水を排出している 適用を受ける 2A(P7.1) 順守要!
特定施設を設置してなく公共用水域に水を排出していない 適用を受けない

【特定施設とは】(法第2条、令第2条、令第1条別表第1)

特定施設とは、有害物質を含む汚水又は廃液又は生活環境に被害を生じるおそれのある程度の汚水又は廃液を排出する施設をいう。特定施設を設置する被工場又は事業場を特定事業場という。

有害物質使用特定施設とは、人の健康に係る被害を生じるおそれがある有害物質を製造し使用し又は処理する特定施設をいう(法第2条第2項第1号、令第2条、法第2条第7項)。

【表】 有害物質

カドミウム及びその化合物	シアン化合物	有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る)	鉛及びその化合物	六価クロム化合物
砒素及びその化合物	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	ポリ塩化ビフェニル	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン
ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレン
1,1,1-トリクロロエチレン	⑰1,2-トリクロロエタン	⑱1,3-ジクロロプロペン	⑲チウラム	⑳シマジン
㉑チオペンカルブ	㉒ベンゼン	㉓セレン及びその化合物	㉔ほう素及びその化合物	㉕ふっ素及びその化合物
㉖アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	㉗塩化ビニルモノマー	㉘1,4-ジオキサン		

【公共用水域とは】(法第2条)

公共用水域とは、河川、湖沼、港湾、公共溝渠(こうきょ)、灌漑用水路、その他公共用水路のことである。ただし、公共用下水道や流域下水道は下水道法の適用を受けるため、水質汚濁防止法の適用は受けない。

【汚水等、排出水とは】(法第2条)

汚水等とは、特定施設から排出される汚水又は廃液のことである。
排出水とは、特定事業場から公共用水域に排出される水のことである。

チェック
へ戻る

(確認 2: 指定施設を設置していますか?)

指定施設を設置している 適用を受ける 2B(P7.2)の順守が必要!
指定施設を設置していない 適用を受けない

【指定施設とは】(法第2条、令第3条の3)

指定施設とは、有害物質を貯蔵し若しくは使用し又は有害物質及び油以外の物質であって公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれのある物質として政令で定める指定物質(下表)を製造し貯蔵し使用し若しくは処理する施設をいう。指定施設を設置する工場又は事業場を指定事業場という。

有害物質貯蔵施設とは、人の健康に係る被害を生ずるおそれのある有害物質を含む液状の物を貯蔵する指定施設をいう(法第2条第2項第1号、令第2条、令第4条の4)。

チェック
へ戻る

【表】 指定物質

1. ホルムアルデヒド	2. ヒドラジン
3. ヒドロキシルアミン	4. 過酸化水素
5. 塩化水素	6. 水酸化ナトリウム
7. アクリロニトリル	8. 水酸化カリウム
9. アクリルアミド	10. アクリル酸
11. 次亜塩素酸ナトリウム	12. 二硫化炭素
13. 酢酸エチル	14. メチル - タ - シャリ - プチルエーテル(別名MTBE)
15. 硫酸	

16. ホスゲン
 18. クロルスルホン酸
 20. クロロホルム
 22. クロロピクリン
 24. ジメチルエチルスルフィニルイソ
 プロピルチオホスフェイト(別名オキ
 シデプロホス又はESP)
 27. スチレン
 29. パラ-ジクロロベンゼン
 31. 3,5 - ジクロロ - N - (1,1 - ジメチ
 ル - 2 - プロピニル)ベンズアミド
 (別名プロピザミド)
 33. チオリン酸O,O-ジメチル - O -
 (3 - メチル - 4 - ニトロフェニル)
 (別名フェニトロチオン又はMEP)
 35. 1,3 - ジチオラン - 2 - イリデンマ
 ロン酸ジイソプロピル(別名イソプロ
 チオラン)
 37. チオりん酸0,0 - ジエチル - 0 -
 (5 - フェニル - 3 - イソオキサゾリル
 (別名イソキサチオン)
 39. チオりん酸0,0 - ジエチル - 0 -
 (3,5,6 - トリクロロ - 2 - ピリジル)
 (別名クロルピリホス)
 42. 1,2,4,5,6,7,8,8 - オクタクロロ - 2,
 3,3a,4,7,7a - ヘキサヒドロ - 4,7 -
 メタノ - 1H - インデン(別名クロルデ
 ン)
 43. 臭素
 45. ニッケル及びその化合物
 47. アンチモン及びその化合物
 49. 臭素酸及びその化合物
 51. マンガン及びその化合物
 52. 鉄及びその化合物
 54. 亜鉛及びその化合物
 56. 1,3,5,7 - テトラアザトリシクロ
 [3.3.1.1^{3,7}]デカン(別名ヘキサメチ
 レンテトラミン)

17. 1,2-ジクロロプロパン
 19. 塩化チオニル
 21. 硫酸ジメチル
 23. りん酸ジメチル = 2,2-ジクロロビニ
 ル(別名ジクロロボス又はDDVP)
 25. トルエン
 26. エピクロロヒドリン
 28. キシレン
 30. N - メチルカルバミン酸2 - セカン
 ダリ - プチルフェニル(別名フェノ
 カルプ又はBPMC)
 32. テトラクロロイソフタロニトリル
 (別名クロロタロニル又はTPN)
 34. チオりん酸S - ベンジル - 0,0 -
 ジイソプロピル(別名イプロベンホ
 ス又はIBP)
 36. チオリン酸0,0 - ジエチル - 0 -
 (2 - イソプロピル - 6 - メチル - 4 -
 ピリミジニル(別名ダイアジノン)
 38. 4 - ニトロフェニル - 2,4,6 - トリ
 クロロフェニルエーテル(別名クロル
 ニトロフェン又はCNP)
 40. フタル酸ビス(2 - エチルヘキセル)
 41. エチル = (Z) - 3 - [N - ベンジル
 - N - [[メチル(1 - メチルチオエチリ
 デンアミノオキシカルボニル)アミノ]
 チオ]アミノ]プロピオナート(別名アラ
 ニカルプ)
 44. アルミニウム及びその化合物
 46. モリブデン及びその化合物
 48. 塩素酸及びその化合物
 50. クロム及びその化合物(六価ク
 ロム化合物を除く)
 53. 銅及びその化合物
 55. フェノール類及びその化合物

[チェック
へ戻る](#)

(確認 3: 貯油施設を設置していますか?)

貯油施設を設置している 適用を受ける 2C(P72)の順守が必要!
 貯油施設を設置していない 適用を受けない

【貯油施設とは】(法第2条、令第3条の3、第3条の4)

貯油施設等とは、重油その他の政令で定める油を貯蔵し、又は油を含む水を処理する施設で政令で定める施設をいう。貯油施設等を設置する工場又は事業場を貯油事業場という。

[チェック
へ戻る](#)

2 順守内容

事業者の責務(法第14条の4)

事業者は、排出水の排出の規制等に関する措置のほか、その事業活動に伴う汚水又は廃液の公共用水域への排水又は地下への浸透の状況を把握するとともに、その汚水又は廃液による公共用水域又は地下水の水質の汚濁の防止のために必要な措置を講ずるようにしなければならない。

2A 特定事業場

(1) 特定施設の設置及び廃止の届出(法第5条、7条、9条、10条、則第3条)

特定施設を設置しようとするときは、事業場の名称、所在地、施設の種類・構造等所定の事項を都道府県知事に届出なければならない。また内容等に変更があった場合や当該施設の廃止をした場合にも都道府県知事に届出なければならない。

工場若しくは事業場において、有害物質使用特定施設を設置しようとする者は、所定の事項を都道府県知事に届出なければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(2) 排出水の排出制限(法第12条)

特定事業場から排出水を排出する者は、その汚染状態がその特定事業場の排出口において排出基準に適合しない排出水を排出してはならない。

一般基準は、排出水の汚染状態について定め、有害物質による汚染状態にあつては排出口に含まれる有害物質の量について有害物質の種類ごとに定める許容限度とし、その他の汚染状態にあつては化学的酸素要求量その他の水の汚染状態を示す項目ごとに定める許容限度(法第3条、排水基準を定める省令第1条別表第1及び別表第2)。

★許容限度別表第1のトリクロロエチレン許容限度が平成27年9月に0.3mg/ℓから0.1mg/ℓに改正された。

上乘せ基準は、都道府県知事はその区域に属する公共用水域のうちに省令で定める排出基準によっては人の健康を保護し又は生活環境を保全することが十分でない区域があるときは、その区域の範囲を明らかにし政令で定める基準に従い条例で政令で定める排出基準に代えて適用すべき厳しい許容限度を定めることができる(法第3条、令第4条)

横出し基準は、都道府県知事は一般基準以外の項目及び特定施設以外の事業場について条例で許容限度を定めることができる(法第29条)。

総量規制基準は、都道府県知事が指定地域内の指定地域内事業場から排出される排出水の化学的酸素要求量及び窒素又はりん化合物の含有量の環境負荷量の項目について定める(法第4条の2、令第4条の2、法第4条の3、4、5)

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(3) 特定地下浸透水の浸透制限(法第12条の3)

有害物質使用特定施設を設定する特定事業場から排出水を排出する者は、有害物質を含む特定地下浸透水を浸透させてはならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(4) 構造基準等の遵守(法第12条の4、則第8条の2～第8条の5)

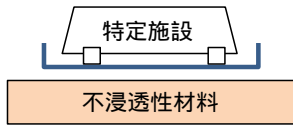
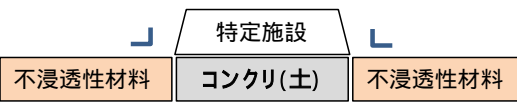
有害物質使用特定施設を設置している者は、その有害物質使用特定施設について有害物質を含む水の地下への浸透防止のための構造や設備及び使用の方法に関する基準を遵守しなければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(5) 施設の定期点検(法第14条、則第9条の2の3)

有害物質使用特定施設を設置している者は、その有害物質使用特定施設について定期(文献1、P124)に点検し、その結果を記録し保存しなければならない。

水濁法 A B 基準対比表

	A 基準 新設・移設の施設に適用	B 基準 既存の施設に適用
構造	床全面を不浸透性材料で被膜 防液堤等による流出防止 	施設直下を除き不浸透性材料で被膜 施設本体からの漏洩を確認出来る措置 防液堤等による流出防止 
点検頻度	1回/年	1回/月
配管	床面から離れて設置され、目視確認が容易である事	目視による確認が出来る事
点検頻度	1回/年	1回/6カ月
地下配管・排水溝	地下浸透防止に必要な強度を有し、容易に劣化する恐れのない物(不浸透性材料等で作られている)	地下浸透の有無を確認出来る措置をする事 ・不浸透性材料での被膜 ・漏洩が確認出来る仕組みがある事 排水溝の異常の有無 1回/6カ月 ・湛水試験、ファイバースコープ等による目視確認の実施 地下浸透の有無 1回/月
点検頻度	1回/年	

* 建屋・施設等、構造上で対応する基準

* 仕組み(監視・測定等)で対応する基準

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(6) 排水水汚染状態の測定及び記録(法第14条、則第9条、第9条の2、法第33条)

特定施設から排水水を公共用水域に排出する者又は特定地下浸透水を地下に浸透させる者は、その排水水や特定地下浸透水の汚染状態を測定し、その結果を記録し保存しなければならない。

この規定に違反して、記録せず、虚偽の記録をし又は記録を保存しなかった者は、30万円以下の罰金に処する。

総量規制基準適用の指定地域内事業場の場合には、排水水の汚濁負荷量の測定や記録及び測定手法の都道府県知事への届出が必要である。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(7) 事故時の措置(法第14条の2)

特定施設を設置する工場又は事業場の設置者は、その特定事業場において特定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質を含む水若しくは排出基準に適合しないおそれがある水が公共用水域に排出され又は有害物質を含む水が地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き有害物質を含む水若しくは排出基準に適合しないおそれのある水の排出又は地下浸透の防止のための応急処置を講ずるとともに、適やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届出なければならない。

(8) 地下水浄化措置命令(法第14条の3、則第9条の3)

特定事業場において有害物質に該当する物質を含む水の地下への浸透があったことにより、現に人の健康に係る被害が生じ又は生ずるおそれがあると認めるときは、都道府県知事はその被害を防止するため必要な限度で、その特定事業場の設置者に対し相当の期限を定めて地下水の水質の浄化のための措置を講ずることを命ずることができる。

(9) 公害防止管理者の選任(特定工場における公害防止組織の整備に関する法律)

一定の要件の下に、公害防止管理者を選任する必要がある。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

2B 指定事業場

(1) 指定施設設置の届出(法第5条、則第3条)

工場若しくは事業場において、有害物質貯蔵指定施設を設置しようとする者は、所定の事項を都道府県知事に届出なければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(2) 構造基準等の遵守(法第12条の4、則第8条の2～第8条の5、第8条の6)

有害物質貯蔵指定施設を設置している者は、その有害物質貯蔵指定施設について有害物質を含む水の地下への浸透の防止のための構造や設置及び使用の方法に関する基準を遵守しなければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(3) 施設の定期点検(法第14条、則第9条の2の3)

有害物質貯蔵指定施設を設置している者は、その有害物質貯蔵指定施設について定期的に点検し、その結果を記録し保存しなければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(4) 事故時の措置(法第14条の2)

指定施設を設置する工場又は事業場の設置者は、その指定事業場において指定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質又は指定物質を含む水が公共用水域に排出され又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き有害物質又は指定物質を含む水の排出又は地下浸透防止のための応急の処置を講ずるとともに速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届出なければならない。

[浄槽法](#)
[チェック](#)
[へ戻る](#)

(5) 地下水浄化措置命令(法第14条の3、則第9条の3)

指定事業場において有害物質に該当する物質を含む水の地下への浸透があったことにより、現に人の健康に係る被害が生じ又は生ずるおそれがあると認められるときは、都道府県知事はその被害を防止するため必要な限度で、その指定事業場の設置者に対し、相当の期限を定めて地下水の水質の浄化のための措置をとることを命ずることができる。

2C 貯油事業場

(1) 事故の措置(法第14条の2)

貯油施設を設置する工場又は事業場の設置者は、その貯油事業場において貯油施設等の破損その他の事故が発生し、油を含む水が公共用水域に排出され又は地下に浸透したことにより生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き油を含む水の排出

又は浸透の防止のための応急の処置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届出なければならない。

3 留意事項

(1) 生活排水対策の推進(法第14条の4～第14条の10)

生活排水対策を推進するため行政や国民は責務を負う。都道府県知事は水質汚濁を防止するために必要と認められた場合は生活排水対策重点地域を指定する。市町村は生活排水対策重点地域における生活排水対策推進計画を定める。

(2) 損害賠償(法第19条～第20条の5)

有害物質の排出又は地下浸透により人の生命や健康に害を与えた場合は、無過失だっても損害賠償の責任を負う。特定施設からの排出、公共用水域への排出に限定せず、事業場からの排出全てが対象である。

(3) 罰則(法第30条～第35条)

排出基準違反には、直ちに場則が適用される。ただし、総量規制違反と地下浸透禁止違反は直罰制ではない。

[目次](#)

浄化槽法

目次

1 適用要否の確認

(確認 1: 浄化槽を設置していますか?)

浄化槽を設置している 適用を受ける 2A(P74)の順守が必要!
浄化槽を設置していない 適用を受けない

【浄化槽とは】(法第2条)

浄化槽とは、便所と連結して、し尿及びこれと併せて雑排水を処理し、終末処理場を有する公共下水道以外に放流するための設備又は施設をいう。

[チェック
へ戻る](#)

(確認 2: 浄化槽製造業者ですか?)

浄化槽製造業者である 適用を受ける 2B(P75)の順守が必要!
浄化槽製造業者でない 適用を受けない

(確認 3: 浄化槽工事業業者ですか?)

浄化槽工事業業者である 適用を受ける 2C(P75)の順守が必要!
浄化槽工事業業者でない 適用を受けない

(確認 4: 浄化槽清掃業者ですか?)

浄化槽清掃業者である 適用を受ける 2D(P75)の順守が必要!
浄化槽清掃業者でない 適用を受けない

(確認 5: 浄化槽保守点検業者ですか?)

浄化槽清掃業者である 適用を受ける 2E(P75)の順守が必要!
浄化槽清掃業者でない 適用を受けない

2 順守内容

2A 浄化槽設置者

(1) 浄化槽設置の届出(法第5条)

浄化槽を設置し又はその構造若しくは規模の変更をしようとする者は、都道府県知事及びその都道府県知事を経由して特定行政庁に届けなければならない。

[チェック
へ戻る](#)

(2) 浄化槽工事の施行(法第6条)

浄化槽工事は、浄化槽工事の技術上の基準に従って行わなければならない。

(3) 使用準則の順守(法第3条、則第1条)

浄化槽を使用する者は、浄化槽の機能を正常に維持するための浄化槽の使用に関する環境省令で定める準則を遵守しなければならない。

[チェック
へ戻る](#)

(4) 保守点検及び清掃(法第8条、第9条、第10条、第10条の2、第11条の2、 則第2条、第3条、第8条の2)

浄化槽管理者は、毎年1回浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。その場合保守点検又は清掃の記録を作成し3年間保存しなければならない。

浄化槽管理者は、浄化槽の使用の開始の日から30日以内に所定の事項を記載した報告書を都道府県知事に提出しなければならない。

浄化槽管理者は、その浄化槽の使用を廃止したときは、その日から30日以内にその旨を都道府県知事に届出なければならない。

[チェック
へ戻る](#)

(5) 水質検査(法第7条、第11条、則第4条、第9条)

浄化槽管理者は、新たに設置され又はその構造若しくは規制の変更をした浄化槽については使用開始後3月を経過した日から5月間に指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。

浄化槽管理者は、毎年1回指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。

[チェック
へ戻る](#)

(6) 浄化槽管理者等変更の報告(法第10条の2、則第8条の2)

浄化槽管理者は、浄化槽管理者及び処理対象人員501人以上の規模の場合に設置した技術管理者の変更があったときは、変更の日から30日以内に所定の事項を記載した報告書を都道府県知事に提出しなければならない。

下水道法
[チェック](#)
[へ戻る](#)

2B 浄化槽製造業者

(1) 認定と表示(法第13条、第17条)

浄化槽を工場において製造しようとする者は、製造しようとする浄化槽の型式について国土交通大臣の認定を受けなければならない。その浄化槽を販売するときまでに認定の表示を付さなければならない。

2C 浄化槽工事業者

(1) 登録と標識(法第21条、第30条)

浄化槽工事業を営もうとする者は、その業務を行なおうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。その営業所及び浄化槽工事の現場ごとに所定の事項を記載した標識を掲げなければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(2) 浄化槽設備士の設置(法第29条)

浄化槽工事業者は、営業所ごとに浄化槽設備士を置かなければならない。

(3) 帳簿の備付(法第31条)

浄化槽工事業者は、営業所ごとに帳簿を備え、その業務に関し所定の事項を記載し保存しなければならない。

2D 浄化槽清掃業者

(1) 認可と標識(法第35条、第39条)

浄化槽清掃業を営もうとする者は、その業務を行なおうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。その営業所ごとに所定の事項を記載した標識を上げなければならない。

(2) 帳簿の備付(法第40条)

浄化槽清掃業者は、営業所ごとに帳簿を備え、その業務に関し所定の事項を記載し保存しなければならない。

2E 浄化槽保守点検業者

(1) 登録(法第48条)

都道府県は、条例で浄化槽の保守点検を業とする者について、都道府県知事の登録を受けなければ浄化槽の保守点検を業としてはならないとする制度を設けることができる。

3 留意事項

[目次へ](#)

下水道法

1 適用要否の確認

[目次](#)

(確認 1: 継続して政令で定める量の下水を排除して公共下水道を使用していますか?)

**継続して政令で定める量の下水を排除して公共下水道を使用している
適用を受ける 2A(P76)の順守が必要!**

**継続して政令で定める量の下水を排除して公共下水道を使用していない
適用を受けない**

[政令で定める量とは] (法第11条の2、令条8条の2)

- 政令で定める量とは、1日における汚水の量50m³以上とする。
汚水とは、生活あるいは事業に起因するか、付随する排水である。

[チェック
へ戻る](#)

(確認 2: 継続して政令で定める水質の下水を排除して公共下水道を使用していますか?)

**継続して政令で定める水質の下水を排除して公共下水道を使用している
適用を受ける 2B(P77)の順守が必要!**

**継続して政令で定める水質の下水を排除して公共下水道を使用していない
適用を受けない**

[政令で定める水質とは] (法第11条の2、令条8条の2)

(但し特定施設を設置する事業場からの基準と条例で定める基準は除く)

温度	40 以上
水素イオン濃度	pH5.7以下8.7以上
生物化学的酸素要求量	300mg / リットル以上(5日間)
浮遊物質	300mg / リットル以上
ヨウ素消費量	220mg / リットル以上
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類 5mg / リットル以上
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	銅植物油脂類 30mg / リットル以上 等

下水とは、生活あるいは事業に起因するか、付随する廃水(汚水)又は雨水である。

[目次](#)

[チェック
へ戻る](#)

**(確認 3: 水質汚濁防止法又はダイオキシン類対策特別措置法で定める
特定施設から、継続して下水を排除して公共下水道を使用していますか?)**

**水質汚濁防止法又はダイオキシン類対策特別措置法で定める特定施設から、
継続して下水を排除して公共下水道を使用している
適用を受ける 2B(P77)の順守が必要!**

**水質汚濁防止法又はダイオキシン類対策特別措置法で定める特定施設から、
継続して下水を排除して公共下水道を使用していない
適用を受けない**

[特定施設とは] (法第2条の2、令9条の7)

特定施設とは、水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設又はダイオキシン類対策特別措置法12条第1項第6号に規定する特定施設をいう。
特定施設を設置している事業場や工場は特定事業場という。

[チェック
へ戻る](#)

2 順守内容

2A 政令で定める量又は水質の下水排水者

(1) 使用開始の届出(法第11条の2)

継続して政令で定める量又は水質の下水を排除して公共下水道を使用しようとする者は、予めその下水の量又は水質及び使用開始の時期を公共下水道管理者に届出なければならず、

[チェック
へ戻る](#)

(2) 除外施設の設置(法第12条、令第9条、法第12条の10、令第9条の8)

公共下水道管理者は、著しく公共下水道の施設の機能を妨げ又は施設の損傷するおそれのある下水を継続して排除し公共下水道を使用する者に対し、政令に定める基準に従い、条

例で除外施設を設け又は必要な措置をしなければならない旨を定めることができる。

(3) 水質の測定義務(法第12条の11)

継続して政令で定める水質の下水を排除して公共下水道を使用する者で、政令で定める者は、その下水の水質を測定し記録しておかなければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

2B 特定事業場

(1) 使用開始の届出(法第11条の2)

水質汚濁防止及びイダイオキシソ類対策特別措置法による特定施設の設置者は、予め使用開始の時期を公共下水道管理者に届出なければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(2) 特定施設の設置の届出(法第12条の3)

工場又は事業場から継続して下水を排除して公共下水道を使用する者は、その工場又は事業場に特定施設を設置しようとするときは、所定の事項を公共下水道管理者に届出なければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(3) 排出基準の順守(法第12条の2、令第9条の4)

特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、その公共下水道への排出において政令で定める基準に適合しない下水を排除してはならない。

土対法
[チェック](#)
[へ戻る](#)

(4) 除外施設の設置(法第12条の11)

上下水道管理者は、政令で定める基準又は政令で定める基準に従い条例で定める基準に適用しない下水を継続して排除して公共下水道を使用する者に対して、条例で除外施設を設け又は必要な措置をしなければならない旨を定めることができる。

(5) 水質の測定義務(法第12条の12)

継続して下水を排除して公共下水道を使用する特定施設の設置者は、その下水の水質を測定し記録しておかなければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(6) 事故時の措置(法第12条の9)

特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、人の健康に係る被害又は生活環境に係る被害を生じるおそれのある物質又は油として政令で定めるものを含む下水が排出され、公共下水道に流入する事故が発生したときは、直ちに引続くその下水の排出を防止するための応急の処置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を公共下水道管理者へ届出なければならない。

3 留意事項

(1) 改善命令(法第37条の2)

基準に適合しない下水を排出するおそれのある場合は、公共下水道管理者による特定施設の構造、使用方法、汚水の処理方法改善命令または下水排除の停止命令がある。

(2) 罰則(法第45条～50条)

排水基準違反には直ちに罰則が課せられる。

[目次へ](#)

土壌汚染対策法

[目次](#)

1 適用要否の確認

2017年5月19日公布 公布の日から2年を超えない政令で定める日施行 但し、形質変更届時の調査結果提出は2018年4月1日施行

《確認 1: 一定規模以上の面積の土地(3000㎡)の形質の変更をしようとする者ですか?》

- ◆一定規模以上の面積の土地(3000㎡)の形質の変更をしようとする者である適用を受ける 2A(P79)の順守が必要!
- ◆一定規模以上の面積の土地(3000㎡)の形質の変更をしようとする者でない適用を受けない

[チェック](#)
[へ戻る](#)

《確認 2: 使用者が廃止された有害物質使用特定施設の敷地であった土地の所有者等、又は都道府県知事から土壌汚染状況調査を命じられた土地の所有者等ですか?》

使用者が廃止された有害物質使用特定施設の敷地であった土地の所有者等、又は都道府県知事から土壌汚染状況調査を命じられた土地の所有者等である適用を受ける 2B(P79)の順守が必要!
使用者が廃止された有害物質使用特定施設の敷地であった土地の所有者等、又は都道府県知事から土壌汚染状況調査を命じられた土地の所有者等でない適用を受けない

【特定有害物質とは】(法第2条、令第1条)

特定有害物質とは、カドニウム、全シマン、六価クロム、有機りん化合物、水銀、PCB、鉛、砒素、トリクロロエチレン、クロロエチレン等土壤に含まれることに起因して、人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。

【有害物質使用特定施設とは】(法第3条)

有害物質使用特定施設とは、水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設で、同法同条同項第1号に規定する物質のうち特定有害物質であるものを製造や使用又は処理する施設をいう。

[目次](#)

[チェック](#)
[へ戻る](#)

《確認 3: 要措置区域内の土地の所有者等ですか?》

要措置区域内の土地の所有者等である 適用を受ける 2C(P79)の順守が必要!
要措置区域内の土地の所有者等でない 適用を受けない

【要措置区域とは】(法第6条)

要措置区域とは、土壌汚染状況調査の結果、その土地の特定有害物質による汚染状況が政令で定める基準に適合しないと認める場合、及び土壤の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生じ又は生ずるおそれのあるものとして政令で定める基準に該当する場合に、都道府県知事が、その土地の区域をその土地が特定有害物質によって汚染されており、その汚染による人の健康に係る被害の防止をするために汚染の除去や汚染の拡散防止その他の措置を講ずることが必要な区域として指定した区域をいう。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

《確認 4: 形質変更時要届出区域内において土地の形質を変更しようとする者ですか?》

形質変更時要届出区域内において土地の形質を変更しようとする者である適用を受ける 2D(P79)の順守が必要!
形質変更時要届出区域内において土地の形質を変更しようとする者でない適用を受けない

【形質変更時要届出区域とは】(法第11条)

形質変更時要届出区域とは、土壌汚染状況調査の結果、その土地の土壤の特定有害物質による汚染状況が政令で定める基準に適合しないと認められ、土壤の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生じ又は生ずるおそれがあるものとして政令で定める基準に該当しないと認める場合に、都道府県知事が、その土地の区域をその土地が特定有害物質によって汚染されており、その土地の形質の変更をしようとするとき(要届出をしなければならない区域として指定した区域をいう。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(確認 5: 自主的に土壤汚染状況調査を行った者ですか?)

自主的に土壤汚染状況調査を行った者である
適用を受ける 2E(P79)の順守が必要!
自主的に土壤汚染状況調査を行った者でない 適用を受けない

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(確認 6: 指定区域内土地の土壤を指定区域外へ搬出しようとする者ですか?)

指定区域内土地の土壤を指定区域外へ搬出しようとする者である
適用を受ける 2F(P79)の順守が必要!
指定区域内土地の土壤を指定区域外へ搬出しようとする者でない
適用を受けない

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(確認 7: 汚染土壤処理業者ですか?)

汚染土壤処理業者である 適用を受ける 2G(P80)の順守が必要!
汚染土壤処理業者でない 適用を受けない

2 順守内容

2A 一定規模以上の面積の土地の形質の変更者

(1) 土地の形質の変更の届出(法第4条、則第22条、第23条)

土地の掘削その他の土地の形質の変更であって、その対象となる土地の面積が3000平方メートル以上である規模のものをしようとする者は、その土地の形質の変更に着手する日の30日前までに所定の事項を都道府県知事に届出なければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

2B 使用廃止有害物質使用特定施設の敷地であった土地又は都道府県知事から土壤汚染状況調査を命じられた土地の所有者等

(1) 土壤汚染状況調査と報告(法第3条、第5条)

その土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況について、所定の者に所定の方法による調査をさせて、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

2C 要措置区域内の土地の所有者等

(1) 汚染の除去等の措置(法第7条)

要措置区域内の土地の所有者等であって、都道府県知事による汚染の除去等の措置の指示を受けた者は、所定の期限までに、汚染の除去又はこれと同等以上の効果を有すると認められる汚染の除去等の措置として政令で定めるものを講じなければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(2) 土地の形質の変更の禁止(法第9条)

要措置区域内においては、何人も土地の形質の変更をしてはならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

2D 形質変更時要届出区域内土地の形質変更者

(1) 土地の形質の変更の届出(法第12条)

形質変更時要届出区域内において、土地の形質の変更をしようとする者は、その土地の形質の変更に着手する日の14日前までに所定の事項を都道府県知事に届出なければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

2E 自主的に土壤汚染状況調査を行った者

(1) 区域の指定の申請(法第14条)

当法第3条及び第4条、第5条の規定の適用を受けない土地の自主調査を行った者は、その結果その土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が、法第6条第1項第1号の省令で定める基準に適合しないと思料するときは、都道府県知事に対し、区域の指定をすることを申請することができる。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

2F 指定区域内土地の土壤をその指定区域外へ搬出しようとする者

(1) 汚染土壤搬出時の届出(法第16条、則第61条)

汚染土壤を指定区域外へ搬出しようとする者は、その汚染土壤の搬出に着手する日の14日前までに所定事項を都道府県知事に届出なければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(2) 汚染土壌の処理の委託(法第18条)

汚染土壌を指定区域外へ搬出しようとする者は、その汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託しなければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(3) 管理票の交付(法第20条、則第66条、第72条)

汚染土壌を指定区域外へ搬出しようとする者は、その運搬又は処理を他人に委託する場合には、その委託に係る汚染土壌の引渡しと同時に、その汚染土壌の運搬を委託した者に対して所定の事項を記載した管理票を交付しなければならない。さらに管理票の交付者は、送付を受けた管理票の写しによって、その運搬又は処理が終了したことを確認し、かつ所定の期間保存しなければならない。また所定期間内に管理票の送付を受けないとき又は所定事項記載や虚偽事項記載の管理票の送付を受けたときは、速やかに、その委託に係る汚染土

[チェック](#)
[へ戻る](#)

騒音法
[チェック](#)
[へ戻る](#)

2G 汚染土壌処理業者

(1) 許可(法第22条)

汚染土壌の処理を業として行おうとする者は、汚染土壌処理施設ごとに、その施設の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

汚染土壌処理業に関する政令(H21環境省令第10号)

3 留意事項

[目次](#)

[目次へ](#)

騒音規制法

目次

1 適用要否の確認

(確認 1: 指定地域内にあり、特定施設を設置していますか?)

指定地域内にあり、特定施設を設置している 適用を受ける 2A(P81)の順守要!
指定地域内にあり、特定施設を設置していない 適用を受けない

【指定地域とは】(法第3条)

指定地域とは、住居が集合している地域、病院又は学校の周辺地域、その他騒音を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域として、都道府県知事が定めるものである。

【特定施設とは】(法第2条、令第1条別表第1)

特定施設とは、工場や事業場に設置される施設のうち著しい騒音を発生する施設として、政令で定める下記の施設。

- (1) 金属加工機械
 - ア) 圧延機械(原動機の定格出力の合計が22.5kW以上)
 - イ) 製缶機械
 - ウ) ペンディングマシン(ロール式で原動機の定格出力が3.75kW以上)
 - エ) 液圧プレス(矯正プレスを除く)
 - オ) 機械プレス(呼び加圧能力が294kN以上)
 - カ) せん断機(原動機の定格出力が3.75kW以上)
 - キ) 鍛造器
 - ク) ワイヤフォーミングマシン
 - ケ) プラスト(タンブラスト以外除く)
 - コ) タンブラ
 - サ) 切断機(砥石を用いるもの)
- (2) 空気圧縮機及び送風機(原動機の定格出力が7.5kW以上)
- (3) 土石用または鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が7.5kW以上)
- (4) 織機(原動機を使用するもの)
- (5) 建設用資材製造機械
 - ア) 気泡コンクリートプラント以外のコンクリートプラント(混練容量0.45m³以上)
 - イ) アスファルトプラント(混練重量200kg以上)
- (6) 穀物用製粉機(ロール式で原動機の定格出力が7.5kW以上)
- (7) 木材加工機械
 - ア) ドラムパーカー
 - イ) チッパー(原動機の定格出力が2.25kW以上)
 - ウ) 碎木機
 - エ) 鋸盤(製材用:原動機の定格出力が15kW以上、木工用:2.25kW以上)
 - オ) 丸鋸盤(製材用:定格出力が15kW以上、木工用:2.25kW以上)
 - カ) かな盤(原動機の定格出力が2.25kW以上)
- (8) 抄紙機
- (9) 印刷機械(原動機を使用するもの)
- (10) 合成樹脂用射出成形機
- (11) 鋳造型機(ジョルト式のもの)

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(確認 2: 指定地域内にあり、特定建設作業を行っていますか?)

指定地域内にあり、特定建設作業を行っている 適用を受ける 2B(P82)の順守要!
指定地域内にあり、特定建設作業を行っていない 適用を受けない

【特定建設作業とは】(法第2条、令第2条別表第2)

特定建設作業とは、建設工事として行われる作業のうち著しい騒音を発生する作業として、くい打ち機、くい抜き機、びょう打ち機、さく岩機、空気圧縮機、トラクターショベル、ブルドーザー等を使用する作業で、一定規模以上の作業が定められている。

2 順守内容

2A 特定施設設置者

(1) 施設設置の届出(法第6条、則第4条、様式第1)

指定地域内にて工場や事業場に特定施設を設置しようとする者は、その工事の開始の日の30日前までに市町村長に届出なければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(2) 規制基準の順守(法第5条、S43.11.27厚生省・農水省・通産省・運輸省告示第1号)

指定地域内に特定施設を設置している者は、指定地域の指定区分(第1種区域～第4種区域)、時間帯区分(朝夕、昼間、夜間)ごとに設定された規制基準(文献1、P163表1)を順守しなければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

- (3) 公害防止管理者の選任(特定工場における公害防止組織の整備に関する法律)
一定規模以上の機械プレス、鍛造機を設置している事業場は公害防止管理者を選任する必要がある。

[チェック
へ戻る](#)

2B 特定建設作業者

- (1) 施行の届出(法第14条、則第10条、様式第9)
指定地域内にて、特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者はその事業の開始の日の7日前までに市町村長に届出なければならない。
- (2) 規制基準の順守(法第15条、S43.11.27厚生省・建設省告示第1号)
指定地域内にて特定建設作業を行う者は、特定建設作業の場所の敷地境界線において85デシベルを超えないこと。指定地域の地域区分(1号区域、2号区域)により、時間帯、作業時間及び日数、休日による制限が規定されている。

3 留意事項

- (1) 深夜騒音等の規制(法第28条)
飲食店等の深夜の騒音などについて、地方公共団体が必要と認める場合は、営業時間を制限するなどの措置を講じなければならない。

[目次へ](#)

振動規制法

目次

1 適用要否の確認

(確認 1: 指定地域内にあり、特定施設を設置していますか?)

指定地域内にあり、特定施設を設置している 適用を受ける 2A(P83)の順守要!
指定地域内にあり、特定施設を設置していない 適用を受けない

【指定地域とは】(法第3条)

指定地域とは、住居が集合している地域、病院又は学校の周辺の地域、その他振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域として、都道府県知事が定めるものである。

【特定施設とは】(法第2条、令第1条別表第1)

特定施設とは、工場や事業場に設置される施設のうち、著しい振動を発生する施設として、金属加工機械、圧縮機、土石用又は鉋物用の破砕や摩砕機、織機、木材加工機械その他が定められている。

(1) 金属加工機械

ア) 液圧プレス(矯正プレスを除く)

イ) 機械プレス

ウ) せん断機(原動機の定格出力1Kw以上)

エ) 鍛造機

オ) ワイヤフォーミングマシン(原動機の定格出力37.5Kw以上)

(2) 圧縮機(原動機の定格出力7.5Kw以上)

(3) 土石用、鉋物用の破砕機、摩砕機、ふるい、分級機(定格出力7.5Kw以上)

(4) 織機(原動機を用いるもの)

(5) コンクリートブロックマシン

(原動機の定格出力の合計が2.95Kw以上)並びにコンクリート管製造機械、
コンクリート柱製造機械(原動機の定格出力の合計が10Kw以上)

(6) 木材加工機械

ア) ドラムパーカー

イ) チッパー(原動機の出力2.2Kw以上)

(7) 印刷機械(原動機の定格出力2.2Kw以上)

(8) ゴム練用または合成樹脂練用のロール機(カレンダーロール機以外のもの、
原動機の定格出力30Kw以上)

(9) 合成樹脂用射出成型機(ジョルト式のもの)

(10) 鋳型造型機(ジョルト式のもの)

目次

チェック
へ戻る

(確認 2: 指定地域内にあり、特定建設作業を行っていますか?)

指定地域内にあり特定建設作業を行っている 適用を受ける 2B(P84)の順守要!
指定地域内にあり特定建設作業を行っていない 適用を受けない

【特定建設作業とは】(法第2条、令第2条別表第2)

特定建設作業とは、建設作業として行われる作業のうち、著しい振動を発生する作業として、くい打ち機作業、鋼球を使用し建築物を破壊する作業、舗装破砕機を使用する作業、ブレーカー等を使用する作業で一定規模以上の作業が定められている。

2 順守内容

2A 特定施設設置者

(1) 届出(法第6条、則第4条、様式第1)

指定地域内にて工場や事業場に特定施設を設置しようとする者は、市町村長に届出なめればならない。

チェック
へ戻る

(2) 規制基準の順守(法第5条、S51.11.10環境庁告示第90号)

指定地域内の地域区分(第1種、第2種区域)、時間帯区分(昼間、夜間)ごとに設定された

基準を順守しなければならない。

[チェック
へ戻る](#)

(3) 公害防止管理者の選任(特定工場における公害防止組織の整備に関する法律)

一定規模以上の油圧プレス、機械プレス、鍛造機を設置している事業者は、公害防止管

工立法
[チェック
へ戻る](#)

2B 特定建設作業者

(1) 届出(法第14条、則第10条、様式第9)

指定地域内にて特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、市町村長に届出なければならない。

(2) 規制基準の順守(法第15条、則第11条、様式1)

指定地域内にて、特定建設作業を行う者は、溶けてい建設作業の場所の敷地境界線において75デシベルを超えないこと。又指定地域の地域区分(1号区域、2号区域)により、時間帯、作業時間及び日数、休日による制限が規定されている。

3 留意事項

工場立地法

目次

1 適用要否の確認

(確認 1: 特定工場を新設しようとしていますか?)

特定工場を新設しようとしている 適用を受ける 2A(P85)の順守が必要!
特定工場を新設しようとしていない 適用を受けない

【特定工場とは】(法第6条、令第1条、第2条)

特定工場とは、製造業等に係る工場又は事業場(電気供給業に属する発電所で水力若しくは地熱を原動力とするもの又は太陽光を電気に変換するものを除く)であって、一つの団地内における敷地面積9000㎡以上または建築物の建築面積3000㎡以上のものである。なお、ここでの新設は、敷地面積若しくは建築物の建築面積を増加し、又は既存の施設の用途を変更することにより特定工場となる場合を含む。

【工場立地に関する準則等の公表】(法第4条)

経済産業大臣及び製造業等を所管する大臣は、関係行政機関の長に、協議し、かつ産業構造審議会の意見を聴いて、製造業等の業種の区分に応じ、生産施設・緑地及び環境施設それぞれの面積の敷地面積に対する割合に関する事項等につき、製造業等に係る工場又は事業場の立地に関する準則を公表するものとする。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

2 順守内容

2A 特定工場を設置しようとする者

(1) 都道府県知事への届出(法第6条)

特定工場を新設しようとする者は、氏名及び住所、製品、設置の場所、敷地面積及び建築面積、生産施設と緑地及び環境施設の面積等の事項を、特定工場設置の場所を管轄する

[チェック](#)
[へ戻る](#)
[目次](#)

生産施設面積の割合(法第4条、則第2条、準則第1条)

業種の区分		割合
第1種	化学肥料製造業のうちアンモニア製造業及び尿素製造業、石油精製業、コークス製造業並びにボイラ・原動機製造業	30%
第2種	伸鉄業	40%
第3種	窯業・土石製品製造業(板ガラス製造業、陶磁器・同関連製品製造業、ぼうろう鉄器製造業、七宝製品製造業及び人造宝石製造業を除く)	45%
第4種	鋼管製造業及び電気供給業	50%
第5種	でんぷん製造業、冷間ロール成型形鋼製造業	55%
第6種	石油製品・石炭製品製造業(石油精製業、潤滑油・グリース製造業(石油精製業にならないもの)及びコークス製造業を除く。)及び高炉による製鉄業	60%
第7種	その他の製造業、ガス供給業及び熱供給業	65%

緑地面積の割合(法第4条、則第3条、準則第2条)

20%以上(建築物屋上等緑地施設(他の施設と重複する緑地)は、敷地面積の25%以内で算入可能)

環境施設面積の割合(法第4条、則第4条、準則第3条)

- (1) 25%以上(緑地を含む)
- (2) 15%以上を敷地周辺に配置する
- (3) 工業団地、鉱業集合地の特例

【生産施設とは】(法第4条、則第2条)

生産施設とは、物品の製造施設や加工修理施設その他の主務省令で定める施設で、製造業における物品の製造工程、電気供給業における発電工程、ガス供給業におけるガス製造工程、熱供給業における熱発生工程の製造工程等形成施設が設置される建築物及び製造工程等形成施設で建築物の外に設けられた施設されるものをいう。

公防法
[チェック](#)
[へ戻る](#)

[目次へ](#)

【緑地とは】(法第4条、則第3条)

緑地とは、主務省令で定める施設で、区画された土地又は当該建築物等施設の屋上その他の屋外に設けられた施設であって工場又は事業場の周辺の地域の生活環境保全の保持に寄与するもの及び低木又は芝その他の地被植物で表面が被われている土地又は当該建築物等施設の屋上その他の屋外に設けられた施設をいう。

【緑地以外の環境施設とは】(法第4条、則第4条)

緑地以外の環境施設とは、緑地及びこれに類する施設で、工場又は事業場の周辺地域の生活環境の保持に寄与するものとして主務省令で定める施設で、噴水、水流、池その他の修景施設・屋外運動場・広場・屋内運動施設・教養文化施設・雨水浸透施設・太陽光発電施設等の施設の用に供する区画された土地及び太陽光発電施設のうち建物等施設の屋上その他の屋外に設置されるものの土地又は施設であって、工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するように管理がなされているものいう。

3 留意事項

公害防止組織整備法

(特定工場における公害防止組織の整備に関する法)

目次

1 適用要否の確認

(確認 1: 特定工場を設置していますか?)

特定工場を設置している 適用を受ける 2A(P87)の順守が必要!
特定工場を設置していない 適用を受けない

【特定工場とは】(法第2条、令第1条)

特定工場とは、製造業、電気供給業、ガス供給業、熱供給業に属する事業の用に供する工場であって、政令で定められたものをいう。
特定工場を設置している者を特定事業者という。

ばい煙発生特定工場(法第2条第1号、令第2条)

大気汚染防止法施行令表第1(P59煤煙発生施設)による第9号及び第14号から第26号までに掲げるばい煙発生施設及び排ガス量が10000m³以上の施設を設置している工場。

汚水等排出特定工場(法第2条第2号、令第3条)

水質汚濁防止法施行令別表第1(特定施設)による第2号から第59号まで、第61号から第63号まで、第63号の3、第64号、第65号から第66号の2まで、第71号の5及び第71号の6に掲げる汚水等排出施設で排水を排出しているもの又は特定地下浸透浸透水を浸透させているもの及び排水量が1000m³以上の施設を設置している工場。

騒音発生特定工場(法第2条第3号、令第4条)

騒音規制法により指定された地域内において、加圧能力が980キロニュートン以上の機械プレス及び落下部分の重量が1t以上の鍛造機を設置している工場。

チェック
へ戻る

特定粉じん発生特定工場(法第2条第4号、令第4条の2)

大気汚染防止法施行令表第2の2に掲げる特定粉じん発生施設を設置している工場。

目次

一般粉じん発生特定工場(法第2条第5号、令第5条)

大気汚染防止法施行令表第2に掲げる一般粉じん発生施設を設置している工場。

振動発生特定工場(法第2条第6号、令第5条の2)

振動規制法により指定された地域内において、加圧能力が2941キロニュートン以上の液圧プレス及び加圧能力が980キロニュートン以上の機械プレス及び落下部分の重量が1t以上の鍛造機を設置している工場。

ダイオキシン類発生特定工場(法第2条第7号、令第5条の3)

ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1の第1号から第4号まで、及び別表第2の第1号から第12号までに掲げるダイオキシン類の発生施設を設置している工場。

チェック
へ戻る

2 組織の行うべき内容

2A 特定事業者

(1) 公害防止統括者の選任(法第3条、令第6条)

特定事業者は、その特定工場に係る公害防止に関する業務を統括管理するため、公害防止統括者を選任し、当該特定工場の所在地を管轄する都道府県知事に届出なければならない。但し常時使用する従業員の数が20人以下の小規模事業者は除く。

チェック
へ戻る

(2) 公害防止管理者の選任(法第4条、令第8条別表第2、令第10条別表第3)

特定事業者は、環境省令で定めるところにより、その特定工場において技術的業務等を管理するため、有資格者のうちから公害防止管理者を選任し、当該特定工場をの所在地を

管轄する都道府県知事に届出なければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(3) 公害防止主任管理者の選任(法第5条、令第9条、令第11条)

排出ガス量40000m³以上のばい煙発生施設及び排出水量10000m³以上の汚水等排出施設が設置されている特定工場は、技術的事項について公害防止統括者を補佐し公害防止管理者を指揮するため、有資格者のうちから公害防止主任管理者を選任し、当該特定工場の所在地を管轄する都道府県知事に届出なければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(4) 代理者の選任(法第6条)

特定事業者は、公害防止統括者や公害防止管理者及び公害防止主任管理者が旅行や疾病その他の事故によって職務を行うことができない場合に、その職務を行う代理者を選任しなければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

3 留意事項

[消防法](#)
[チェック](#)
[へ戻る](#)

[目次](#)

1 適用要否の確認

(確認 1: 防火管理者(有資格者)を選定・届出を行う必要がありますか?)

防火管理者(有資格者)を選定・届出を行う必要がある
適用を受ける 2A(P.93)の順守が必要!

防火管理者(有資格者)を選定・届出を行う必要がない 適用を受けない

[防火管理者とは](法第8条の2、法36条)

防火管理者は防火対象物の管理権限者が任命し、その役割は消防計画の作成、消火・通報・避難訓練の実施、消防設置・消防施設の点検、整備等を行う。

[防火管理者(有資格者)の選任・届出が必要となる防火対象物等]: 東京都の例

- 火災発生時に自力で避難することが著しく困難な者が入所する社会福祉施設等(避難困難施設がある防火対象物で全体の収容人員が10人以上のもの
- 劇場・飲食店・店舗・ホテル・病院など不特定多数の人が出入りする用途(特定用途)がある防火対象物で全体の収容人員が30名以上のもの
- 共同住宅・学校・工場・倉庫・事務所などの用途(非特定用途)の防火対象物で全体の収容人員が50人以上のもの
- 新築工事中の建築物で収容人員が50人以上のうち、総務省令で定めるもの
- 建造中の旅客船で収容人員が50人以上のもののうち、総務省令で定めるもの
- 同一敷地内の屋外タンク貯蔵所又は屋内貯蔵所で、その貯蔵する危険物の数量の合計が指定数量の1,000倍以上のもの
- 指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う防火対象物で、床面積の合計が1,500㎡以上のもの
- 50台以上の車両を収容する屋内駐車場
- 車両の駐車場のうち、地階に乗降場を有するもの

チェック
へ戻る

(確認 2: 指定数量以上の危険物を取り扱っていますか?)

指定数量以上の危険物を取り扱っている 適用を受ける 2B(P.93)の順守要!

指定数量以上の危険物を取り扱っていない 適用を受けない

目次

[危険物とは](法第2条別表、危険物の規制に関する政令第1条の11別表第3)

危険物(下表)とは、種類と指定数量により定義されている。種類は、第1類(酸化性固体)、第2類(可燃性固体)、第3類(自然発火性物質及び禁水性物質)、第4類(引火性液体)、第5類(自己反応性物質)、第6類(酸化性液体)、である。これを一定以上の量を貯蔵又は取扱う者を危険物貯蔵又は取扱者という。

チェック
へ戻る

【表】 主な危険物の種類と指定数量

種別 性質	品名	令別表3に 掲げる性質	物質[例]	指定 数量
第 1 類 固 体 性 酸 化 性	塩素酸塩類 過塩素酸塩類 無機過酸化物 亜塩素酸塩類 臭素酸塩類 硝酸塩類 よう素酸塩類 過マンガン酸塩類 重クロム酸塩類 その他政令で定めるもの	第1種酸化性固体	塩素酸カリウム 亜硝酸ナトリウム 亜塩素酸ナトリウム 臭素酸ナトリウム よう素酸カリウム 過マンガン酸カリウム 過よう素酸ナトリウム 無水クロム酸	50Kg
	・過よう素酸塩類 ・過よう素酸 ・クロム、鉛又はよう素の酸化物 ・亜硝酸塩類 ・次亜塩素酸塩類 上記に掲げるもののいずれかを含有するもの	第2種酸化性固体	硝酸アンモニウム(粒上) 次亜塩素酸カルシウム(さらし粉)	300Kg

種別 性質	品名	令別表3に 掲げる性質	物質[例]	指定 数量
第1類 酸化性 固体	その他政令で定めるもの ・塩素化イソシアヌル酸 ・ペルオキシ二流酸塩類 ・炭酸ナトリウム過酸化 水素付加物 上記に掲げるもののいずれ かを含有するもの	第3種酸化性固体	重クロム酸カリウム 硝酸ナトリウム 三塩素化イソシア ヌル酸	1,000Kg
第2類 可燃性 固体	硫化りん 赤りん 硫黄		三硫化りん 五硫化りん 七硫化りん	100Kg
	鉄粉		-	500Kg
	金属粉 マグネシウム その他のもので政令で定め るもの(未制定) 上記に掲げるもののいずれか を含有するもの	第1種可燃性固体	アルミニウム粉 亜鉛粉末	100Kg
		第2種可燃性固体	マグネシウム粉 (塊状・棒状のものは非危険物) * 指定数量は性状 試験により異なる	500Kg
	引火性固体		固形アルコール ラッカーパテ ゴムのり	1,000Kg
第3類 自然発 火性 物質 及 禁 水 性 物質	カリウム ナトリウム アルキルアルミニウム アルキルリチウム			10Kg
	黄りん			20Kg
	アルカリ金属(カリウム及びナ トリウムを除く)及びアルカリ 土壌金属 有機金属化合物(アルキル アルミニウム及びアルキル リチウムを除く)	第1種自然発火性 物質及び禁水性 物質	リチウム(粉状) ジエチル亜鉛	10Kg
	金属の水素化物 金属のりん化合物 カルシウム又はアルミニウム の炭化物	第2種自然発火性 物質及び禁水性 物質	カルシウム バリウム 水酸化ナトリウム りん化カルシウム 炭酸カルシウム	50Kg
	その他のもので政令で定める もの ・塩素化けい素化合物 上記に掲げるもののいずれか を含有するもの	第3種自然発火性 物質及び禁水性 物質	トリクロロシラン	300Kg
第4類 引 火 性 液 体	特殊引火物		ジエチルエーテル 二硫化炭素 ペンタン アセトアルデヒド	50ℓ
	第1石油類	非水溶性液体	ガソリン トルエン ベンゼン メチルエチルケトン 酢酸エチル	200ℓ
		水溶性液体	アセトン ピリジン ジエチルアミン アセトニトリル	400ℓ
	アルコール類		メチルアルコール エチルアルコール プロピルアルコール	400ℓ
	第2石油類	非水溶性液体	灯油 軽油 キシレン	1,000ℓ

種別 性質	品名	令別表3に 掲げる性質	物質[例]	指定 数量
第 4 類 引火性液体	第2石油類	非水溶性液体	無水酢酸 n - プチルアルコ ール	1,000ℓ
		水溶性液体	アクリル酸 氷酢酸	2,000ℓ
	第3石油類	非水溶性液体	重油 クレオソート油 アニリン ニトロベンゼン	2,000ℓ
		水溶性液体	エチレングリコール グリセリン	4,000ℓ
第 5 類 自己反応性物質	第4石油類		ギヤー油 潤滑油 シリンダー油	6,000ℓ
	動植物油		アマニ油 ヤシ油 オリーブ油	10,000ℓ
第 5 類 自己反応性物質	有機過酸化物 硝酸エステル類 ニトロ化合物 ニトロソ化合物 アゾ化合物 ジアゾ化合物 ヒドラジンの誘導体 ヒドロキシルアミン ヒドロキシルアミン塩類 その他のもので政令で定め るもの ・金属アジ化物 ・硝酸グアニジン ・1 - アリルオキシ - 2,3 - エポキシプロパン ・4 - メチリデンオキセタン - 2 - オン 上記に掲げるもののいずれ かを含有するもの	第1種自己反応 性物質	硝酸メチル 硝酸エチル ニトログリセリン ピクリン酸 トリニトロトルエン ジアゾジニトロフェ ノール	10K g
	その他のもので政令で定め るもの ・金属アジ化物 ・硝酸グアニジン ・1 - アリルオキシ - 2,3 - エポキシプロパン ・4 - メチリデンオキセタン - 2 - オン 上記に掲げるもののいずれ かを含有するもの	第2種自己反応 性物質	硫酸ヒドラジン 硝酸ヒドロキシルア ミン アジ化ナトリウム 硝酸グアニジン	100K g
第 6 類 酸化性物質	過塩素酸 過酸化水素 硝酸 その他のもので政令で定め るもの ・ハロゲン間化合物 上記に掲げるもののいずれ かを含有するもの		過塩素酸 硝酸 過酸化水素 三ぶっ化臭素 五ぶっ化臭素 五ぶっ化よう素	300K g

[チェック
へ戻る](#)

【表】 危険物保安監督者を選任しなければならない製造所等
印は危険物保安監督者を選任しなければならない対象施設

危険物の種類	第4類のみの危険物				第4類以外の危険物	
	指定数量の倍数が 30以下		指定数量の倍数が 30を超えるもの		指定数 量の倍 数が30 以下	指定数 量の倍 数が30を 超えるも の
貯蔵・取扱危険物の数量						
製造所 等の区分	40 以上	40 未満	40 以上	40 未満		
製 造 所						
屋 内 貯 蔵 所						
屋 外 タ ン ク 貯 蔵 所						
屋 内 タ ン ク 貯 蔵 所						
地 下 タ ン ク 貯 蔵 所						
簡 易 タ ン ク 貯 蔵 所						

危険物の種類	第4類のみの危険物				第4類以外の危険物	
	指定数量の倍数が30以下		指定数量の倍数が30を超えるもの		指定数量の倍数が30以下	指定数量の倍数が30を超えるもの
貯蔵・取扱危険物の数量						
貯蔵・取扱危険物の引火点	40以上	40未満	40以上	40未満		
製造所等の区分						
移動タンク貯蔵所						
屋外貯蔵所						
給油取扱所						
第一種販売取扱所						
第二種販売取扱所						
移動取扱所						
一般取扱所						
ボイラー等で消費又は詰替のみ		—				

チェック
へ戻る

(確認 3: 指定数量の1/5以上の危険物を同一場所で貯蔵・取り扱っていますか?)

貯蔵・取り扱っている 適用を受ける 2B(P93)の順守要!
貯蔵・取り扱っていない 適用を受けない

(確認 4: 同一場所で貯蔵・取り扱っている危険物の品名毎の数量を各指定数量の1/5の数量で除し、その商の和が1以上となりますか?)

商の和が1以上となる 適用を受ける 2B(P93)の順守要!
商の和が1未満である 適用を受けない

[少量危険物貯蔵取扱所とは] (法第9条の4、政令第1条の10)

指定数量未満でも指定数量の1/5以上の危険物を同一の場所において貯蔵し、又は取り扱うときは、当該場所は少量危険物貯蔵取扱所として法の規制を受ける。
品名を異にする2以上の危険物を同一の場所において貯蔵し、又は取り扱う場合は、当該貯蔵又は取り扱う危険物の品名毎の数量をそれぞれの指定数量の1/5の数量で除し、その商の和が1以上となるときは、当該場所は少量危険物貯蔵取扱所として法の規制を受ける。

例えば

アセトン20ℓ(指定数量:400ℓ)、エチルアルコール20ℓ(指定数量:400ℓ)、
ベンゼン10ℓ(指定数量200ℓ)、第1種石油類(非水溶性液体)10ℓ(指定数量
法:10ℓ)を保管する場合は、
 $20 / (400 \times 1/5) + 20 / (400 \times 1/5) + 10 / (200 \times 1/5) + 10 / (200 \times 1/5) = 1$

危険物、少量危険物の取り扱いの詳細については、下記インターネット情報を参照
https://www.tokyo-ct.ac.jp/wp-content/uploads/2017/03/03d_kagaku.pdf

(確認 5: 消防活動に支障を及ぼすおそれのある物質を取扱っていますか?)

消防活動に支障を及ぼすおそれのある物質を取扱っている
適用を受ける 2C(P94)の順守が必要!
消防活動に支障を及ぼすおそれのある物質を取扱っていない 適用を受けない

**[消防活動に支障を及ぼすおそれのある物質とは] (法第9条の3、
危険物の規制に関する政令第1条の10)**

消防活動に支障を及ぼすおそれのある物質とは、圧縮アセチレンガスや液化石油ガスなど、火災予防や消火活動に支障のおそれのある物質のことである。これを一定以上の量を貯蔵又は取扱う者を消防活動阻害物質貯蔵又は取扱者という。

チェック
へ戻る

(確認 6: 指定可燃物を一定量以上集積していますか?)

指定可燃物を一定量以上集積している 適用を受ける 2D(P94)の順守が必要!
指定可燃物を一定量以上集積していない 適用を受けない

【指定可燃物とは】(法第9条の4、危険物の規制に関する政令第1条の12別表第4)

指定可燃物とは、指定数量未満の危険物又は消火活動困難物質で政令で定める以下の物質をいう。

- (1)綿花類:200Kg
- (2)木毛及びかんくず:400Kg
- (3)ぼろ及び紙くず・糸類・わら類・再生資源燃料:1,000Kg
- (4)可燃性固体類:3,000Kg
- (5)石炭・木炭類:10,000Kg
- (6)可燃性液体類:2m³
- (7)木材加工品及び木くず:10m³
- (8)合成樹脂類(発砲させたもの):20m³
(その他のもの):3,000Kg

[チェック](#)
[へ戻る](#)

2 順守内容

2A 火災の予防等

(1)防火管理者の任命・届出(法8の2、法36)

学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店、複合用途防火対象物全体の収容人員が50人以上の者が出入し、勤務し、または移住する場合は、防火対象物の管理権限者は、自衛消防組織を設置、防火管理者を任命と届出しなければならない。

役割:消防計画の作成、消火・通報・避難訓練の実施、消防設置・消防施設の点検、整備等

[チェック](#)
[へ戻る](#)

2B 危険物取扱者

(1)危険物の取り扱い(法第10条)

指定数量以上の危険物は製造所、貯蔵所、取扱所以外の場所で取り扱ってはならない。製造所、貯蔵所、取扱所における構造や設備、取扱方法、は政令で定める基準を順守しなければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(2)施設の設置と変更の届出(法第11条、第11条の2)

危険物製造所や貯蔵所又は取扱所の設置や変更は市町村長等の許可を受けなければならない。

設置や変更を行う場合には市町村長等の検査を受けなければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(3)施設の維持管理(法第12条)

危険物製造所や貯蔵所又は取扱所の位置、構造及び設備が、政令で定める基準に適合するように維持しなければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(4)危険物保安監督者・危険物取扱者(法第13条)

所定の危険物施設の所有者や管理者又は占有者は、危険物取扱の有資格者で6ヶ月以上の実務経験を有する者を危険物保安監督者と定め、遅滞なく市町村長に届出なければならない。また、危険物取扱者以外の者は、危険物取扱者の立ち会いがなければ危険物を取扱ってはならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(5)保安業務(法第14条、第14条の2、第14条の3)

所定の危険物施設の所有者や管理者又は占有者は、危険物施設保安員を定め、その設備に係る保安のための業務をおこなわなければならない。さらに所定の危険物施設の場合は、その設備の火災を予防するため予防規定を定め市町村長等の許可を受けなければならない。またその施設について定期的に点検し、その点検記録を作成し保存しなければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(6)危険物の運搬(法第16条、第16条の2)

危険物の運搬は、その容器や積載方法及び運搬方法については技術上の基準に従って行わなければならない。移送時には危険物取扱者を乗車させなければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(7)事故時の措置(法第16条の3)

その施設について危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに、引き続く危険物の流出及び拡散の防止や流出した危険物の除去その他災害の発生防止のための応急措置を講じなければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

[\(8\)少量危険物貯蔵取扱所の届出\(法9の4令10\)](#)

[少量危険物貯蔵取扱所を有する場合は市町村条例の規定に従うとともに、消防署への届出が必要となる。](#)

[\(9\)少量危険物貯蔵及び取扱の基準\(火災予防条例\(例\)30\)](#)

[火気使用禁止、容器、取扱方法等について基準に従はなければならない。](#)

[\(10\)少量危険物貯蔵及び取扱の技術上の基準\(火災予防条例\(例\)30,31\)](#)

[取扱方法、掲示板、漏えい、温度管理等について基準に従はなければならない。](#)

[\(11\)指定可燃物の貯蔵及び取扱の技術上の基準\(火災予防条例\(例\)33\)](#)

[容器、取扱方法等について基準に従はなければならない。](#)

[チェック
へ戻る](#)

2C 消防活動阻害物質取扱者

[\(1\)届出\(法第9条の3\)](#)

消防活動に支障を及ぼすおそれのある物質を貯蔵したり取り扱う場合は、消防署長等へ届出なければならない。

[チェック
へ戻る](#)

2D 指定可燃物取扱者

[\(1\)取り扱い基準の順守\(法第9条の4\)](#)

指定可燃物を取り扱う場合には、市町村条例に定める基準に従わなければならない。

[チェック
へ戻る](#)

[高圧ガ法
チェック
へ戻る](#)

3 留意事項

[目次](#)

高圧ガス保安法

目次

1 適用要否の確認

(確認 1: 高圧ガスの第1種製造者ですか?)

高圧ガスの第1種製造者である 適用を受ける 2A(P96)の順守が必要!
高圧ガスの第1種製造者でない 適用を受けない

【高圧ガスとは】(法第2条、第3条)

高圧ガスとは、常温で圧力が10kg/cm²(1メガパスカル)以上となる圧縮ガス、2kg/cm²以上となる圧縮アセチレンガス、2kg/cm²以上となる液化ガス、温度35度で0kg/cm²を超える液化ガスのうち政令で定めるものである。
但し、法第3条に規定する高圧ガスは適用を除外される。

【第1種製造者とは】(法第5条)

第1種製造者とは、一日100m³以上のガスを使用して高圧ガスを製造しようとするものをいう。また、冷凍のためのガスを圧縮・液化して高圧ガスを製造する設備で、一日の冷凍能力が20トン以上の設備を使用して高圧ガスを製造しようとするものである。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(確認 2: 高圧ガスの第2種製造者ですか?)

高圧ガスの第2種製造者である 適用を受ける 2B(P96)の順守が必要!
高圧ガスの第2種製造者でない 適用を受けない

【第2種製造者とは】(法第5条)

第2種製造者とは、一日100m³未満のガスを使用して高圧ガスを製造しようとするものをいう。また、冷凍のためのガスを圧縮・液化して高圧ガスを製造する設備で、一日の冷凍能力が3トン以上の設備を使用して高圧ガスを製造しようとするものである。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(確認 3: 高圧ガス貯蔵所を所有していますか?)

高圧ガス貯蔵所を所有している 適用を受ける 2C(P97)の順守が必要!
高圧ガス貯蔵所を所有していない 適用を受けない

目次

【貯蔵所とは】(法第16条、第17条の2)

●貯蔵所とは、容器300m³以上の高圧ガスを貯蔵する施設である。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(確認 4: 高圧ガスの販売業者ですか?)

高圧ガスの販売業者である 適用を受ける 2D(P97)の順守が必要!
高圧ガスの販売業者でない 適用を受けない

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(確認 5: 特定高圧ガスの消費者ですか?)

特定高圧ガスの消費者である 適用を受ける 2E(P97)の順守が必要!
特定高圧ガスの消費者でない 適用を受けない

特定高圧ガスとは…

法第24条の2

『特定高圧ガス』とは、公共の安全の維持や災害発生の防止に特別に注意を要するもので、300m³以上の圧縮水素、300m³以上の圧縮天然ガス、3000kg以上の液化酸素、3000kg以上のアンモニア、3000kg以上の液化石油ガス、1000kg以上の液化塩素の6種類である。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(確認 6: 特定高圧ガスの容器製造者ですか?)

特定高圧ガスの容器製造者である 適用を受ける 2F(P98)の順守が必要!
特定高圧ガスの容器製造者でない 適用を受けない

2 順守内容

2A 第1種製造者

(1) 都道府県知事の許可(法第5条)

都道府県知事の許可をうけなければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(2) 技術上の基準の順守(法第11条)

施設は技術上の基準を順守しなければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(3) 保安教育計画の策定(法第27条)

従業員に対する保安教育計画を策定し、保安教育を実施しなければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(4) 保安統括者の選任(法第27条の2)

業の内容に応じて、高圧ガス保安統括者、高圧ガス製造保安管理技術者(有資格者)、高圧ガス製造保安係員(有資格者)、高圧ガス製造保安主任者(有資格者)、高圧ガス製造保安企画推進員、冷凍保安責任者(有資格者)などを選任し、法第32条に規定する職務を行わなければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(5) 保安検査(法第35条)

都道府県知事が行う保安検査を受けなければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(6) 定期の自主検査(法第35条の2)

規則で定める保安のための定期自主検査を行い、検査記録を作成し、保存しなければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(7) 高圧ガスの移動(法第23条)

高圧ガスを移動する場合には、容器、積載方法、移動方法に関する技術上の基準を順守しなければならない。一定量以上の移動を行う場合には、移動計画書の提出・携帯・移動確認者による監督などを行わなければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(8) 危険時の措置(法第36条)

危険な状態になった時は、災害防止のための応急処置を講じなければならない。また、直ちに都道府県知事などに届け出なければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

【高圧ガス 周知文書】

一般社団法人 全国高圧ガス溶接材組合連合会では、高圧ガス保安法第20条の5第1項(周知させる義務等)に基づいて高圧ガスの消費者に対し販売契約を締結したとき及び周知後1年に1回、使用時の周知事項を知らせる目的で周知文書を発行しています。注意事項が解説図をまじえ非常に分かりやすくまとめられています。

「高圧ガス 周知文書」は、下記インターネット情報を参照のこと

<http://www.toho-kk.com/userdata/2016%E5%91%A8%E7%9F%A5%E6%96%87%E6%9B%B8.pdf>

2B 第2種製造者

(1) 都道府県知事への届出(法第5条)

都道府県知事に届け出なければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(2) 技術上の基準の順守(法第12条)

施設は技術上の基準を順守しなければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(3) 保安教育の実施(法第27条)

従業員に対する保安教育を実施しなければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(4) 保安統括者、冷凍保安責任者の選任(法第27条の2)

業の内容に応じて、高圧ガス保安統括者、冷凍保安責任者(有資格者)などを選任し、法第32条に規定する職務を行わなければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(5) 定期の自主検査(法第35条の2)

規則で定める保安のための定期自主検査を行い、検査記録を作成し、保存しなければならない。(一定条件に該当する事業者のみ)

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(6) 高圧ガスの移動(法第23条)

高圧ガスを移動する場合には、容器、積載方法、移動方法に関する技術上の基準を順守しなければならない。一定量以上の移動を行う場合には、移動計画書の提出・携帯・移動確認者による監督などを行わなければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(7) 危険時の措置(法第36条)

危険な状態になったときには、災害防止のための応急措置を講じなければならない。また、直ちに都道府県知事などに届け出なければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

2C 高圧ガス貯蔵所の所有者

(1) 都道府県知事の許可・届出(法第16条、第17条の2)

都道府県知事の許可または届け出なければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(2) 技術上の基準の順守(法第18条)

施設は技術上の基準を順守しなければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(3) 保安教育の実施(法第27条)

従業員に対する保安教育を実施しなければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(4) 高圧ガスの移動(法第23条)

高圧ガスを移動する場合には、容器、積載方法、移動方法に関する技術上の基準を順守しなければならない。一定量以上の移動を行う場合には、移動計画書の提出・携帯・移動確認者による監督などを行わなければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(5) 危険時の措置(法第36条)

危険な状態になったときは、災害防止のための応急措置を講じなければならない。また、直ちに都道府県知事などに届け出なければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

2D 高圧ガス販売業者

(1) 都道府県知事への届出(法第20条の4)

都道府県知事に届け出なければならない。

(2) 技術上の基準の順守(法第20条の6)

販売方法は技術上の基準を順守しなければならない。

(3) 保安教育の実施(法第27条)

従業員に対する保安教育を実施しなければならない。

(4) 高圧ガス販売主任の選任(法第28条)

高圧ガス販売主任(有資格者)を選任し、法第32条に規定する職務を行わなければならない。

(5) 購入者に対する周知義務(法第20条の5)

購入者に対して、災害の発生防止に必要な事項を周知しなければならない。

(6) 高圧ガスの移動(法第23条)

高圧ガスを移動する場合には、容器、積載方法、移動方法に関する技術上の基準を順守しなければならない。一定量以上の移動を行う場合には、移動計画書の提出・携帯・移動確認者による監督などを行わなければならない。

(7) 危険時の措置(法第36条)

危険な状態になったときには、災害防止のための応急措置を講じなければならない。また、直ちに都道府県知事などに届け出なければならない。

2E 特定高圧ガス消費者

(1) 都道府県知事への届出(法第24条の2)

都道府県知事に届け出なければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(2) 技術上の基準の順守(法第24条の3)

消費者は技術上の基準を順守しなければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(3) 保安教育の実施(法第27条)

従業員に対する保安教育を実施しなければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(4) 特定高圧ガス取扱主任の選任(法第28条)

特定高圧ガス取扱主任を選任し、法第32条に規定する職務を行わなければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(5) 高圧ガスの移動(法第23条)

高圧ガスを移動する場合には、容器、積載方法、移動方法に関する技術上の基準を順守しなければならない。一定量以上の移動を行う場合には、移動計画書の提出・携帯・移動確認者による監督などを行わなければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(6) 危険時の措置(法第36条)

危険な状態になったときは、災害防止のための応急措置を講じなければならない。また、直ちに都道府県知事などに届け出なければならない。

毒劇法
[チェック](#)
[へ戻る](#)

2F 高圧ガス容器製造業者

(1) 高圧ガス容器の基準及び検査(法第41条～第57条)

高圧ガスの容器については、容器の基準、刻印、検査などが定められている。また、容器製造業者についても順守すべき事項が定められている。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

3 留意事項

[目次](#)

毒物及び劇物取締法

目次

1 適用要否の確認

(確認 1: 毒物劇物営業者ですか?)

毒物劇物営業者である 適用を受ける 2A(P100)の順守が必要!
毒物劇物営業者でない 適用を受けない

【毒物とは】(法第2条第1項表第1)

毒物とは、法別表1に示す水銀、ヒ素等、その他政令で定めるものである。ただし、医薬品・医薬部外品を除く。
対象品の使用有無についてはSDSで確認のこと。

「毒物及び毒物一覧表」は、下記インターネット情報を参照のこと
<http://www.epc.osaka-u.ac.jp/pdf/DOKUGEKI.pdf>

【劇物とは】(法第2条第2項表第2)

劇物とは、法別表2に示すアンモニア、塩化水素等、その他政令で定めるものである。ただし、医薬品・医薬部外品を除く。

【毒物劇物営業者とは】(法第3条)

毒物劇物営業者とは、毒物・劇物の製造業者、輸入業者、販売業者をいう。

チェック
へ戻る

(確認 2: 特定毒物研究者・使用者ですか?)

特定毒物研究者・使用者である 適用を受ける 2B(P100)の順守が必要!
特定毒物研究者・使用者でない 適用を受けない

【特定毒物とは】(法第2条第3項表第3)

特定毒物とは、別表第3に示す四アルキル鉛等、その他政令で定めるものである。

【特定毒物研究者・使用者とは】(法第3条の2、令第1条～第32条)

特定毒物研究者とは、学術研究のため『特定毒物』を製造・使用できると都道府県知事の許可を得たものをいう。『特定毒物使用者』とは、『特定毒物』を使用することができるものとして、品目ごとに政令で指定するものをいう。例えば、四塩化アルキル鉛については、石油精製業者がガソリンの混入することのみが認められている。

目次

(確認 3: 特定事業における業務上取扱者ですか?)

特定事業における業務上取扱者である 適用を受ける 2C(P100)の順守が必要!
特定事業における業務上取扱者でない 適用を受けない

【特定事業における業務上取扱者とは】(法第22条、令第41条)

特定事業における業務上取扱者とは、電気メッキ事業及び金属熱処理事業では無機シアン化合物たる毒物及びこれを含有する製剤。一定量の毒物劇物運送事業では政令別表第2に掲げるもの。白蟻防除事業では砒素化合物たる毒物及びこれを含有する製剤を取り扱う者をいう。

チェック
へ戻る

(確認 4: その他の業務上取扱者ですか?)

その他の業務上取扱者である 適用を受ける 2D(P101)の順守が必要!
その他の業務上取扱者でない 適用を受けない

その他の業務上取扱者とは…

法第22条、則第18条の2

『その他の業務上取扱者』とは、毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び特定事業における業務上取扱者以外の者であって、省令で定める毒物劇物を業務上取り扱う者をいう。

2 順守内容

2A 毒物劇物営業者

(1) 登録(法第3条、第4条)

製造業・輸入業は主務大臣の、販売業は都道府県知事などの登録を受けなければならない。

(2) 毒物劇物取扱責任者の設置(法第7条)

薬剤師などの中から選任の毒物劇物取扱責任者を設置し、都道府県知事等に届け出なければならない。

(3) 毒物劇物の取り扱い(法第11条)

毒物劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講ず事なければならない。

[チェック
へ戻る](#)

(4) 表示(法第12条)

毒物劇物の容器及び被包並びに貯蔵する場所に「医薬用外」の文字、毒物については赤地に白色をもって「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもって「劇物」の文字を表示しなければならない。

(5) 帳簿の記録・保存(法第15条)

帳簿を備え、購入者の氏名・住所などを記載しなければならない。帳簿は5年間保存しなければならない。

(6) 事故時の措置(法第16条の2)

取扱に係る毒物劇物及び一定の毒物劇物を含有する物が飛散し漏れ流れ出、しみ出又は地下に染み込んだ場合において不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがある時は直ちにその旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに保健衛生上の危害を防止するために必要な応急措置を講じなければならない。また取扱に係る毒物劇物が盗難にあい又は紛失した時は直ちにその旨を警察署に届け出なければならない。

2B 特定毒物研究者・使用者

(1) 許可(法第6条の2)

学術研究のため特定毒物を製造し若しくは使用することができる者として都道府県知事の許可を受けなければならない。

(2) 毒物劇物の取り扱い(法第11条)

毒物劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐために必要な措置を講じなければならない。

(3) 表示(法12条)

毒物劇物の容器及び被包並びに貯蔵する場所に「医薬用外」の文字、毒物については赤字に白色をもって「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもって「劇物」のものを表示しなければならない。

(4) 事故時の措置(法第16条の2)

取扱に係る毒物劇物及び一定の毒物劇物を含有する物が飛散し漏れ流れ出、しみ出し又は地下に染み込んだ場合において不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがある時は直ちにその旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに保健衛生上の危害を防止するために必要な応急措置を講じなければならない。また取扱に係る毒物劇物が盗難にあい又は付紛失した時は直ちにその旨を警察署に届け出なければならない。

2C 特定事業における業務上取扱者

(1) 届出(法第22条)

その毒物劇物を取り扱うこととなった日から30日以内にその事業場の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

[チェック
へ戻る](#)

(2) 毒物劇物取扱責任者の設置(法第7条)

薬剤師などの中から選任の毒物劇物取扱責任者を設置し、都道府県知事等に届け出なければならぬ。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(3) 毒物劇物の取り扱い(法第11条)

毒物劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならぬ。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(4) 表示(法第12条)

毒物劇物の容器及び被包並びに貯蔵する場所に「医薬用外」の文字、毒物については赤地に白色をもって「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもって「劇物」の文字を表示しなければならない。

[労安法](#)
[チェック](#)
[へ戻る](#)

(5) 事故時の措置(法第16条の2)

取扱に係る毒物劇物及び一定の毒物劇物を含有する物が飛散し漏れ流れ出、しみ出又は地下に染み込んだ場合において不特定または多数の者について健康衛生上の危害が生ずるおそれがある時は直ちにその旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに健康衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じなければならぬ。また取扱に係る毒物劇物が盗難にあい又は紛失した時は直ちにその旨を警察署に届け出なければならぬ。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

2D その他の業務上取扱者

(1) 毒物劇物の取り扱い(法第11条)

毒物劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならぬ。

(2) 表示(法第12条)

毒物劇物の容器及び被包並びに貯蔵する場所に「医薬用外」の文字、毒物については赤地に白色をもって「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもって「劇物」の文字を表示しなければならない。

(3) 廃棄(法第15条の2)

毒物劇物の廃棄については、政令で定める技術上の基準に従わなければ廃棄してはならない。

(4) 事故時の措置(法第16条の2)

取扱に係る毒物劇物及び一定の毒物劇物を含有する物が飛散し漏れ流れ出、しみ出又は地下に染み込んだ場合において不特定又は多数の者について健康衛生上の危害を生ずるおそれがある時は直ちにその旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに健康衛生上の危険を防止するために必要な応急措置を講じなければならぬ。また取扱に係る毒物劇物が盗難にあい又は紛失した時は直ちにその旨を警察署に届け出なければならぬ。

3 留意事項

[目次へ](#)

労働安全衛生法

[目次](#)

1 適用要否の確認

2 順守内容

(1) 管理者の選任(法第10条～第16条)

事業者の規模や事業内容に応じて、管理者を選任しなければならない。

衛生管理者の選任 製造業は従業員50名以上の事業場(法12、令4、則7～10)
その事業場に専属する者を選任事由発生から14日以内に選任。
第1種衛生管理者、第2種衛生管理者、衛生工学衛生管理者の各免許所持者
等から業種、作業内容により選任。規模に応じて1～6名選任。
所轄労働基準監督署へ選任報告書の提出。
週1回以上作業場の巡視実施。
管理者が病気、旅行等で職務の遂行が出来ない場合代理者を選任。

[チェック
へ戻る](#)

安全衛生推進者等の選任 常時従業員10名以上の事業場(法12の2、
則12の2～4)

その事業場に専属する者を選任事由発生から14日以内に選任。見やすい箇所に
使命を掲示する等周知。

[チェック
へ戻る](#)

産業医(医師)の選任 製造業は従業員50名以上の事業場(法13則13～15)

選任事由発生から14日以内に選任。
所轄労働基準監督署へ選任報告書の提出。
月1回以上作業場の巡視実施。

[チェック
へ戻る](#)

作業主任者の選任(法14、令6、則18)

下記作業を行う場合は作業主任者の受講、選任をしなければならない。また、
氏名等を作業場に掲示し周知しなければならない。

高圧室内作業、金属溶接作業、林業架線作業、ボイラー取扱作業、エックス線
作業、ガンマ線透過写真撮影作業、木材加工用機械作業、プレス機械作業、加
熱乾燥作業、コンクリート破碎作業、地山掘削作業、土止支保作業、ずい道等の
掘削作業、ずい道等の履工作業、採石のための作業、はい作業、船内荷投作業、
型枠支保工の組立または解体の作業、足場の組立作業等、建築物等の鉄骨組
立作業、鉄橋架設等作業、木造建築物の組立作業等、コンクリート造の工作物の
解体等作業、コンクリート橋架設等作業、第1種圧力容器取扱作業、特定化学
物質等の取扱等の作業、鉛業務に係る作業、四アルキル鉛等業務に係る作業、
酸素欠乏危険場所における作業、有機溶剤取扱等作業、石綿等に係る作業

[目次](#)

[チェック
へ戻る](#)

統括安全衛生管理者の選任(法10、令2、則2、3)

以下の業種・規模の事業場において選任事由発生から14日以内に選任。

- (1) 林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業:従業員100人以上
- (2) 製造業(物の加工業含む)、電気業、ガス業、熱提供業、水道業、通信業、
各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品卸売業、家具・
建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、
機械修理業:従業員300人以上
- (3) その他の業種:従業員1000人以上

安全管理者、衛生管理者を指揮するとともに、安全衛生管理業務を統括管理。
所轄労働基準監督署長へ選任報告書の提出。

管理者が病気、旅行等で職務の遂行が出来ないときは代理者を選任。

[チェック
へ戻る](#)

安全管理者の選任(法11、令3、則4、5)

総括安全衛生管理者の選任が必要な(1)、(2)の業種に属する従業員50人以上
の事業場につき、原則としてその事業場に専属する者を、選任事由発生から14日
以内に選任。

所轄労働基準監督署長に選任報告書の提出。

設備、作業方法等の危険防止のための作業場の巡視。

管理者が病気、旅行等で職務の遂行が出来ないときは代理者を選任。

衛生管理者の選任(法12、令4、則7～10)

従業員50人以上の事業場につき、原則としてその事業場に専属する者を、選任事由発生から14日以内に選任。

第1種衛生管理者、第2種衛生管理者、衛生工学衛生管理者の各免許所持者等から業種、作業内容等により選任。

事業場の規模に応じて1～6人を選任。

所轄労働基準監督署長に選任報告書の提出。

設備、作業方法等の危険防止のための作業場の巡視。

管理者が病気、旅行等で職務の遂行が出来ないときは代理者を選任。

(2) 委員会の設置(法第17～19条)

事業者の規模や事業内容に応じて、委員会を設置しなければならない。

安全委員会の設置 製造業は従業員50名以上の事業場

衛生委員会の設置 製造業は従業員50名以上の事業場

月1回以上の開催。

開催の都度遅滞なく議事録を作成し周知。3年間保存。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(3) 危険物、有害物に関する規制

製造等の禁止(法第55条、令第16条)

労働者に重度の健康障害を生ずるものは、製造・輸入・譲渡提供又は使用してはならない。但し、試験研究のため製造・輸入・使用する場合で政令で定める要件に該当する場合はこの限りではない。

対象物質は1. 黄りんマッチ、2. ベンジジン及びその塩、3. 4 - アミノジフェルン及びその塩、4. 石綿、5. 4 - ニトロジフェルン及びその塩、6. ビス(クロロメチル)エーテル、7. ベーターナフチルアミン及びその塩、8. ベンゼンを含有するゴムのり(溶剤の5%を超えるもの)、9. 上記2. 3. 5. ～7. をその重量の1%を超えて含有し又は4. に掲げる物をその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物。

製造の許可(法第56条、令第17条別表第3第1号)

労働者に重度の健康障害を生ずるおそれのある物を製造しようとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

表示等(法第57条、令第18条)

労働者に健康障害を生ずるおそれのある物の譲渡又は提供に際しては、その容器等に名称、含有量等を表示しなければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

文書の交付等(法第57条、令第18条の2別表第9)

労働者に健康障害を生ずるおそれのある物の譲渡又は提供に際しては、交付文書等の方法により、名称、含有量等を相手方に通知しなければならない(SDS)。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

化学物質の有害性の調査(法第57条の3、令第18条の3)

新規化学物質を製造、輸入しようとするときは、あらかじめ有害性の調査を行って、厚生労働大臣に届け出なければならない。

(4) その他順守すべき事項

その他、事業者の順守すべき事項として次の項目が定められている。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

危険・健康障害の防止措置(法第20～36条)

機械、器具その他の設備による危険等の防止、労働者の健康障害の防止に必要な措置を実施等。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

機械等の規制・製造・設置・管理・検査証・自主検査(法第37～54条)

製造(製造許可、製造検査、構造検査、溶接検査)

設置(使用検査、落成検査、性能検査)

管理(変更検査、使用再開検査、定期自主検査、検査証)

について、特定機械等ごとに順守事項あり。厚生労働大臣の定める規格の具備、個別検定、型式検定。

残留リスクの通知を行い情報提供する。

検査証のない特定機械等(ボイラー等)は使用禁止。譲渡禁止。

特定機械等のほか一定の機械等を定期的に自主検査する。

対象はボイラー、第1種圧力容器、つり上げ荷重が3t以上のクレーン、つり上げ荷重が3t以上の移動式クレーン、つり上げ荷重が2t以上のデリック、積載荷重が

[チェック](#)
[へ戻る](#)

1t以上のエレベーター、ガイドレールの高さが18m以上の建設用リフト・ゴンドラ、活線作業用装置、活線作業用機器、フォークリフト、原動を用いかつ不特定の場所に自走できる建設機械、つり上げ荷重が0.5t以上3t未満のクレーン、つり上げ荷重が0.5t以上3t未満の移動式クレーン、つり上げ荷重が0.5t以上2t未満のデリック、積載荷重が0.25t以上1t未満のエレベーター、ガイドレールの高さが10m以上18m未満の建設用リフト、積載荷重が0.25t以上の簡易リフト、ショベルローダー、フォークローダー、ストラドルキャリアー、不整地運搬車、作業床高さが2m以上の高所作業車、第2種圧力容器、小型ボイラー、小型圧力容器、絶縁用保護具、絶縁用防具、動力により駆動されるプレス機、動力により駆動されるシャー、動力により駆動される遠心機械、化学設備及びその付属設備、アセチレン溶接装置及びガス集合溶接装置、乾燥設備及びその付属設備、動力車及び関連装置、局所排気装置、プッシュプル型換気装置、除じん装置、排ガス処理装置及び排液処理装置、特定化学設備、透過写真撮影用ガンマ線照射装置

[チェック](#)
[へ戻る](#)

安全衛生教育・就業制限(法第59～61条)

雇入れ時及び作業内容変更時の教育。
危険有害業務従事者の特別教育。記録の3年間保存。
新任職長等の職長教育。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

作業環境測定・健康診断(法第65・66条、令21)

- (1) 鉱物、金属等の粉じん作業場、6ヶ月に1回測定(粉防則26)
 - (2) 暑熱、寒冷、多湿作業場、半月に1回測定(安衛則607)
 - (3) 著しい騒音を発生する職場、6ヶ月に1回測定(安衛則590、591)
 - (4) 坑内の作業場、半月～1ヵ月に1回測定(安衛則592、612、603)
 - (5) 中央管理方式空調設備のある事務所、2ヶ月に1回測定(事務所則7)
 - (6) 放射線業務を行う職場、1ヶ月に1回測定(電離則54、55)
 - (7) 特定化学物質製造、取扱職場、6ヶ月に1回測定(特化則36、石綿則36)
 - (8) 鉛業務を行う作業場、1年に1回測定(鉛則52)
 - (9) 酸素欠乏危険作業場、その作業開始前に測定(酸欠則3)
 - (10) 有機溶剤製造、取扱い作業場、6ヶ月に1回測定(有規則28)
- 上記(1)、(6)、(7)、(8)、(10)の作業場は作業観測士・測定機関が測定(作則法3)

[チェック](#)
[へ戻る](#)

測定結果記録(報告書)の作成(法65)

作業環境評価基準に従い評価(法65の2)

測定、評価記録は3～40年間保存(法65、65の2)

第3管理区分と評価された作業場は直ぐに改善し、第2・1管理区分にする(法65の2)

石綿則
[チェック](#)
[へ戻る](#)

受動喫煙防止(法第68の2)

労働者の受動喫煙を防止するため、事業者や事業場の実績に応じ適切ね措置を講ずる。

計画の届出(法88)

下記の危険・有害な作業を必要とする機械等の設置、移転等は工事開始30日前までに所轄労働基準監督署長に届出。

動力プレス、金属その他の鉱物の溶解炉、化学設備、乾燥設備、アセチレン溶接装置、ガス集合溶接機、機械集材装置、運材索道、軌道装置、型枠支保工、架設通路、足場、有機溶剤用密閉装置、局所排気装置、プッシュプル型換気装置、四アルキル鉛をガソリンに混入する業務機械又は装置、第1類物質又は特定第2類物質等を製造する設備、特定化学設備及びその付属設備、特定第2類物質又は管理第2類物質のガス等の発散抑制設備、アクロレインに係る排ガス処理装置、特定化学物質障害予防規則11条1項の廃液処理装置、1・3 - プロパンスルトン等の製造・取扱設備、放射線装置、事務所の空調設備又は機械換気設備で中央管理方式のもの、特定粉じん発生源を有する機械・設備・型ばらし装置、粉じん作業用局所排気装置、プッシュプル型換気装置、石綿等の発散抑制装置、ボイラー、第1種圧力容器、クレーン、移動式クレーン、デリック、エレベーター、建設用リフト、ゴンドラ

[チェック](#)
[へ戻る](#)

一定の建設工事、採石業では工事開始の30日前または14日前までに所轄労働基準監督署長または厚生労働大臣に届出。

3 留意事項

事業者の措置及び労働者順守事項に関する厚生労働省令
(1) 特定化学物質等障害予防規則

[チェック](#)
[へ戻る](#)

特定化学物質一覧表(2017.6.1見直し)

注)赤字 : 特別管理物質

[チェック](#)
[へ戻る](#)

第1類特定化学物質

ジクロロベンジジン及びその塩
アルファ-ナフチルアミン及びその塩
塩素化ビフェニル(PCB)
オルト-トリジン及びその塩

ジアニシジン及びその塩
ベリリウム及びその化合物
ベンゾトリクロリド

第2類特定化学物質

アクリルアミド
アクリロニトリル
アルキル水銀化合物
インジウム化合物
エチルベンゼン
エチレンイミン
エチレンオキシド
塩化ビニル
塩素
オーラミン
オルト-トルイジン
オルト-フタロジニトリル
カドミウム及びその化合物
クロム酸及びその塩
クロロホルム
クロロメチルメチルエーテル
五酸化バナジウム
コバルト及びその無機化合物
コールタール
酸化プロピレン
三酸化ニアンチモン
シアン化カリウム
シアン化水素
シアン化ナトリウム
四塩化炭素
1,4-ジオキサン
1,2-ジクロロエタン
3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン
1,2-ジクロロプロパン
ジクロロメタン

ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト(DDVP)
1,1-ジメチルヒドラジン
臭化メチル
重クロム酸及びその塩
水銀及び無機化合物
スチレン
1,1,2,2-テトラクロロエタン
テトラクロロエチレン
トリクロロエチレン
トリレンジイソシアネート
ナフタレン
ニッケル化合物(粉状の物に限る。)
ニッケルカルボニル
ニトログリコール
パラ-ジメチルアミノアゾベンゼン
パラ-ニトロクロルベンゼン
砒素及びその化合物(アルシン、砒化ガリウムを除)
フッ化水素
ベータ-プロピオラクトン
ベンゼン
ペンタクロルフェノール及びナトリウム塩
ホルムアルデヒド
マゼンタ
マンガン及びその化合物(塩基性マンガンを除く)
メチルイソブチルケトン
沃化メチル
リフラクトリーセラミックファイバー
硫化水素
硫酸ジメチル

第3類特定化学物質

アンモニア
一酸化炭素
塩化水素
硝酸

二酸化硫黄
フェノール
ホスゲン
硫酸

第1類・第2類物質の取扱い作業場に局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設置(特化則3~5)。
局所排気装置又はプッシュプル型換気装置の設置が著しく困難な場合に全体換気装置を設置(特化則5)。
第1類・第2類物質の粉じんを含む排ガス用局所排気装置又はプッシュプル型換気装置に設置(特化則9)。
特定排ガス(フッ化水素等)を排出する製造設備の排気筒等に設置(特化則10)。
特定廃液(塩酸、硝酸等)を排出する装置のための処理設備を設置(特化則11)。
汚染したぼろ、紙くず等をふた付の不浸透容器に納める(特化則12の2)。
バルブ等の開閉報告の表示、色分け区分、送給原材料等の表示等(特化則15、17)。
管理特定化学設備に自動警報設備を設置等(特化則19)。
自動警報装置の設置が困難なときに監視人を置き化学設備を監視(特化則19)。
第1種物質等の製造作業場等の床は不浸透性の材料を使用(特化則21)。
第1・第2類物質製造、取扱い作業場等の立入禁止とその旨の表示(特化則24)。
有資格者の中から作業主任者を選任(特化則27)。
局所排気装置、プッシュプル型換気装置及び除じん装置等については1年に1回定期自主検査を実施。特定化学設備については2年に1回実施(特化則30、31)。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

[チェック](#)
[へ戻る](#)

自主検査の記録を作成し、3年間保存(特化則32)。
 排気装置及び粉じん装置を初めて使用する時又は改造・修理を行ったときに点検を行う。記録を取り3年間保管(特化則33、34、34の2)。
 第1種・第2種類物質製造、取扱い作業場以外の場所に休憩室を設置(特化則37)。
 粉状の物質を取扱う作業用休憩室の床は毎日1回掃除(特化則37)。
 洗眼、洗身、うがい設備、更衣設備、洗たくのための設備の設置(特化則38)。
 作業場での喫煙及び飲食の禁止とその旨の表示(特化則38の2)。
 第1類物質等の製造作業場に注意事項等を掲示(特化則38の3)。
特別管理物質 の取扱い作業場の労働者等の記録を毎月行い30年間保管(特化則38の4)。
 特別有機溶剤を用いる有機溶剤業務を規制(特化則38の8)。
 特殊健康診断を6ヶ月に1回(一部業務従事者に対する胸部エックス線撮影は1年に1回)実施(特化則39)。
 特殊健康診断結果から特定化学物質健康診断個人票を作成し5年間保存。
特別管理物質 に係る労働者の個人票は30年間保管(特化則40)。
 特定化学物質健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署長に提出(特化則41)。
 特定化学物質を取扱う作業場に人数以上の呼吸用保護具を備える(特化則43、45)。

(2)有機溶剤中毒予防規則

有機溶剤(2014.11.4見直し)

第1種有機溶剤

1,2-ジクロロエチレン(二塩化アセチレン) 二硫化炭素

第2種有機溶剤

アセトン

イソブチルアルコール

イソプロピルアルコール(2-プロパノール) 酢酸ノルマル-プロピル

イソペンチルアルコール(イソアミルアルコール) 酢酸ノルマル-ペンチル(酢酸ノルマル-アミル)

エチルエーテル 酢酸メチル

1,1,1-トリクロロエタン シクロヘキサノール

1,1,2-トリクロロエタン シクロヘキサノン

1,1,2-トリクロロエタン N,N-ジメチルホルムアミド

1,1,2-トリクロロエタン テトラヒドロフラン

オルト-ジクロロベンゼン 1,1,1-トリクロロエタン

キシレン トルエン

クレゾール ノルマルヘキサン

クロロベンゼン 1-ブタノール

酢酸イソブチル 2-ブタノール

酢酸イソプロピル メタノール

酢酸イソペンチル(酢酸イソアミル) メチルエチルケトン

酢酸エチル メチルシクロヘキサノール

酢酸ノルマル-ブチル

第3種有機溶剤

ガソリン 石油ベンジン

コールタールナフサ テレピン油

石油エーテル ミネラルスピリット

石油ナフサ

[チェック
へ戻る](#)

有機溶剤の使用量が少ない場合は法適用除外の認定を申請する(有機則3、4)。
 第1種有機溶剤等又は第2種有機溶剤に係る業務を行う屋内作業場等に、密閉設備、局所排気装置、プッシュプル型換気装置のいずれかを発生源ごとに設置(有機則5)。

第3種有機溶剤によるタンク内の作業等(吹付作業を除く)に、上記の排気装置以外に全体換気装置を設置してもよい(有機則6)。

有資格者の中から作業主任者を選任(有機則19)。

局所排気装置等の定期自主検査を1年に1回実施(有機則20)。

局所排気装置を初めての使用時及び分解して改造又は修理を行った時に点検(有機則22)。

自主検査の記録を3年間保管(有機則21)。

屋内作業場に有機溶剤の取扱上の注意事項等を掲示(有機則24)。

[チェック
へ戻る](#)

第1種:赤、第2種:黄、第3種:青で表示(有機則25)。
特殊健康診断を6ヶ月に1度定期的実施。健康診断結果から有機溶剤等健康診断個人票を作成し5年間保存(有機則30)。
有機溶剤等健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署長に提出(有機則30の3)。
屋内に貯蔵する場合、ふた付の堅固な容器に入れる(有機則35)。
有機溶剤が入っていた空容器は密閉するか屋外に集積保管(有機則36)。
局所排気装置等の定期自主検査を1年に1回実施(有機則20)。
局所排気装置を初めての使用時及び分解して改造又は修理を行った時に点検(有機則22)。
自主検査の記録を3年間保管(有機則21)。
屋内作業場に有機溶剤の取扱上の注意事項等を掲示(有機則24)。
第1種:赤、第2種:黄、第3種:青で表示(有機則25)。
特殊健康診断を6ヶ月に1度定期的実施。健康診断結果から有機溶剤等健康診断個人票を作成し5年間保存(有機則30)。
有機溶剤等健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署長に提出(有機則30の3)。
屋内に貯蔵する場合、ふた付の堅固な容器に入れる(有機則35)。
有機溶剤が入っていた空容器は密閉するか屋外に集積保管(有機則36)。

(3)鉛中毒予防規則

鉛作業を行う作業場に密閉設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置、除じん装置を設置(鉛則5~27)。
はんだ付け作業場に局所排気装置、プッシュプル型換気装置又は全体換気装置を設置(鉛則16)。
有資格者の中から作業主任者を選任(鉛則33)。
局所排気装置及び除じん装置の自主権さを1年に1回実施(鉛則48)。
自主検査の記録を作成し3年間保管(鉛則36)。
休憩室は鉛業務を行う作業場以外の場所に設置(鉛則45)。
作業場、休憩室、食堂の床を毎日1回掃除(鉛則48)。
作業場に手洗い用溶液、つめブラシ、石けん、うがい液を用意(鉛則49)。
屋内の作業場所での喫煙及び飲食を禁止し、その旨を表示(鉛則51)。
特殊健康診断を6ヶ月(一部1年)に1度定期的実施。健康診断結果から有機溶剤等健康診断個人票を作成し5年間保管(鉛則53)。
特殊健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署長に提出(鉛則55)。
粉状の鉛等を取扱う作業者は作業衣を着用する(鉛則59)。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(4)四アルキル鉛中毒予防規則

四アルキル鉛及びこれを含む製剤は、毒物及び劇物取締法において用途が規制されており、石油精製業者によるガソリンへの混入のみが認められている。

(5)電離放射線障害予防規則

電離放射線は、線、線、紫外線、Y線、中性子線がある。レントゲン、放射線治療、食器や調理器具の消毒、非破壊検査、原子力発電等に利用されている。

(6)粉じん障害防止規則

鉱物等を採掘したり、粉碎する等の作業。一般粉じん発生施設はテキストP62表を参照のこと。

(7)石綿障害予防規則

事前調査(第3条の1項)

事業者は石綿等による労働者の健康被害を防止するため、あらかじめ当該建築物、工作物又は船舶(鋼製の船舶に限る。以下同じ。)について、石綿等の使用の有無を目視、設計図等により調査し、その結果を記録しておかなければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

事前調査(第3条の2項)

事業者は、前項の調査を行ったにもかかわらず、当該建築物、工作物又は船舶について石綿等の使用の有無が明らかとならなかったときは、石綿等の素養の有無を分析により調査し、その結果を記録しておかなければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

石綿等の使用の状況の通知(第8条)

石綿を有する建築物、工作物又は船舶の解体、破砕等の作業(石綿の除去の作業を含む)、石綿等の封じ込め又は囲い込み作業を行う仕事の発注者(注文者のうち、その仕事を他の者から請負わないで注文している者をいう。)は、当該仕事の請負人に対し、当該仕事に係る建築物、工作物又は船舶における石綿等の使用状況等を通知するよう努めなければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

[チェック](#)
[へ戻る](#)

建築物の解体工事等の条件(第9条)

石綿を有する建築物、工作物又は船舶の解体、破砕等の作業(石綿の除去の作

業を含む)、石綿等の封じ込め又は囲い込み作業を行う仕事の発注者は、石綿等の使用の有無の調査、当該作業等の方法、費用又は工期等について、法及びこれに基づく命令の規定の順守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

石綿等にはく露するおそれがある建物等における業務に係る措置 (第10条の1項)

事業者はその労働者を就業させる建築物若しくは船舶の壁、柱、天井等又は当該建築物若しくは船舶に設置された工作物に吹き付けられた石綿等又は貼り付けられた保温材、耐火被覆材等が破損、劣化等により石綿等の粉じんを発生させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれがある時は、当該吹き付けられた石綿等又は保温材、耐火被覆材等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

石綿等にはく露するおそれがある建物等における業務に係る措置 (第10条の2、3項)

事業者は、その労働者を臨時に就業させる建築物若しくは船舶の壁、柱、天井等又は当該建築物若しくは船舶に設置された工作物に吹き付けられた石綿等又は貼り付けられた保温材、耐火被覆材等が破損、劣化等により石綿等の粉じんを発生させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれがある時は、労働者に呼吸用保護具及び作業衣又は保護衣を使用させなければならない。

また、労働者は事業者から保護具の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない(第10条の2、3項)。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

石綿等にはく露するおそれがある建物等における業務に係る措置 (第10条の4項)

建築物の貸与者は、当該建築物の貸与を受けた事業者が共用する廊下の壁等に吹き付けられた石綿等又は貼り付けられた保温材、耐火被覆材等が破損、劣化等により石綿等の粉じんを発生させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれがある時は、当該吹き付けられた石綿等又は保温材、耐火被覆材等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならない(第10条の4項)。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

業務に係るその他の措置(作業に係る設備等)(第12条の1、2項)

事業者は、石綿等の粉じんが発生する屋内作業については、当該粉じんの発生源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けなければならない。ただし、当該粉じんの発散原を密閉する設備、局所排気装置若しくはプッシュプル型換気装置の設置が著しく困難なとき、又は臨時の作業を行うときは、この限りではない。ただし、発散原を密閉する設備、局所排気装置若しくはプッシュプル型換気装置を設けない場合は全体換気装置を設け、又は当該石綿を湿潤な状態にする等労働者の健康障害を予防するため必要な措置を講じなければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

管理(石綿作業主任者の選任)(第19条)

事業者は、令第6条第23号に掲げる作業については、石綿作業主任者技能講習を修了した者のうちから、石綿作業主任者を選任しなければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

定期自主検査(第21、22、23条)

令第15条第1項第9号の厚生労働省令で定める局所排気装置等は、1回/年、定められた事項に関し自主検査を行い、記録を残し3年間保存しなければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

4 労働安全衛生法の改正された法律

(1) 化学物質管理のあり方の見直し～危険性又は有害性等のリスクアセスメントの義務化(法57の3 令別表9則34の2～34の2の7:平成29年3月1日改正施行)

事業者は、第57条第1項に規定する表示義務の対象物および通知対象物(667物質)を新規に採用する場合等には、リスクアセスメントを実施しなければならない。事業者はリスクアセスメントの結果に基づく、事業場に合った労働者の危険または健康障害を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(2) 心理的な負担の程度を把握するための検査等(法66の10則52の9～52の21)

労働者に対し、1年に1回定期的に、心理的な負担の程度を把握するための検査を実施、面接指導の実施(労働者数50人未満の事業場は、当面猶予)。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(3) 受動喫煙の防止(法68の2)

事業者は、労働者の受動喫煙(室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わないことをいう。)を防止するため、当該事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講ずるよう努めるものとする(第68条の2)。

国は、労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るため、必要な資料の提供、作業環境測定及び健康診断の実施の促進、受動喫煙の防止のための設備の設置の促進、事業場における健康教育等に関する指導員の確保及び資質の向上の促進その他の必要な援助に努めるものとする(第71条)。

家電リ法
[チェック](#)
[へ戻る](#)

家電リサイクル法 (特定家庭用機器再商品化法)

[目次](#)

1. 適用要否の確認

【特定家庭用機器とは】(法第2条、令第1条)

特定家庭用機器とは、一般消費者が通常生活の用に供する電気機械機器その他の機械機器であって、市町村等の廃棄物処理において再商品化が困難なもの、資源の有効利用を図る上で再資源化が特に必要なもの、その設計又は原材料の選択が再商品化の実施に影響を及ぼすもの、小売販売業者による円滑な収集が確保できるもののいずれにも該当するものとして政令で定められた、ユニット型エアコンディショナー、テレビ受信機(ブラウン管式、液晶式、プラズマ式)、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機、衣類乾燥機をいう。

特定家庭用機器廃棄物とは、特定家庭用機器が廃棄物処理法第2条第1項に規定する廃棄物となったものをいう。

(確認 1: 特定家庭用機器を販売していますか?)

特定家庭用機器を販売している 適用を受ける 2A(P109)の順守が必要!
特定家庭用機器を販売していない 適用を受けない

(確認 2: 特定家庭用機器を製造又は輸入していますか?)

特定家庭用機器を製造又は輸入している 適用を受ける 2B(P110)の順守要!
特定家庭用機器を製造又は輸入していない 適用を受けない

[チェック
へ戻る](#)

2. 順守内容

(1) 事業者の責務(法第6条)

事業者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用し特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制し、排出する場合には再商品化等が確実に実施されるよう適切な者に引渡し、料金の支払いに応じることにより再商品化等の措置に協力しなければならない。

[チェック
へ戻る](#)

(2) 製造事業者等の責務(法第4条)

特定家庭用機器の製造等を業として行う者は、特定家庭用機器の耐久性の向上及び修理の実施体制の充実を図る等により特定家庭用機器廃棄物の発生を抑制するよう努めるとともに、その設計及びその部品又は原材料の選択を工夫すること等により特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に関する費用を低減するよう努めなければならない。

(3) 小売業の責務(法第5条)

特定家庭用機器の小売販売を業として行う者は、消費者が特定家庭用機器を長期間使用できるよう必要な情報を提供するとともに、消費者による特定家庭用機器廃棄物の適正な排出を確保するため協力するように努めなければならない。

[チェック
へ戻る](#)

2A 特定家庭用機器小売業者

(1) 引取義務(法第9条)

小売業者は、自らが過去に販売した物や販売に際し同種の特定家庭用機器廃棄物の引き取りを求められたときは、正当な理由がある場合を除き特定家庭用機器廃棄物を引き取らなければならない。

[チェック
へ戻る](#)

(2) 引渡義務(法第10条)

小売業者は、特定家庭用機器廃棄物を引取ったときは、自ら特定家庭用機器として再度使用する場合や再度使用又は販売する者に有償又は無償で譲渡する場合を除き、その特定家庭用機器廃棄物を引取るべき製造業者等に引渡さなければならない。

(3) 引取料金の公表(法第11条、第12条、第13条)

小売業者は、廃棄物を引渡すために行なう収集及び運搬に関する料金を請求することができる。その料金について、あらかじめ公表しなければならない。

(4) 特定家庭用機器廃棄物管理票の交付(法第43条、則第33条)

小売業者は、排出者から特定家庭用機器廃棄物を引取るときは、管理票に所定の事項

を記載し、排出者に管理票野写しを交付しなければならない。

(5) 指導及び助言(法第15条)

主務大臣は、小売業者に対し、特定家庭用機器廃棄物の引取り又は引渡しの実施を確保するため必要があると認めるときは、その引取り又は引渡しの実施に関し必要な指導及び助言をすることができる。

(6) 勧告及び命令(法第16条)

主務大臣は、正当な理由がなくて特定家庭用機器廃棄物の引取り又は引渡しをしない小売業者があるときは、その小売業者に対し、その引取り又は引渡しをすべき旨の勧告をすることができる。また勧告を受けた小売業者が正当な理由がなくて、その勧告に係る措置をとらなかったときは、その小売業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

2B 特定家庭用機器製造業者等

(1) 引取義務と指定引取場所の公表(法第17条、則第16条)

製造業者等は、自らが製造・輸入した特定家庭用機器廃棄物の引き取りを求められた場合には、正当な理由がある場合を除きこれを引き取らなければならない。また指定引取場所について所定事項を公表しなければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(2) 再商品化等実施義務(法第18条、第22条、令第3条)

製造業者等は、引き取った特定家庭用機器廃棄物について遅滞なく再商品化をしなければならない。再商品化を行う場合には、毎年ごとに政令で定める基準に従わなければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(3) 再商品化等料金の公表(法第19条、法第20条、則第8条)

製造業者等は、特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に必要な行為に関し料金を請求することができる。その商品化に必要な料金の金額を予め時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙へ掲載、インターネットの利用その他の適切な方法で公表しなければならない。

小家リ法
[チェック](#)
[へ戻る](#)

(4) 指導及び助言(法第27条)

主務大臣は、製造業者等に対し、特定家庭用機器廃棄物の引取り又は特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に必要な行為の実施を確保するため必要があると認めるときは、その引取り又は再商品化等に必要な行為の実施に関し必要な指導及び助言をすることができる。

(5) 勧告及び命令(法第28条)

主務大臣は、正当な理由がなくて特定家庭用機器廃棄物の引取り又は再商品化等に必要な行為をしない製造業者等があるときは、その製造業者等に対し、その引取り又は再商品化等に必要な行為をすべき旨の勧告をすることができる。また勧告を受けた製造業者等が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、その製造業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 留意事項

(1) 基本方針(法第3条)

主務大臣は、特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等を総合的かつ計画的に推進するため、特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等に関する基本方針を定めるものとする。

[目次へ](#)

小型家電リサイクル法

目次

1. 適用要否の確認

【小型電子機器等とは】(法2条、令第1条)

小型電子機器等とは、一般消費者が通常生活の用に供する電子機器その他の電気機械器具(特定家庭用機器再商品化法に規定するものを除く)であって、当該電気機械器具が廃棄物となった場合においてその効率的な収集及び運搬が可能であると認められるもの及び当該電気機械器具が廃棄物となった場合におけるその再資源化が廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用を図る上で特に必要なもののうち、当該再資源化に係る経済性の面における制約が著しくないと認められるものとしてのいずれにも該当するものとして政令で定められた、電話機やファクシミリ装置その他の優先通信機械器具、携帯電話端末やPHS端末にその他の無線通信機械器具、デジタルカメラやビデオカメラ及びDVDレコーダーその他の映像用機械器具、パーソナルコンピューターやプリンターその他の印刷装置等(一般消費者が通常生活の用に供する電気機械器具であるものに限るものとし、これらの付属品を含む)をいう。

使用済小型電子機器等とは、小型電子機器等のうち、その使用を終了したものをいう。

【確認 1:再資源化認定事業者ですか?】

再資源化認定事業者である 適用を受ける 2A(P111)の順守が必要!
再資源化認定事業者でない 適用を受けない

【再資源化認定事業者とは】(法第10条)

再資源化認定事業者とは、使用済小型電子機器等の再資源化のための使用済小型電子機器等の収集運搬及び処分の事業を行おうとする者であって、主務省令で定めるところにより使用済小型電子機器等の再資源化事業の実施に関する計画の認定を受けた者をいう。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

2. 順守内容

(1)事業者の責務(法第7条)

事業者は、その事業活動に伴って生じた使用済小型電子機器等を排出する場合にあっては、当該使用済小型電子機器等を分別して排出し、当法により認定を受けた者その他使用済小型電子機器等の収集若しくは運搬又は再資源化を適正に実施し得る者に引渡すよう努めなければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(2)製造事業者等の責務(法第9条)

小型電子機器等の製造を業として行う者は、小型電子機器等の設計及びその部品又は原材料の種類を工夫することにより使用済小型電子機器等の再資源化に要する費用を低減するとともに、使用済小型電子機器等の再資源化により得られた物を利用するよう努めなければならない。

(3)小売業者の責務(法第8条)

小型電子機器等の小売販売を業として行う者は、消費者による使用済小型電子機器等の適正な排出を確保するために協力するよう努めなければならない。

2A 再資源化認定事業者

(1)再資源化事業計画の認定(法第10条、則第2条～第7条、第13条)

使用済小型電子機器等の再資源化のための使用済小型電子機器等の収集運搬及び処分の事業を行おうとする者は、主務省令で定めるところにより使用済小型電子機器等の再資源化事業の実施に関する計画を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。

認定事業は、当該認定に係る再資源化事業を廃止したときは、その旨を速やかに主務大臣に届け出なければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(2)使用済小型電子機器等の引取りに応ずる義務(法第12条、則第14条)

認定事業者は、再資源化事業計画における区域内の市町村から当該市町村が分別して収集した使用済小型電子機器等の引取りを求められたときは、主務政令が定める正当な理由がある場合を除き、当該使用済小型電子機器等を引き取らなければならない。

[チェック](#)
[へ戻る](#)

(3)表示等(則第8条)

認定事業者は、毎年、その一年間における当該認定に係る使用済小型電子機器等の収集又は運搬を行うときは、所定事項を当該運搬車の外から見やすいように表示するものとする。及び当該運搬車に所定事項を記載した書面又は電磁的記録を備え付けるものとする。

[チェック
へ戻る](#)

(4)報告(法第16条、則第15条)

認定事業者は、毎年、その一年間における当該認定に係る再資源化事業の実施の状況自動車リ
に関し所定事項を記載した報告書を主務大臣に提出しなければならない。

[チェック
へ戻る](#)

(5)指導及び助言(法第15条)

主務大臣は、認定事業者に対し、認定計画に係る再資源化事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

3 留意事項

(1)基本方針(法第3条)

主務大臣は、使用済小型電子機器等の再資源化を総合的かつ計画的に推進するため、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する基本方針を定めるものとする。

[目次へ](#)

自動車リサイクル法

[目次](#)

1. 適用要否の確認

【対象となる自動車とは】(法第2条、令第1条、特殊用途使用自動車を定める省令)

対象となる自動車は道路運送車両法第2条2項に規定する自動車のうち、被牽引車、及び同法第3条に規定する小型自動車や軽自動車であって二輪のもの、大型特殊自動車や小型特殊自動車、並びに政令で定める農業林業機械用自動車、カタビラやソリを有する自動車、競走用自動車、自衛隊装甲車輛、及び政令で定めるホイール式高所作業車、無人搬送車等を除いた自動車とされている。

（確認 1: 所有自動車を廃棄しますか？）

所有自動車を廃棄する 適用を受ける 2A(P114)の順守が必要！
所有自動車を廃棄しない 適用を受けない

[チェック
へ戻る](#)

（確認 2: 引取業者ですか？）

引取業者である 適用を受ける 2B(P114)の順守が必要！
引取業者でない 適用を受けない

（確認 3: フロン類回収業者ですか？）

フロン類回収業者である 適用を受ける 2C(P114)の順守が必要！
フロン類回収業者でない 適用を受けない

（確認 4: 解体業者ですか？）

解体業者である 適用を受ける 2D(P115)の順守が必要！
解体業者でない 適用を受けない

（確認 5: 破砕業者ですか？）

破砕業者である 適用を受ける 2E(P116)の順守が必要！
破砕業者でない 適用を受けない

[目次](#)

（確認 6: 自動車製造業又は自動車輸入業ですか？）

自動車製造業又は自動車輸入業である 適用を受ける 2F(P117)の順守要！
自動車製造業又は自動車輸入業でない 適用を受けない

2. 順守内容

(1) 自動車所有者の責務(法第5条)

自動車所有者は、自動車をなるべく長期間使用することにより自動車が使用済自動車となることを抑制すること、及び自動車の購入に当たっては再資源化実施に配慮して製造された自動車を選択すること、並びに自動車の修理に当たっては使用済自動車の再資源化によって得られたもの等やそれを使用するものを使用すること等により使用済自動車の再資源化等を促進するよう努めなければならない。

(2) 関連事業者の責務(法第4条)

関連事業者は、使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理と資源の有効利用の確保を図るため再資源化に関する知識や能力の向上に努めなければならない。

(3) 自動車製造業者等の責務(法第3条)

自動車製造業者等は、自動車の設計及び部品や原材料の種類を工夫することにより、自動車が長期間使用されることを促進し、使用済自動車の再資源化等を容易にすること、再資源化等に要する費用を低減すること、及び再資源化の実施を適正かつ円滑に行うために関連事業者に対し自らが製造等をした自動車の構造と部品や原材料に関する情報を適切に提供することや再資源化の実施に協力するよう努めなければならない。

2A 自動車の所有者

(1) 使用済自動車の引渡義務(法第8条)

自動車の所有者は、自動車が使用済自動車となったときは、引取業者に使用済自動車を引き渡さなければならない。

[チェック
へ戻る](#)

(2) 再資源化預託金等の預託義務(法第73条)

自動車の所有者は、自動車が最初の自動車登録ファイルへの登録を受けるまでに、自動車に係る再資源化等料金に相当する額に金銭を再資源化等預託金として資金管理法に預託しなければならない。

2B 引取業者

(1) 登録及び標識掲示義務(法第42条、第50条)

引取業を行うとする者は、事業所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

(2) 引取義務(法第9条)

引取業者は、使用済自動車の引取を求められたときは、再資源化預託金等が預託されていることを確認し、正当な理由がある場合を除き、引取を求めた者から当該使用済自動車を引取らなければならない。

(3) 引渡義務(法第10条)

引取業者は、使用済自動車を引取ったときは、速やかに、使用済自動車に特定エアコンディショナーが搭載されている場合はフロン類回収業者に、搭載されていない場合は解体業者に、その使用済自動車を引渡さなければならない。

(4) 書面交付(法第80条)

引取業者は、使用済自動車を引取るときは、引取を求めた者に対し、氏名・名称、車台番号等をその他の事項を記載した書面を交付しなければならない。

(5) 報告(法第81条、第82条)

引取業者は、使用済自動車等を引取ったとき又は引渡したときは、使用済自動車等の車台番号その他の事項を電子情報処理組織を使用して情報管理センターに報告しなければならない。

(6) 指導及び助言(法第19条)

都道府県知事は、その登録を受けた引取業者に対し、使用済自動車若しくは解体自動車の引取り若しくは引渡し、特定再資源化等物品の引渡し又は使用済自動車若しくは解体自動車の再資源化に必要な行為の実施を確保するため必要があると認めるときは、その引取り若しくは引渡し又は再資源化に必要な行為の実施に関し必要な指導及び助言をすることができる。

(7) 勧告及び命令(法第20条)

都道府県知事は、正当な理由がなくて引取り若しくは引渡し又は再資源化に必要な行為をしない関連事業者があるときは、その関連事業者に対し、その引取り若しくは引渡し又は再資源化に必要な行為をすべき旨の勧告をすることができる。また勧告を受けた関連事業者が正当な理由がなくて、その勧告に係る措置をとらなかったときは、その関連事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

2C フロン類回収業者

(1) 引取義務(法第11条)

フロン類回収業者は、引取業者から使用済自動車の引取りを求められたときは、当該使用済自動車を引取らねなければならない。

(2) 回収義務(法第12条)

フロン類回収業者は、使用済自動車を引取ったときは、主務省令で定めるフロン類の回収に関する基準に従い、エアコンディショナーからフロン類を回収しなければならない。

(3) フロン類の引渡し義務(法第13条)

フロン類の回収業者は、フロン類を回収したときは、自らフロン類の再利用をする場合を除き、自動車製造業者等にフロン類を引渡さなければならない。自動車製造業者等が引

取基準を定めているときは、引取基準に従いこれを引渡さなければならない。

フロン類を引渡すときは、主務省令で定めるフロン類の運搬に関する基準に従い、当該フロン類を運搬しなければならない。

(4) 使用済自動車の引渡義務(法第14条)

フロン類回収業者は、速やかに、フロン類を回収した後の使用済自動車を解体業者に引渡さなければならない。

(5) フロン類回収料金(法第23条)

フロン類回収業者は、自動車製造業者等にフロン類を引渡したときは、主務省令で定めるところにより、自動車製造業者等に対し、フロン類の回収及びフロン類を引渡すために行なう運搬に要する費用に関し、フロン類の回収の適正かつ確実な実施を確保する観点から主務省令で定める基準に従って当該自動車製造業者等が定める額の金銭(フロン類回収料金)の支払いを請求することができる。

(6) フロン類回収業者の登録及び標識掲示義務(法第53条、第59条)

フロン回収業を行おうとする者は、事業所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

(7) 報告(法第81条、第82条)

使用済自動車等を引取ったとき又は引渡したときは、使用済自動車等の車台番号その他の事項を電子情報処理組織を利用して情報管理センターに報告しなければならない。

(8) 指導及び助言(法第19条)

都道府県知事は、その登録を受けたフロン回収業者に対し、使用済自動車若しくは解体自動車の引取り若しくは引渡し、特定再資源化等物品の引渡し又は使用済自動車若しくは解体自動車の再資源化に必要な行為の実施を確保するため必要があると認めるときは、その引取り若しくは引渡し又は再資源化に必要な行為の実施に関し必要な指導及び助言をすることができる。

(9) 勧告及び命令(法第20条)

都道府県知事は、正当な理由がなくて引取り若しくは引渡し又は再資源化に必要な行為をしない関連事業者があるときは、その関連事業者に対し、その引取り若しくは引渡し又は再資源化に必要な行為をすべき旨の勧告をすることができる。また勧告を受けた関連事業者が正当な理由がなくて、その勧告に係る措置をとらなかったときは、その関連事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

2D 解体業者

(1) 引取義務(法第15条)

解体業者は、使用済自動車の引取りを求められたときは、引き取らなければならない。

(2) 再資源化実施義務等(法第16条)

解体業者は、引き取った使用済自動車の解体を行うときは、使用済自動車から有用な部品を分離して部品その他製品の一部として利用することができる状態にすることその他の使用済自動車の再資源化を行わなければならない。

再資源化は、解体業者による使用済自動車の再資源化に関する基準として主務省令で定める基準に従い、行わなければならない。

解体業者は、使用済自動車から指定回収物品を回収し、自動車製造業者等に指定回収物品を引渡さなければならない。

解体業者は、引き取った使用済自動車の解体を行ったときは、他の解体業者又は破砕業者に当該使用済自動車に係る解体自動車を引渡さなければならない。

(3) 指定回収料金(法第23条)

解体業者は、自動車製造業者等に指定回収物品を引渡すときは、主務省令で定めるところにより、自動車製造業者等に対し、指定回収物品の回収及び指定回収物品を引渡すために行なう運搬に関する費用に関し、指定回収物品の適正かつ確実な実施を確保する観点から主務省令で定める基準に従って当該自動車製造業者等が定める額の金銭(指定回収料金)の支払いを請求することができる。

(4) 解体業の許可及び標識掲示義務(法第60条、第65条)

解体業を行おうとする者は、事業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

(5)記録保持義務(法第16条)

解体業者は、解体自動車全部利用者(解体自動車を引取り、当該解体自動車の全部を鉄鋼の原料として利用する方法その他の残さを発生させないものとして主務省令で定める方法によりこれを利用する者)に解体自動車を引渡したときは、その事実を証する書面として主務省令で定めるものをその引渡しの日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

(6)報告(法第81条、第82条)

使用済自動車等を引取ったとき又は引渡したときは、使用済自動車等の車台番号その他の事項を電子情報処理組織を使用して情報管理センターに報告しなければならない。

(7)指導及び助言(法第19条)

都道府県知事は、その許可を受けた解体業者に対し、使用済自動車若しくは解体自動車の引取り若しくは引渡し、特定再資源化等物品の引渡し又は使用済自動車若しくは解体自動車の再資源化に必要な行為の実施を確保するため必要があると認めるときは、その引取り若しくは引渡し又は再資源化に必要な行為の実施に関し必要な指導及び助言をすることができる。

(8)勧告及び命令(法第20条)

都道府県知事は、正当な理由がなくて引渡し若しくは引渡し又は再資源化に必要な行為をしない関連事業者があるときは、その関連事業者に対し、その引取り若しくは引渡し又は再資源化に必要な行為をすべき旨の勧告をすることができる。またコン国を受けた関連事業者が正当な理由がなくて、その勧告に係る措置を取らなかったときは、その関連事業者に対し、その勧告に係る措置を取るべきことを命ずることができる。

2E 破砕業者

(1)引取義務(法第17条)

破砕業者は、解体業者から解体自動車の引取りを求められたときは、解体自動車を引取らなければならない。

(2)再資源化実施義務等(法第18条)

破砕事業者は、その引取った解体自動車の破砕前処理を行うときは、破砕業者による解体自動車の再資源化を促進するための破砕前処理に関する基準として主務省令で定める基準に従い、その破砕前処理を行わなければならない。

破砕業者は、破砕前処理を行ったときは、自ら破砕前処理を行った後にその解体自動車の破砕を行う場合を除き、他の破砕業者(破砕前処理のみを業として行う者を除く。)に解体自動車を引渡さなければならない。

破砕業者は、その引取った解体自動車の破砕を行うときは、解体自動車から有用な金属を分離して原材料として利用することができる状態にすることその他の解体自動車の再資源化を行わなければならない。再資源化は、破砕業者による解体自動車の再資源化に関する基準として主務省令で定める基準に従い、行わなければならない。

破砕業者は、破砕を行ったとき、自動車製造業者等に自動車破砕残さを引渡さなければならない。当該自動車製造業者等が引取り基準を定めているときは、引取基準に従い、引渡さなければならない。

(3)破砕業の許可及び標識掲示義務(法第67条、第72条)

破砕業を行おうとする者は、当該業を行おうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

(4)報告(法第81条、82条)

使用済自動車を引取ったとき又は引渡したときは、使用済自動車等の車台番号その他の事項を電子情報処理組織を使用して情報管理センターに報告しなければならない。

(5)指導及び助言(法第19条)

都道府県知事は、その許可を受けた破砕業者に対し、使用済自動車若しくは解体自動車に引取り若しくは引渡し、特定再資源化物品等の引渡し又は使用済自動車若しくは解体自動車の再資源化に必要な行為の実施を確保するため必要があると認めるときは、その引取り若しくは引渡し又は再資源化に必要な行為の実施に関し必要な指導及び助言をすることができる。

(6)勧告及び命令(法第20条)

都道府県知事は、正当な理由がなくて引取り若しくは引渡し又は再資源化に必要な行為をしない関連事業者があるときは、その関連事業者に対し、その引取り若しくは引渡し又は

再資源化に必要な行為をすべき旨の勧告をすることができる。また勧告を受けた関連事業者が正当な理由がなくて、その勧告に係る措置をとらなかったときは、その関連事業者に対し、その勧告に係る措置を取るべきことを命ずることができる。

2F 自動車製造業者等

(1) 引取義務(法第21条)

自動車製造業者等は、フロン類回収業者、解体業者又は破碎業者から自らが製造等をした自動車に係る特定再資源化等物品の引取りを求められたときは、指定引取場所において、特定再資源化等物品を引取らなければならない。

(2) 引取基準(法第22条)

自動車製造業者等又は指定再資源化機関は、特定再資源化等物品の適正かつ確実な引取りを確保する観点から主務省令で定める基準に従い、特定再資源化等物品の引取基準を定めることができる。

(3) フロン類回収料金及び指定回収料金(法第23条)

自動車製造業者等は、請求があった場合には、フロン類回収料金又は指定回収料金を支払わなければならない。

自動車製造業者等は、主務省令で定めるところにより、フロン類回収料金及びして回収料金について、あらかじめ公表しなければならない。

(4) 再資源化実施義務等(法第25条)

自動車製造業者等は、特定再資源化物品を引取ったときは、遅滞なく、当該特定再資源化物品の再資源化を行わなければならない。

再資源化(指定再資源化機構が行うものを除く)は、特定再資源化物品ごとに主務省令で定める再資源化を実施すべき量に関する基準に従い、行わなければならない。

(5) フロン類の破壊義務等(法第26条)

自動車製造業者等は、フロン類を引取ったときは、遅滞なく、フロン類の破壊をフロン類破壊業者に委託しなければならない。自動車製造業者等は、フロン類をフロン類破壊業者に引渡すときは、主務省令で定めるフロン類の運搬に関する基準に従い、当該フロン類を運搬しなければならない。

(6) 再資源化等に係る料金の公表等(法第34条)

自動車製造業者等は、主務省令で定めるところにより、自らが製造等をした自動車に係る自動車破碎残さの再資源化、指定回収物品の再資源化及びフロン類の破壊について、これを販売するときまでに、当該各号に定める料金を定め、これを公表しなければならない。

(7) 再資源化預託金等の払渡し(法第76条)

自動車製造業者等は、特定再資源化等物品を引取ったときは、特定再資源化等物品に係る再資源化等預託金について、資金管理法人に対し、払渡しを請求することができる。

(8) 報告(法第81条、第82条)

自動車製造業者は、使用済自動車等を引取ったとき又は引渡したときは、使用済自動車等の車台番号その他の事項を電子情報処理組織を使用して情報管理センターに報告しなければならない。

(9) 帳簿備付け義務(法第27条)

自動車製造業者は、主務省令で定めるところにより、帳簿を備え、特定再資源化等物品の再資源化等に関し主務省令で定める事項を記載し、記録し保存しなければならない。

(10) 指導及び助言(法第37条)

主務大臣は、自動車製造業者等に対し、特定再資源化等物品の引取り又は再資源化等に必要な行為の実施を確保するため必要があると認めるときは、その引取り又は再資源化等に必要な行為の実施に関し必要な指導及び助言をすることができる。

(11) 勧告及び命令(法第38条)

主務大臣は、正当な理由がなくて特定再資源化等物品の引取又は再資源化等に必要な行為をしない自動車製造業者があるときは、その自動車製造業者に対し、その引取り又は再資源化等に必要な行為をすべき旨の勧告をすることができる。また、勧告を受けた自動車製造業者等が正当な理由がなくて、その勧告に係る措置をとらなかったときは、その自動車製造業者等に対し、その勧告に係る措置を取るべきことを命ずることができる。